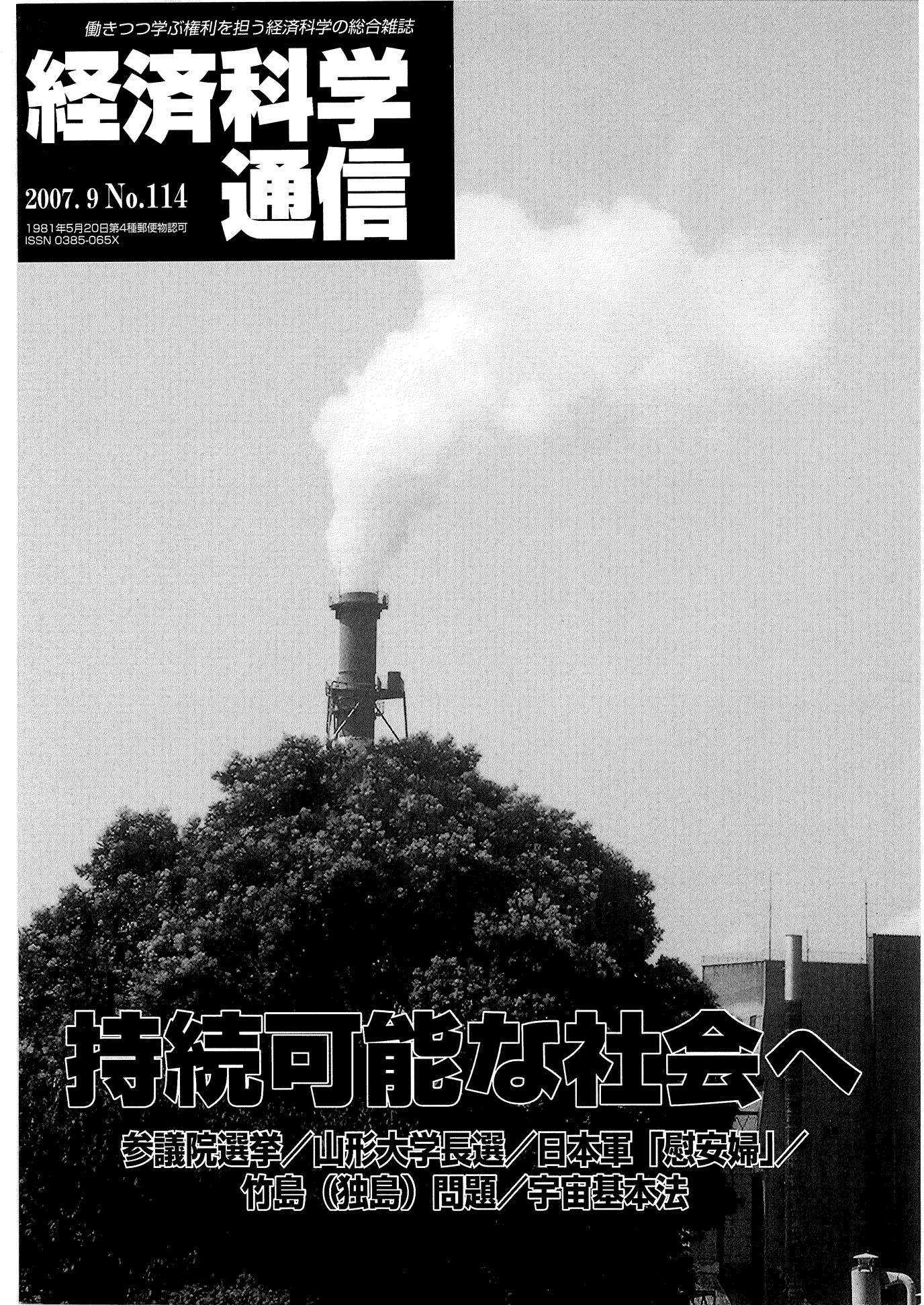


働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

# 経済科学 通信

2007. 9 No.114

1981年5月20日第4種郵便物認可  
ISSN 0385-065X



## 持続可能な社会

参議院選挙／山形大学長選／日本軍『慰安婦』  
竹島（独島）問題／宇宙基本法

「人間発達の経済学」の革新は現代経済学を革新する

基礎経済科学研究所

# ’07 研究大会

2007年9月22, 23日(土, 日)  
於 京都大学経済学部

## 9/22 「人間発達の経済学」の革新=共通セッション①

許 崇正	南京師範大学教授	『中国における「人間発達の経済学」』
富沢賢治	聖学院大学教授	『「労働の社会化論」から見た人間発達の経済学』(仮)
大谷禎之介	法政大学名誉教授	『アソシエートした諸個人の生成と発展』(仮)

## 9/23 記念講演 池上 慎 京大名誉教授 共通セッション②=パネルディスカッション

森岡孝二	関西大学教授	大西 広	京都大学教授
中村浩爾	大阪経済法科大学名誉教授	増田和夫	京都経済短期大学講師
藤岡 慎	立命館大学教授		

両日の午前は14の並行セッションで「人間発達の経済学」を縦横に議論!!  
参加費 所員 3,000円 院生など 2,000円 その他 4,000円

### 前日に特別プレシンポ

(9/21, 4:00pm-, 経済学部第101演習室)

李 暁墅 南京師範大学教授 「企業管理活動と人間発達」

# 経済科学通信

*Letters of Economic Science*

第114号(2007年9月)

## NEWSを読み解く

### 自民党の勝ち方負け方

— 2007年参院選を考える — .....	神谷 章生	2
山形大学学長選考をめぐる異常事態について .....	品川 敦紀	5
日本軍「慰安婦」問題が問いかけていていること .....	方 清子	10
竹島=独島から考える領有権問題と「竹島密約」 .....	大西 広	14
宇宙の戦場化への道を開く宇宙基本法案の上程 .....	藤岡 悤	18

SPECIAL EDITION  
特集

## 持続可能な社会へ

### 持続可能な社会の実現に向けて

— エネルギー問題をどうするか — .....	深尾 正之	20
早急な対策が必要なエネルギー・環境問題 .....		
— 基礎研2007年度春季研究交流集会に参加して — .....	八尾 信光	26
地球温暖化問題と持続可能な発展についての一考察 .....	阪本 将英	32
規範哲学から見た地球温暖化問題 .....	碓井 敏正	39

### 研究論文

文化産業の発展と著作権問題の現代的展開 .....	中谷 武雄	45
---------------------------	-------	----

### 投稿論文

最適資産税についての一考察 .....	大畑 智史	55
---------------------	-------	----

### 読書ノート

小森治夫『府県制と道州制』 .....	藤田 安一	60
---------------------	-------	----

書評 .....		66
----------	--	----

伊佐淳・松尾匡・西川芳昭編著『市民参加のまちづくり（コミュニティビジネス編）地域の自立と持続可能性』／ハーマン・E・デイリー著 新田功・蔵本忍・大森正之共訳『持続可能な発展の経済学』

### 勤労・実践を捉えかえす学び(10)

#### 「市民の大学」を創る

— 京都自由大学の試みから — .....	重本 直利	71
-----------------------	-------	----

### 誌面批評

#### 「特集 憲法と経済」

— 『経済科学通信』113号を読んで — .....	澤野 義一	78
----------------------------	-------	----

## 自民党の勝ち方負け方 —2007年参院選を考える—

KAMITANI Akio  
神谷 章生

2007年参議院議員通常選挙が、自民党の歴史的敗北と民主党の大幅躍進という結果をもたらして終了した。自民党の敗北は、何よりも一人区での6勝23敗という数字に現れているように、農村部での圧倒的な落選が原因となっている。まずは自民党の「敗北の仕方」から今回の参院選の特徴を把握しよう。このため、かつての自民党の大敗北との比較を行う。

今回の選挙開票直後から、宇野首相（当時）が退陣し、土井たか子社会党委員長（当時）が「山が動いた」という名言で勝利宣言した89年参院選や、橋本首相の憔悴しきった表情が選挙の敗北を象徴した98年参院選と比較したコメントが流れている。この過去2回の参院選挙とも、自民党が大敗北を喫し、首相退陣挙党体制で保守巻き返しを図っている。今回は、安倍首相が「安倍をとるか、小沢をとるか」を国民に迫り、結果的に大敗北したにもかかわらず、さらには、選挙結果が明らかになる以前に、首相自らが「改革路線そのもの」は否定されたわけではなく、「今回の結果は改革をしっかりやれという国民の声」であると仰天の理屈を並べて首相に居座るという事態になっている（8月5日現在）。この後、自民党が安倍首相を辞職させるのか、それとも挙党人事を実施し、安倍首相が国民の世論とかけ離れたまま居座り続けるのか不透明である（8月27日の組閣では見かけ上「派閥均衡」へとぶれたかのようであるが、ジャーナリスト江川詔子の言うように「ボクちゃんを救え」内閣であり、これまでのような有力者が挙党体制を敷いたものとは言いがたいし、派閥がその機能を果たすとも言いがたい）。89年の参議院選挙でも、当時の宇野首相は敗北が確定した瞬間に今回の安倍首相と同様、早期退陣せず10月まで続投する意向をいったんは固めている（北海道新聞、1989年7月23日、朝刊）。しかし、このときは党内首脳との会談の中ですぐさま辞職へ向けて動き出したことは周知のとおりである。当時は、衆議院は中選挙区であり、自民党内には利権・政策集団としての派閥が存在し、それぞれが強力に組織化され、さらにそれぞれの所属議員

は、選挙区に安定した支持組織を持っていた。そういう意味で、自民党は近代政党というよりも、名望家政党的色彩が強かった。派閥は合従連衡しつつ、時の総理総裁を輩出していたので、このような敗北の責任を取らせ、新しい人材を発掘することも容易であったし、派閥の長の数だけ総裁候補がいたといっても過言ではなかった。

いまや、自民党に残るまともな派閥は、安倍首相や小泉前首相を輩出し、この数年の内閣で閣僚や主要ポストを多く輩出してきている森=町村派のみであるとも言われているが、保守派リベラルとも言われている加藤紘一は、「加藤の乱」以降、一言居士のままであるし、加藤の後継と目され、総裁選にも出た谷垣禎一は人望がないとされ、結果的に安倍の暴走を止められないということなのであろう。自民党議員の「ランクアンドファイル」が自身の存在感を示そうと安倍退陣をぶち上げることはあっても、多くの主要議員が表面上「安倍続投」を承認し、挙党人事を要望しているのは、事実上、自民党の包括政党（catch all party）としての崩壊を象徴しているものと解される。

### 今回の自民党の獲得議席によって自民党組織の状態を考える

まずは今回の獲得議席数を確認しよう。

新勢力	選挙前	当選者	改選議席	選挙区	比例区	
自民	83	110	37	64	23	14
民主	109	81	60	32	40	20
公明	20	23	9	12	2	7
共産	7	9	3	5	0	3
社民	5	6	2	3	0	2
国民党	4	4	2	2	1	1
日本本派	1	0	1	0	—	1
諸所属	1	1	0	0	0	0
計	242	240 欠2	121 うち 欠2	73	48	

自民党は、改選議席数を大きく下回る37議席にとどまった。これは、89年の宇野首相を退陣に追い込んだ36議席に迫る大敗であった。このうち、選挙区で獲得した議席を見ると、23議席であったが、1人区にいたっては、わずか6議席にとどまった。獲得した議席は、2人区以上の都市部において、ようやく1議席確保することができるにとどまった。1人区では、今回の改選議員の前回の選挙であった、01年時には全27選挙区すべてで自民党が勝利している。また98年には、自民が44議席にとどまつたことが惨敗であるとして当時の橋本首相が退陣するが、これは、92年に宮沢内閣時に自民が復調し68議席の大勝利によって得た議席を大きく失ったからであった。そういう意味で、今回の状況の近いといえよう。さて、98年の惨敗を今回の惨敗と比較すると鳥取、島根、宮崎をはじめ1人区では圧倒的な強さを示してはいたことが大きな違いである。98年は、典型的に都市部での敗北を、地方が下支えしていたことを示している。今回は、先に述べたように、1人区での圧倒的な敗北を、都市部においてどうにか議席確保したということであり、構図としては98年と逆になっている。もちろん、複数議席を配分されている選挙区でも圧倒的に得票したのは民主党であって、自民党は一部を除いて、何とか当選圏内に滑り込んだという感が強い。

2005年9月に行われた衆議院選挙では、自民党は都市部で圧勝したことは記憶に新しい。地方では、民主が自民を上回る議席を獲得した地域も多かった。特に、郵政民営化によって地域の取りまとめ役として機能してきた特定郵便局を切り捨て、農業補助金を通じた農民層の地盤や公共事業を通じた土建業界の自民党後援会を「構造改革」によって疲弊させたことが自民支持層からどの程度離反しているのかを改めて確認する選挙でもあった。

自民党は、2005年衆院選に至る以前から、「都市型政党」へとその性格をシフトしつつあった。衆院における選挙区における一票の格差の是正と小選挙区制の導入は、エリアごとの比例代表制の導入とあいまって、中選挙区時代を通じてはぐくまれた地方の後援会組織をすたずたに切り刻み、さらに地方の定数を抑えることで地方の相対的過剰代表を「適正化」して地方の力を弱めた。さらに、候補者選定の中央集権化は、地方の意向よりも政策優先の色彩を強め、地方に過酷な政策を追

求する保守政党としての自民党を生み出した。党内の派閥の形骸化＝森・町村派一色となった自民党は、その中に地方への利益分配を真骨頂とした旧田中派・経世会の「不在」とあいまって、まったく中央の論理で選挙が行われることになっていった。すでに2005年選挙時には、今回につながる予兆はあった。小泉構造改革の中で、「切り捨てられる地方」として北海道や沖縄では、ことごとく小選挙区で民主党が圧勝した。比例代表でも、北海道では鈴木宗男が新党大地を率いて、共産党以上の得票を得て議席を獲得する。だが、このような地盤変動も、「郵政の改革なくして構造改革なし」の掛け声とともに、守旧派として民主党や共産党を描き出すことに成功して、単なる幕間劇のようにかすんでいった。

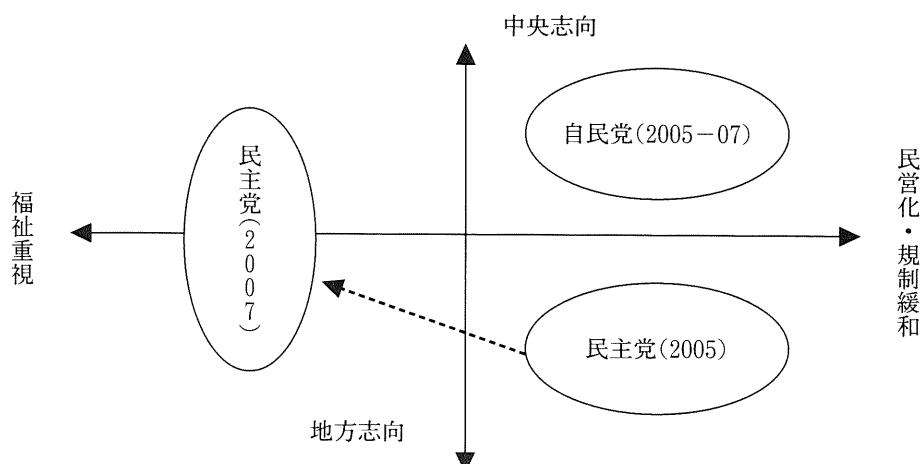
## 小沢民主党の戦略と戦術

— 小選挙区制を熟知した「対決」姿勢 —

これまで野党第一党が参議院で多数を獲得したこととはあった。だが、そのたびに与党やマスコミ、有識者から要望されることは、「現実主義化」や「建設的野党」という名の、自民党へのすりより路線であった。たとえば、89年の社会党大躍進の大きな原因是、消費税導入を発火点として衆院自民党の圧倒的多数にしっかり対峙する方向を有権者が求めたからであったが、労戦統一後の連合は、社会党に「現実路線」を求めた。その結果、社会党は、解党の道を歩み始めたことは記憶に鮮明である。

衆院小選挙区制導入後においては、紆余曲折を経て、現在のような自民と民主が有力政党となつたが、従来、民主は「建設的対案」政党としての役割認識を強調するあまり、現実には、自民党との政権選択においていつも敗れてきた。これは、ほぼ同様の政策を「建設的」であるという建前の元、マニフェスト等におくことによって、結局は、現実に実績を挙げている与党に有利に働くことが多いからである。たとえば、2005年衆院選では、与党の郵政民営化に対峙すべきは、民営化をどちらが積極的に完全に行えるかではなく、「アジア外交」「対中関係改善」を軸とし、小泉と正確に対決すべきであった。対中貿易はすでに対米貿易を量において凌駕していたにもかかわらず、小泉

# NEWSを読み解く



内閣では「政冷経熱」と評されるように悪化していた。日本経団連会長（当時）の奥田トヨタ会長も改善を求めるなど、民主党は経済関係改善、真の不況対策として対決すれば、あれほどの小泉自民の圧勝にはならなかったかもしない。

2005年から小沢民主党への転換を概念的に図示すると、上記のようになるだろう。小沢の選挙遊説は、春の統一地方選以後、一貫して地方重視であった。マスコミで、地方遊説ばかりして、中央政局を無視した行動には批判も多かったが、地道に地方を遊説することは、地方が自民党から切り捨てられていることを正確に認識して対応することが支持を広げる王道であることを熟知しているからであった。そして、自民党とは「対決路線」を鮮明に打ち出していることも、有権者をひきつける要因であった。その結果、今回の結果は、29の1人区での26勝となった。農業補助金や年金政策など、「生活が一番」というスローガンは、自民党による地方の疲弊に対峙する最も効果的な対応であったといえるだろう。

また現在のところ、「テロ特措法」延長反対を主張し、秋の国会以降、小沢民主党の「対決」がどの程度のものかを測る試金石になろう。すでに破綻の見えたブッシュの中東政策に追随することが、現実の責任政党であるという与党やマスコミの論評も見え始め、一部民主党関係者もそれに同調する動きを示しつつある。ここで、この路線に乗ることは、過去の二の舞になる可能性も高い。小沢は、衆院の小選挙区制度を見据えた対決を作り出すことによる二大政党制を確立しようとしているのである。彼の過去のイデオロギーや政党所

属を問題にするのはあまりに、現在の選挙制度を無視した議論になりやすい。

## 小政党としての共産党

先の衆院選についてこの欄で、共産党について筆者は小選挙区を前提とした選挙制度が続く限り、現在のようなほぼ全選挙区に候補を立て、比例投票に結びつける戦術について見直すべきであると述べた。統一地方選における知事候補の擁立も、さまざまな筋を通した上で立候補であるという議論もあるが、すでに共産党を中核とした候補で勝率する可能性がないにもかかわらず立候補するということは、今回の東京選挙区での1議席獲得を確実なものにしようという狙いであったとも考えられる。政党としてはきわめて理にかなった対応であるかもしれない。だが、このような対応が可能なのは、東京、京都、大阪等一部の都市部のみであって、地方においてはすでに共産党の基礎組織では対応が不可能であろう。すぐにでも中選挙区型の選挙方式を改めつつ、「よりまし」な候補への政策協議を進め、仮に政策協議がまとまらない場合でも、無理な対抗をしないことによる、比例への投票動員を呼びかける選挙を執り行うような対応が求められるだろう。

できるならば、共産党がひきつける基礎票によって、自民の権威主義体制を打破することがかなったら、反射的な護憲の輪を少しでも広げることにつながるかもしれない。

## 最後に

8月6日現在、安倍が首相への居座りは確定事項となっている。戦後きわめて弱体な内閣ができるようとしている。国民の支持があからさまに得ら

れない内閣がどの程度、持ちこたえるかは大いなる注目に値するが、これに有効に野党が対決できないときは、さらに政治不信を増幅させることになるだろう。いずれにせよ、近づいた総選挙の意味が増す。

(かみたに あきお 所員 札幌学院大学)

# 山形大学学長選考をめぐる 異常事態について

SHINAGAWA Atsunori

品川 敦紀

## I 第1回学長選考会議における異常事態

### (1) 学内意向聴取における候補者得票数の非公開決定

前回の第1回学長選考会議が3月末に開催されたのに比べ、約1ヶ月遅れて開催された4月23日の第1回目の学長選考会議において、以下に紹介する重大決定が行われた。

その第一は、「国立大学法人山形大学学長選考等規則」(以下「選考規則」)および「国立大学法人山形大学学長選考学内意向聴取実施細則」(以下「実施細則」)の改正である。これらの改正の中で最も重要な点は、次の点である。すなわち、旧選考規則第12条第2項において「学長選考会議は、学内意向聴取の結果、得票数上位3位までの学長候補適任者の氏名及び得票数を大学の内外に公表するものとする。」とあり、旧実施細則第15条において、「管理委員会は、学内意向聴取事務が完了したときは、意向聴取報告書(別紙様式2)に基づき、得票数上位3位までの氏名及び得票数を速やかに学長選考会議に報告する。」とあったものから、それぞれ、「及び得票数」の文言が削除され、上位3位までの氏名および得票数を大学内外に公表していたものが、氏名のみが大学内外に公表されることに変えられた。事実上の学内意向聴取廃止に等しい。

4月23日に開催された学長選考会議に参加した

委員(学部長)の話では、会議冒頭から、D学部長らが主導し、これに学外委員らも加わる形で、「学長候補の決定は、学内意向聴取の得票数の多寡に左右されるべきでない。」との議論がなされ、まるで事前に根回しでもされていたかのように、特段異論も出されないまま、あっという間に得票数非公開の規則改正が承認されたそうだ。

### (2) 学長選考日程の異常さ

他方、第2の重大決定は、学長選考手続きの日程である。前回2005年の学長選考日程は、次のようになっていた。

#### 2005年学長選考日程

3月29日	学長選考会議	学長選考実施計画決定
5月2日	学長候補適任者の推薦締め切り	
5月9日	学長選考会議	候補適任者の審議、第1次選考
5月16日	学内意向聴取の公示	
5月30日	学内意向聴取投票	
5月31日	学長選考会議	得票上位3人の氏名及び得票数を学内外に公表 学長候補者の選考、決定 就任要請

それが、今回の学長選考日程は、次のように決定された。

# NEWS を読み解く

## 2007年学長選考日程

- |       |                  |
|-------|------------------|
| 4月23日 | 学長選考会議           |
|       | 学長選考実施計画決定       |
| 6月7日  | 学長候補適任者の推薦締め切り   |
| 6月11日 | 学長選考会議           |
|       | 候補適任者の審議、第1次選考   |
| 7月10日 | 学内意向聴取の公示        |
| 7月25日 | 学内意向聴取投票         |
| 7月26日 | 学長選考会議           |
|       | 得票上位3人の氏名を学内外に公表 |
|       | 学長候補者の選考、決定 就任要請 |

前回の学長選考日程に比べて、約2ヶ月遅い日程となっている。これでは、学長選考会議による学長候補の決定から、就任までわずか1ヶ月しかない。新学長が理事、経営協議会委員を期限内に選任し、事務引継を行う時間的余裕はほとんどない。このように無理な日程を、学長選考会議は、なぜわざわざ組んだか？それは、現在、学長候補として名が挙がっている結城文部科学事務次官を山形大学長に据えんがため、何かと行動に制約をうける国会の会期中を避け、国会会期終了後に実質的な学長選考手続きを進められるようにしたのだ、と学内では専らの噂である。

## II 得票数非公開の学長選考会議決定に対する教授会からの批判の噴出

4月23日の学長選考会議での規則改正、学長選考日程の決定は、5月1日のB学部臨時教授会をはじめとする各学部臨時教授会で報告されたが、学内意向聴取における上位3名の得票数を非公開とした規則改正には、D学部を除く全学部（A, B, C, E, F）の教授会において、避難の嵐が巻き起こり、「正々堂々と得票数を明らかにして選考を行うべきだ」との意見が大勢を占め、各学部ほぼ全員一致で非公開の規則改正のやり直しを求める意見書が採択された。

こうした状況の中5月24日開かれた教育研究評議会においても、学長選考会議の規則改正に対する批判意見が出され、仙道学長は、「学内の無用

の混乱を避けたい」として、得票数の非公開に固執している学外委員への説得を行う旨表明し、5月末から6月初めにかけて学長選考会議学外委員に個別に面会したらしい。しかし、学外委員らの非公開固執の姿勢は固く、学長がどれほど真剣に説得したかは不明だが、その説得には応じなかつたとのことである。

## III 第2回学長選考会議での再度の異常事態

### (1) 手続き規定なしでの強引な採決

6月11日開催の第2回学長選考会議では、信じられないほど杜撰で強引なやり方で、学内意向聴取得票上位3名の得票数公開をもとめる議案が否決された。

山形大学を構成する全6学部のうち5学部の教授会において、ほぼ全員一致で採択した非公開決定見直しの意見書の提出にも関わらず、そして、学長の説得にも関わらず、第2回目の学長選考会議においてもまた、D学部長が主導する形で、議長1名を含む学外委員2名が、先の得票数非公開の規則改正の公開への再改正に強く反対し、決定の見直しをせずとの雰囲気が作られたらしい。そうした議論を危惧したC学部長が採決を求めたところ、挙手による採決を行うことになったが、そこで、次のような杜撰で、強引な採決が行われたのである。

国立大学法人法第12条第2項第6号では、「学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。」と規定しているが、国立大学法人山形大学学長選考会議規則には、会議の招集と成立要件に関する規定は有るもの、採決、議決の手続に関しては、何らの定めもなされていなかった。にもかかわらず、議長であった学外委員は、いきなり挙手による採決を行い、自分が議長であるにも関わらず、「自分は反対だ」として、反対の側に挙手し反対票に数えたのである。

6月11日の学長選考会議には、学内からA, B, C, D, E, Fの6学部長ら7名、学外から4名が出席していたが、採決前に学外委員1名が退席したため学内7名、学外3名の10名の委員の出席

となっていた。採決では、教授会で意見書採択を行ったA, B, C, E, Fの5学部長が公開への規則再改定に賛成したが、D学部長ら2名と、議長ら学外委員3名が反対に回ったため、可否同数となった。議長を務める学外委員は、自ら反対票を投じて可否同数となったにもかかわらず、「可否同数による議長裁定」として、規則改正の見直しはしない、すなわち、非公開を変えない、との決定を行った。議長を務める学外委員は、採決に2票を投じたのである。

そもそも、学長選考会議において、議事の手続についての定めをまず決めなければならなかったはずだが、それを怠ったままで採決し、その採決も常識（議長は議決に加わらない）から外れた異常な方法行ったという点で、違法性すら疑われる杜撰な採決だった。

## (2) 第一次選考における杜撰な審査とその違法性

同時に行われた、各学部からの推薦学長候補適任者の第一次選考でも、本学選考規則第6条第2項において「前項の選考において、法人法第16条第1項に規定する欠格条項に該当するときは、学長候補となるべき適任者から除くものとする。」とあり、国立大学法人法第16条第1項では「政府又は地方公共団体の職員（非常勤のものを除く）は、役員となる事ができない。」と規定しているにも関わらず、候補適任者として推薦された中の一人である結城氏について、学長候補適任者との判断を下した。

この法人法第6条第1項の規定については、政府職員などと法人役員の兼務が許されないだけあって、学長就任前に辞職を予定していれば、欠格条項には該当しない、との解釈もある。しかし、職員組合の顧問弁護士や法律を専門とする教員の話では、それは、あくまで欠格条項に該当する政府職員等の候補者本人が、自ら文書などによる辞職の意思表示を明確にしている場合に限られるとの解釈だ。学長選考会議に出席した何人かの学部長の説明では、実際には、結城氏に関しては、その経歴書が提出されているだけで、辞職の意思表示を裏付ける文書の提出はなかったそうである。

## IV 学長選考手続における強引な手續の真のねらい

### (1) 結城文部科学事務次官を推す勢力による非公開決定

6月11日の学長選考会議を巡る、このような違法とも言える異常なやり方に対し、その報告を受けた6月度の各教授会において、再び批判が噴出し、A, B, C, Fの4学部教授会から、再度、学長選考会議の手續のやり直し、非公開決定の見直しを求める意見書が提出される事になった。

なぜ、学長選考会議が、このような異常とも言える強引なやり方を繰りかえしているのか？

それは、一連の異常かつ強引なやり方での選考手続を進めている中心人物が、結城氏を学長に据えようと躍起になっている事実を見れば明らかであろう。

今回の学長選考では、A, B, Cの3学部において、結城氏を推薦した学部長、教育研究評議員らが、「学長から推薦の依頼を受けた」と話していることからも、仙道学長が結城氏擁立の中心人物の一人である事は明らかだ。そして、文科省官僚出身のE理事も、結城氏の支持獲得に奔走しているという事実がある。しかし、注目すべきは、D学部長の振る舞いである。D学部では教授会において結城氏1名に絞って推薦する事になったが、その決定は、どういう訳だか、当のD学部教授会が終わらないうちに、非公開に固執する学外委員の一人が編集局長を務める地元紙の夕刊に結城氏の顔写真入りで報道されたのである。なお、今回の学長選考には、結城氏の他に、A, B, Cの3学部から現、前の学部長3名が推薦されている。

### (2) 得票数非公開による密室選考の合理化

今回の学長選考に名の挙っている4候補について、推薦した部局の有権者数でみると、結城氏を単独推薦したD学部とその附属機関だけで全有権者の3分の1を占める。その結城氏が、全有権者の1割にも満たないF学部の推薦しか受けていないF学部長を押さえて3位以内に入ることはほぼ確実視されている。そうなれば、仮に、結城氏が

# NEWSを読み解く

得票数で1位でなくても、学長選考会議は、結城氏を学長候補に決定する事が可能となる。

もちろん、国立大学法人法に従えば、学長選考会議における選考は、学内意向聴取結果に拘束されないため、意向聴取における1位の得票者を学長にしない選考は可能である。実際、滋賀医科大学、新潟大学では、学内意向聴取において2位であった現職学長が、学長選考会議において1位の候補を差し置いて学長候補に決定されている。しかし、この場合、学長選考会議には、1位の候補を差し置いて2位の候補を学長にする選考理由について説明責任が求められる上、そうして決められた学長の正当性が絶えず問題にされる。

ところが、山形大学で進行している学長選考手続では、内外に各候補の得票数について公表しないまま学長選考を行うため、決定した候補が何位だったかは不明であるから、こうした説明責任を求められる事はない。学長選考会議が、最初から結城氏を学長に据えようと考えれば、3位以内に入るかどうかだけが問題であって、実際の得票はどうでもよい。まさしく、密室選考そのものである。後日、情報公開請求によって得票数が明らかになることもあるが、それは、まさしく「後の祭り」でしかない。そして、その場合でも、学長選考会議は、「学長選考に当っては、学識、見識本位で選考した。決定した候補が1位か2位かは知る由もなかった。」などと言い逃れができる仕組みになっている。

## V 現職文部科学事務次官が 国立大学長になる重大問題

### (1) 大学自治破壊の危機

上記のような異常な選考手続き自体の問題に加え、今回の山形大学学長選考で問題なのは、国立大学法人の所轄官庁である文科省の事務最高責任者が、国立大学の長に就任するという構図そのものの問題だろう。

この構図は、次の二つの点から問題である。

第一は、憲法第23条に保障された「学問の自由」と、その具現としての「大学の自治」の破壊の危機である。実際、国立大学の法人法の審議の過程で、文科省による大学の管理・統制が、法人化に

より、より強まるのではないか、との疑念が出され、国立大学法人法参議院文部科学委員会付帯決議第3項において、「役員等については、大学の教育研究や運営に高い見識を有し、当該大学の発展に貢献し得る者を選任するとともに、選任理由等を公表すること。また、政府や他法人からの役員選任については、その必要性を十分勘案し、大学の自主性・自律性を阻害すると批判される事のないよう、節度を持って対応すること。」と、政府職員の国立大学法人役員への選任に釘が刺された。

結城氏の山形大学長への就任という事態になれば、結城氏が、教育基本法や教育三法の改悪を始め、国立大学の再編統合も視野に入れた文部科学省の悪しき大学政策の策定に中心的に関わってきた本人であることから、本人の人柄や意向に関わらず、政府文科省の政策に縛られざるを得ないのは明らかであろう。それは、まさしく、文科省による山形大学支配といつても過言ではない事態だ。文科省が進める大学政策の悪しき実験場として山形大学が使われる可能性もないとは言えまい。

また、そもそも結城氏の学長への擁立という発想自体、仙道現学長自身の主体的判断から生まれたものか疑問である。いくつかの証言から、仙道学長は、昨年12月頃までは、結城氏擁立を考えていなかったようである。それが、年末から年始にかけて変わったらしい。この間に何が有ったのかは不明だが、文科省から、あるいは官僚出身理事から、何らかの働きかけがなかったとは言えない。

### (2) 天下りを介した所轄官庁と特殊法人の癒着構造を生み出す危険性

第二は、所轄官庁と特殊法人の癒着という問題だ。今回結城次官を推薦した学部長らの推薦理由は、「地方国立大学の再編統合等が議論される中、山形大学の生き残りには、文科省との太いパイプを持つ人物を学長に据えることが必要だ」ということらしい。この発想自体、今問題になっている「特殊法人への天下り、天下り受け入れ法人への便宜供与」という天下りを介しての所轄官庁と特殊法人の癒着そのものを望むものではないか。学内には、結城氏を学長に据えれば、COEやGPなど競争的資金の獲得において有利になるのではないか、教職大学院の設置等制度変更等でも便宜を図ってもらえるのではないか、と期待して

いる者もいる。しかし、地方国立大学という山形大学にとって、結城氏を受け入れる事で、分不相応な予算配分を受けたり、制度改正で特段の便宜を受けたりすれば、当然、国民や、他大学から、「天下り受け入れの見返りによる予算の横取り」などと批判を受けるだろう。そういうやり方で、真の山形大学の発展などあるまい。

追伸 本稿入稿後、学内意向聴取得票数非公開に

についての全学からの批判を受け、仙道学長が、「学長選考手続きでの混乱を避けたい」との理由で、学長選考会議議長に依頼して行った学長選考会議委員による投票の結果、非公開とした改訂規則そのものは変えないものの、移行措置として、今回は、従来通り、上位3名の得票数を学内外に公開することが決まった。

(しながわ あつおり 山形大学理学部教授)



## 日本軍「慰安婦」問題が 問い合わせていること

BANG Chung Ja  
方 清子

### I 第8回アジア連帯会議で

5月19日から21日まで韓国ソウルにて「日本軍『慰安婦』問題アジア連帯会議」が開催された。この場には韓国をはじめ台湾、フィリピンの被害者らも参加した。印象に残ったのは韓国女性団体が公演した「慰安婦」被害者を描いた音楽と動作によるパフォーマンスだった。童謡をバックに、少女が舞台を駆け回って遊んでいる。突然暗転となり、恐ろしげな音響が響く中、少女は顔のない者らによって一枚の布を覆いかぶされたまま舞台の上を転げまわされる。布の下で何か恐ろしいことが起こっていることが観ている者に伝わり、心臓をつかまれるような痛みが走る。ようやく解き放たれ、布から這い出してきた少女はもう無邪気に走り回っていたあの頃の少女ではない。ぼろをまとい、ビニールテープにぐるぐるまきにされ、見分けもつかないほど顔を塗りたくられた彼女に、元日本軍「慰安婦」被害者だったハルモニ、ロラ、アマたちが駆け寄る。テープを解きながら交互に抱きあって泣いている。観客には聞こえなかったが、きっと「もう大丈夫」「辛かったね」とあの

ときの自分の姿を重ね合わせながら抱きしめていたのだろう。

60年の歳月を経ても癒されることのない深い心の傷に、今もなお日本政府から心ないことばを投げつけられ、どれほど悔しくやりきれない思いをされていることだろうか。

### II 本心をあらわにした 安倍首相

今年1月31日に米下院議会に提出された「慰安婦」決議案に関する安倍首相はアメリカをはじめとする海外メディアの批判にさらされている。昨年9月、アジア外交の不在と関係悪化を惹き起した小泉首相から政権を引き継いだ安倍首相は、靖国神社への参拝を当面控えると共に「慰安婦」問題については「河野談話」を継承することを表明した。さらに初の外遊で中国、韓国を訪問し、関係修復をはかった。しかし、本来安倍首相は1992年に「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」(若手議員の会)を立ち上げ、教科書から「慰安婦」記述を削除するために奮闘、「河野談話」の撤回を主張してきた人物である。



早速、3月5日の参議院予算委員会で米下院決議と関連する質問が出ると「官憲が家に押し入って人さらいのごとく連れて行くという強制性はなかった。狭義の強制性を裏付ける証拠はなかった」「決議があったからといって謝罪するつもりはない」と本心を剥き出しにした。これは明らかに「河野談話」継承と矛盾した発言だ。それを裏付けるかのごとく3月16日には「河野談話」について「(談話と)同日の調査結果の発表までに政府が発見した資料の中には、軍や官憲による、いわゆる強制連行を直接示すような記述は見当たらなかった」とする答弁書を閣議決定している。「河野談話」とは1993年、当時官房長官であった河野洋平氏が政府の調査に基づき、日本軍「慰安婦」制度を遂行するにあたって日本政府と軍が関与していたことを認めた内容の談話文である。

ここで「河野談話」が出てくるまでの経緯と、現在に至る状況について振り返ってみる。

### III 日本国の対応と 「河野談話」

日本軍「慰安婦」問題が社会問題として提起されはじめたのは90年代以降のことだ。韓国の尹貞玉（ウン・ジョンオク）梨花女子大教授が調査・発掘した資料が韓国の新聞に連載、韓国内で反響をよび、日本の国会でも取り上げられた。当時、岡本昭次社会党参議院議員が「慰安婦」の存在に

ついて国会で質問、労働省の職業安定局長が、「民間業者が連れて歩いていた」と政府の責任を否定した。これに対し「それは嘘だ！生き証人がここにいる！」と名乗り出たのが金学順（キム・ハクスン）さんだった。

翌92年1月、訪韓した宮澤首相を出迎えたのは歴史の事実を認め、謝罪・賠償せよという激しい怒りの声だった。日本国内でも真相を求める声が高まっていた。帰国後「慰安婦」問題に関する調査に着手、警視庁や防衛庁、外務省、厚生省、労働省などに資料提供を求めて調査、日本軍「慰安婦」被害者らから聞き取りも行なった。そして同年7月に「慰安婦」問題に政府の関与があったとする第一次調査発表を行なった。しかし、軍の強制性を認めていないなどの問題点を指摘され、引き続き調査を行い、翌1993年8月には第二次調査発表が行なわれた。同時に出されたのが当時の河野官房長官による「河野談話」だった。この談話を通じて日本政府は不十分ながら慰安所の設置・管理、および「慰安婦」の移送について軍の関与があったこと、その過程で強制性があったことも認めて謝罪した。さらに「このような問題を永く記憶にとどめ」ていく「固い決意」を表明した。ところが、その後問題解決に何ら進展がなかつたばかりか、歴史教科書から「慰安婦」記述が削除されるなど歴史歪曲が一層進んだ。また、政府内から「慰安婦」の存在を否定する発言も後を絶たなかった。

日本政府のこのような姿勢から、真実を明らか



# NEWSを読み解く

にし、「慰安婦」問題を解決に導くため、国連やILOなど国際機関に持ち込まれるようになった。国連人権委員会や人権小委員会、ILOなど各機関で日本政府への勧告が繰り返し出された。1995年、国連の特別報告官、クマラスワミ氏は「女性に対する暴力」報告書の中で「慰安婦」問題に言及、日本政府に法的責任の受諾、被害者への賠償と公式謝罪、資料の公開、正しい歴史教育と責任者の処罰について勧告した。1998年には国連人権委差別防止・少数者保護小委員会でゲイ・マクドゥーガル報告官が世界中の戦時性暴力の循環を断ち切ることを目的に、「慰安婦」問題について日本政府の責任を明らかにし、責任者処罰と被害者への国家補償を勧告した。

この間に日本政府がやったことといえば1995年、戦後50年を期に、「女性のためのアジア平和国民基金」(国民基金)を立ち上げ、被害者に見舞金を渡したことだけだ。国家の責任を認めたくない日本政府としては賠償も公式謝罪も、歴史教育も、ましてや責任者処罰など到底受け入れられない。そこで民間から募金を集めて被害者に手渡すことで、外向けには日本政府が解決のためにお金をして(基金事業経費)責任を果たしているかのように見せかけた。しかも、韓国、台湾、フィリピンなど一部の被害国のみを対象にしており、その中でも多くの被害者が受け取りを拒否した。被害者らが日本政府を相手取って起こした訴訟も司法と政府の厚い壁が立ちはだかり、解決は遠のくばかりだった。こうした中、「女性国際戦犯法廷」の開催が提案された。

## IV 女性国際戦犯法廷とNHK裁判

故松井やよりさんはアジアの人々、とりわけ女性に対する人権蹂躪の現場を訪ね歩いて告発を続けたジャーナリストだったが、その彼女が生命をも投げ出すほど没頭して取り組んだのが2000年12月、20世紀の最後に東京で開催された「女性国際戦犯法廷」だった。民衆法廷を通じて日本軍による戦争犯罪を明らかにし、民衆の手によって正義の裁きを下そうという試みだった。法的にも手続き上も完璧を期すため、調査や資料集めなど膨大な作業を通じて法廷は歴史に残るものとなった。

中でも各国被害者らの証言は壮絶で、証言途中に号泣される方、気を失って倒れる方もおられ、まさに被害の実態が法廷の場で再現されたといつても過言ではなかった。翌年の12月4日、天皇を有罪とする判決がオランダのハーグにて下された。被害者一人一人に手渡された250ページに及ぶ判決文は、彼女たちが戦場を生きぬき、戦後も苦しみの中、生き抜いてきたことの意味を付与するものだった。

ところで、法廷はもちろん、判決時においても、世界のメディアが注目するなか、日本のメディアはこれを無視した。松井やよりさんは病床でそのことが「一番こたえた」と吐露した。唯一、NHKが番組制作を申し出て法廷準備過程から取材を許され、密着取材を通して法廷終了後間もない2001年1月に特別番組を組んでいた。しかし、放映された番組は法廷を準備した人々の意思に反する内容だった。何らかの圧力によって番組が改ざんされたのは明らかだった。その後6年にわたる裁判闘争を経て今年1月、東京高等裁判所で原告の主張をほぼ認め、NHK側に賠償を命じる判決が下された。裁判を勝利に導いたのは正義を実現しようとする関係者らの粘り強い努力と、NHK現場スタッフらの勇気ある内部告発があったからだ。裁判の過程で、安倍晋三、中川昭一ら「若手議員の会」メンバーの存在が明らかになり、安倍氏は駆明に追われるが、その時、またしても法廷を「模擬裁判」と侮辱し、「北の工作員が関与していた」など悪意に満ちた非難を展開した。

## V 米下院議会決議をめぐる波紋

アメリカの議会で「慰安婦」問題と関連して決議案が提出されたのは今回で8回目である。これまですべて本会議での採決を見ず、廃案となっていた。特に前回('06・9)の場合、決議案の審議を受けるために必要な国際関係小委員長が決議案の共同発議者であったため、本会議上程は既定の事実と思われていたが、日本のロビー活動によって廃案に追い込まれた。今回提出された日本軍「慰安婦」関連決議案の内容は△「慰安婦」制度がその残酷さと規模の大きさにおいて前例がないこと、△然るに日本政府がまともな対応をしてこなかったこと

とに言及、△歴史的責任を認めて公式謝罪し、△政府内でこれに反する発言があった場合は明確に反駁、△次世代に歴史教育を行なうこと、が明記されている。

それにしても今回、米下院議会決議をめぐる安倍首相の発言に対して世界各国のメディアが取り上げ、非難の声が上がったのは特筆すべきことだった。首相の国会発言を受けて3月9日、トマス・シーファー駐日米大使は「河野官房長官談話から後退すれば破壊的影響を与える」と述べた。さらに、米下院外交委員会で2月15日に公聴会が開かれ韓国、オランダの3人の日本軍「慰安婦」被害者が証言したことについても「彼女らは売春を強制されたと思う。旧日本軍に強姦されたと言うことだ」と断じた。3月24日ワシントン・ポスト紙は安倍首相が戦時下「多くの女性を拉致、強姦、性奴隸にした責任を軽くしようすることは異常で不愉快なこと」と非難した。また、拉致問題とのかかわりで日本政府に不快感を示す報道も相次いだ。3月28日、ニューヨータイムズ紙は「拉致問題で人気を集めた首相が、『慰安婦』動員の強制性を否認したのは偽善」と指摘している。日本政府への非難の声はアメリカにとどまらず、アジア各国をはじめ、カナダ、オーストラリア、オランダへと飛び火した。

カナダの議会は3月8日の「国際女性デー」に下院に「慰安婦」被害者らへの日本政府の公式謝罪と補償を要求する法案を提出、27日に採択された。オーストラリア議会でも2月28日、緑の党の発議で上院に上程されたが、与党の反対により賛成34、反対36の僅差で否決された。しかし、在オーストラリア韓国人らを中心に再提出の準備が進んでいる。

一方、4月27日、訪米した安倍首相は米日首脳会談で「人間として首相として心から同情し、申し訳ない思いだ」と説明、これを受けてブッシュ大統領も「首相発言は極めて率直で心からのもの」と評価した。米議会公聴会で証言をした李容洙ハルモニは「ブッシュさんは被害者ですか？ 被害者の私は謝罪の言葉を聞いていない！」と怒りをぶつけた。

米下院決議の行方に注目が集まる中、6月14日付米ワシントン・ポスト紙に「事実（THE

FACTS）」と題する「慰安婦」の存在を否定する全面広告が掲載された。自民、民主、無所属を合わせて45人の議員他、桜井よし子氏、岡崎久彦元駐タイ大使など著名なジャーナリスト、教授や政治評論家が名前を連ねるこの広告で「決議案の内容は歴史的事実と異なる」「事実無根の誹謗・中傷」と反論、「慰安婦」について、「許可を受けて売春行為をしていた」「慰安婦の収入は日本軍将校より多かった」と強調した。また慰安婦制度について「『性奴隸』ではなく、当時の世界では一般的だった『公娼制度』」としている。大金を投じてのロビー活動が功を奏さないと見るや、新たな手法で採択を阻止しようとしたのだろう。ところが、米下院外交委はその後6月26日に決議案を採択することを決定した。皮肉にもこの全面広告が彼らの意図とは反対に功を奏したようだ。

現在、決議案は本会議に付されている。当初採択は確実視されていたが、日本政府のロビー活動の成果か、ここにきて日米関係の悪化を理由に強硬に反対する議員の出現で、予断を許さない状況だ。

被害者らが常々語るのは、二度と自分たちのような犠牲者を出してはならないということだ。「国民基金」の受け取りを拒否したハルモニたちはその理由を「（謝罪や賠償の伴わない）お金を受け取ったら金目当てだったと思われる」と語っている。日本政府が慰安婦制度の事実を認め、謝罪することは決して被害者のためだけではない。戦争や差別、人権蹂躪を許さない平和な社会の実現のために、未来の世代のために避けては通れない過程なのだ。事実を認めるることは恥じることではなく、事実を歪曲し、責任逃れをすることこそが恥すべきことだ。日本軍「慰安婦」問題が国際社会で注目されるのは、今も続く戦争や紛争地における女性への差別や暴力とつながっているからに他ならない。日本が「慰安婦」制度に正面から向き合い、認め、謝罪することは、こうした暴力の連鎖を断ち切る一歩となるだろう。その一歩を踏み出すことを私たちは求め続ける。さもなくば、日本はこれからもこの問題で国際社会のさらなる非難を浴び続けることになるだろう。

(パン・チョンジャ

ヨソンフェ（在日韓国民主女性会）大阪)

## 竹島＝独島から考える 領有権問題と「竹島密約」

OHNISHI Hiroshi

大西 広

いつも旅行ばかりしていると誤解されそうであるが、今度は竹島＝独島に行って来た。意外に思われるかも知れないが、ここは韓国ではれっきとした観光コースで、私が行った8月9日も千人近くの観光客を乗せた大型の双胴船が同時に二隻行っている。実は、と言っても、波が少しでも高ければ接岸できず（私の場合もそうだった）、さらに波が高ければ韓国鬱陵島からの船も出ないという問題がある。私が行った時には数日前に上陸したが帰れなくなったある大学のゼミの教授と学生たちが島に取り残されていた。この意味で少しばら険気分が味わえる、旅行マニアにまだまだ知られていない穴場のひとつとなっている。しかし、なかなかアクセスができない理由には、日本国外務省がなるべくこのルートで行ってくれるなどしているということもある。北方領土と同じく日本人がこのルートで入ると韓国の実効支配を認めることになるからというのがその理由であるが、現実に観光コースとして存在しているのを「していない」と言おうとすること自体に問題がある。

また、民族主義に固まった韓国人と同じ船に乗船できるのかという不安もあるかも知れない。私の場合は、「独島を守る会」の会員である韓国人の知り合い人が同行してくれたり、現地でもその中心メンバーが案内してくれたりということで、こうした問題はなかったが、実はあるリポーター

が1996年に鬱陵島経由で竹島＝独島まで入った際は日本人であるのが分からぬようにすべく在日韓国人と偽ったそうである。当時はこの問題が現在よりもっとシビアな問題となっていて、そのような緊張があったようであるが、実はこのリポーター、帰国後に例の『SAPIO』誌にナショナリスティックなタイトルのリポートを書いてこのルートでの入国を世に示したが、そのことで日本政府から厳しく非難されることになったようである。私もこのリポートによって監視を受けることになるのかも知れないが、私にとって怖いのは韓国人ではなく日本政府の方である。ちなみに、同船した隣の韓国人は英語をしゃべる私をたぶん日本人と思っていたが、何の危険も感じることはなかった。韓国人の誰もが韓国国旗をふるわけでもなく、単純に観光として美しいこの島を見に来ている。韓国の民族主義への過剰な警戒は事態の理解を誤らせるものでしかない。

### 鬱陵島は512年から新羅領に

しかし、この問題になぜ今私が関心を示すようになったのか。それは、古代朝鮮の農業史を研究している最中に、新羅が512年に鬱陵島（それまでは「于山国」という国として存在した）を編入したこと、その鬱陵島からは竹島＝独島が目視できることを知ったことがある。512年と言えば大和朝廷が律令国家として成立をするそのずっと前であり、まだ「倭国」と呼ばれた日本も近畿を中心とした一部地域にすぎなかった時代である。その時に、竹島＝独島を目視できる位置にある鬱陵島がその後朝鮮を「統一」する新羅によって編入されたということは非常に大きい。竹島＝独島は鬱陵島から87.4kmの距離にあり、前述の高速双胴船でも片道2時間かかったが、それでも目視できるのであれば誰かが行つただろうというのが私の感覚である。日本の竹島＝独島関連ホームページでは何の根拠もなく目視できるはずはないと書かれているが、目視できることは15世紀に書かれ



こんな感じで皆が記念撮影

た『高麗史地理志』にも書かれている。私が展望台に登った時はあいにくの雨で見えなかつたが、現地には多くの写真もある。日本の隱岐の島からはその倍近い157kmの距離があり、かつ海流的にも鬱陵島からのアクセスの方が簡単（1988年には実際に筏による航海で確かめられている）だから、古代における竹島=独島へのアクセスは鬱陵島からのそれが基本であったことはほぼ間違いない。歴史文献として地図に描かれるとか文書にされることがなければ「発見された」と認められないのかどうか私は知らないが、私の常識では以上の情報で十分である。竹島=独島は日本的一部としてではなく、朝鮮王朝の一部としてその歴史を始めているのである。

## 確かに複雑な竹島=独島の歴史

しかし、ここでお世話になった「独島を守る会」が設立している鬱陵島の「独島博物館」では文献中心の展示が基本となっていた。竹島=独島のことと明記した前述の朝鮮側の15世紀の文献、16世紀の日韓両国サイドの地図に始まり、20世紀前半期の日本側の地図に到るまで竹島=独島が朝鮮の領土であることを示す大量の文献資料が並べられていた。が、日本側の主張も読み比べてみると確かに16世紀の地図には問題も多い。「鬱陵島」と「于山島」とふたつの島が明記されているが、そのどちらを竹島=独島とするにしても大きさや位置が合わない、地図に付随する説明も合わないからで、この地図だけでは証明したことにはならないだろう。ただし、一切竹の生えていないこの島を「竹島」とするなど日本側の島名も相当混乱しており、このあたりは引き分けといったところと思われる。ただし、1785年に日本で描かれた地図では李氏朝鮮と日本がはっきりと色分けされて示されており、竹島=独島を日本が明確に朝鮮領として認定していたことを示している。また、1882年に日本で描かれた「銅版朝鮮全図」でも朝鮮領であることが色分けによってはっきりと示されている。

また、これらの地図とは独立にこの島を巡ってはややこしい問題もある。それは、李氏朝鮮が鬱陵島への自国民の渡航を禁じる無人島政策を1438年から1881年までとてており、その間の17世紀初

頭に米子の海運業者だった大谷甚吉が、航海中に暴風に遭って鬱陵島に漂着。帰国後、1618年に江戸幕府から鬱陵島への渡航許可を受けているからである。が、江戸幕府はこれを新島の発見と考えて許可したものであり、その後、1696年には鬱陵島民の安龍福が江戸幕府と交渉し、日本国民の渡航禁止の決定を得たということになっている。このことは日本の外務省ホームページでも書かれており、「鬱陵島には我が國の人間が定住しているわけでもなく、同島までの距離から見ても朝鮮領であると判断される。無用の小島をめぐって隣国との好を失うのは得策ではない。鬱陵島を奪ったわけではないので、ただ渡海を禁じればよい」と江戸幕府が決定したことになっているのである。外務省ホームページは、この決定の証拠が日本側にないことをもってこの議論にも反論をしているが、現実にこの年以降に日本からの渡航がなくなっていることからして、この決定の存在を認めざるを得ないのでなかろうか。1785年に日本によって作られた地図では明確に竹島=独島と分かれるものが朝鮮領として色分けされて示されており、問題の1905年に到るまで各種の地図は両国ともで同じ立場をとっている。日本でもこの一件は「竹島一件」という名前までつけられているのであるから、これを歴史的事実と認めないわけにはいかないだろう。朝鮮王朝の無人島政策も安龍福の存在が示すように17世紀末には実効性のないものになっている。

## 「問題の1905年」

しかし、そうであればあるほど、日本側が「歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土」（外務省ホームページ）とする根拠が問題となるが、それが「問題の1905年」と関わってくる。この年の1月、日本政府は閣議決定によりその領有権を宣言したものの、「大韓帝国」と名を変えた当時の朝鮮政府がそれに何らの反論もしなかったというのが「国際法上の根拠」となっているからである。が、この時は既に日露戦争が日本側優位のうちに進行しており、そのことはある日本側ホームページからとった以下の日誌によっても理解できる。ここで「中井から政府へ編入願い」とあるのは、この領有権宣言の直接

# NEWS を読み解く

表 「竹島領有宣言」前後の日韓関係

1904年02月06日	日露開戦		
1904年02月09日	旅順攻撃	日韓議定書	1904年02月23日調印
1904年05月01日	鴨緑江渡河作戦		
1904年08月10日	黃海海戦		
1904年08月14日	蔚山沖海戦		
1904年08月07日	旅順総攻撃 I	第1次日韓協約	1904年08月22日調印
1904年08月24日	遼陽会戦		
1904年09月19日	旅順総攻撃 II	中井から政府へ編入願い	1904年09月29日
1904年10月08日	沙河会戦		
1904年12月	203高地奪取		
1905年01月12日	旅順陥落		
1905年02月20日	奉天会戦	竹島=独島の編入	1905年02月22日決定
1905年05月26日	日本海海戦		
1905年07月30日	樺太全土を制圧		
1905年09月05日	ポーツマス条約調印	第2次日韓協約	1905年11月17日調印

のきっかけとして島根県隱岐島民の中井養三郎が竹島=独島でのアシカ漁の安定のために政府に要請をしたことを示しているが、それにしてもその直前に旅順総攻撃があり、また後の日本海海戦のために日本海軍もこの地の領有を強く願っていた。これが可能となったのは、この表に掲げる戦況が影響したからと考えるのが正常な感覚である。

このことをより深く理解するために、当時の日朝関係（日韓関係）を表中の議定書、二次の協約の内容をおさらいしてみたい。そうすると次のようになる。すなわち、

日韓議定書（1904年02月23日調印）

「日本による韓国防衛義務」という名目で日露戦争で韓国国土を自由に利用する権利を日本が獲得した条約

第一次日韓協約（1904年08月22日調印）

日本政府の推薦者を韓国政府がその財政・外交の顧問に任命し、その後の外交案件には日本との協議を必要とするとした条約

第二次日韓協約（1905年11月17日調印）

ほぼ全面的に韓国の外交権を剥奪した条約。韓国外交を「監理指揮」（条約原文）し、韓国の外交上の義務を日本が負う代わりに、日本の仲介なくこの後は外交ができなくなった。

ついでに書くと、この後、1907年7月には韓国皇帝を退位させ、第三次日韓協約で韓国の大統領

吏の任免権を日本人である韓国統監が掌握すること、韓国政府の高級官吏に任命されるのは日本人であることなどが決められ、さらに1910年8月22日にはついに日韓併合となる。つまり、このような時局のもとで竹島=独島の編入に韓国政府が抗議しなかったことが「国際法上の根拠」として日本国政府によって主張されているのである。これを我々がどう思うかが問われている。

## 戦後処理問題としての 竹島=独島問題

しかし、それでも韓国側に弱みがないわけではなく、このことが最近メディアによって初めて明らかとなった。それは、韓国では雑誌『月刊中央』の本年4月号で、日本では『文藝春秋』の9月号で公開されたもので、1965年の日韓条約直前に竹島=独島の扱いについて日韓間に密約がなされたというものである。実は私はこの『文藝春秋』誌の原稿を事前に著者に見せてもらったが、それはこの著者が私の知人であり、また氏が主催する別目的のNPO組織のアドバイザーを引き受けていたからである。直前に東京でお会いする機会もあった。日本の国会でも例の鈴木宗男氏が早くも情報を聞きつけ、質問を行なっている。

とすると、その中身はどのようなものであった

のか。「未解決の解決」と要約されるその中身は具体的には以下のようなものであった。すなわち、  
 (1) 独島は今後、韓日両国ともに自国の領土と主張することを認め、同時にこれに反論することに異議を提起しない

(2) 将来、漁業区域を設定する場合、両国が独島を自国領土とする線を画定し、2線が重複する部分は共同水域とする

(3) 現在韓国が占拠した現状を維持する。しかし警備員を増強したり新しい施設の建築や増築はしない

(4) 両国はこの合意をずっと守っていく

この内容について、日本側のネット上の書き込みには、あまりに韓国側に有利な内容だと、だからこれに日本政府が応じるわけはないとの見方が書かれていたが、こうした書き込みを読んで思うことは、日韓間の世論の格差があまりに大きいことである。韓国世論としてもこれはとても応じられない内容であり、政府は国を売ったと厳しく非難される内容である。つまり、両国ともにとても公開できる内容でないということが重要であり、したがって、なぜにそこまでして無理な合意をしなければならなかったのか、ということが問題となる。そして、その答えはまさしくこの直後の日韓条約で日韓両国政府がその利己的目的のために双方ともが戦後処理をあいまいにしたかったということがあった。

つまり、この竹島=独島問題は前述のように1905年の領有権宣言の有効性が問題となるが、これはそのまま三次にわたる日韓協約や日韓併合の問題と直結するからである。日韓併合に到る侵略

の歴史を侵略の歴史と認めるならば、当然に竹島=独島は本来韓国に属するものとみなされなければならないが、日本政府は「侵略」と認めたくない。また、当時の韓国の朴正熙政権も自身の過去を探られたくない、また早く日韓の国交を回復して経済援助を獲得したいとの思惑があった。逆に言うと、現在の日朝関係がうまく行かないのは、拉致問題だけではなく、この「侵略」問題の追及を韓国が放棄したのに対し、北朝鮮はそれをしていないからである。ともかく、このようないかげんな戦後処理が両国政府によってなされたために日本国外務省も先のような無理な「国際法上」の解釈が可能となっているのである。竹島=独島問題はこのようにして過去や現在とつながっているのである。

## 日本政府と日本国民への提案

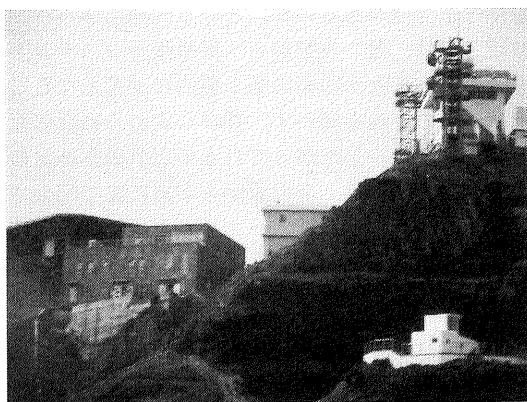
マルクスもパリ・コンミューンの際に悩んだことであるが、民族主義ほど扱いに困るものはない。ので、この問題を一気に解決することを諦めるにしても、たとえば次のような「とりあえずの第一歩」ができないものかと私は考える。すなわち、

① 日本国外務省が領有権の主張を今後もするとしても、少なくとも1905年に韓国側の抗議のなかったことを今後は言わないこと。つまり、外交権を剥奪した相手が何も言わなかつたらというような乱暴な議論だけは辞めること。

② 国家の建前のために国民の自由な観光旅行を制限するようなことを辞めること。政府の建前のために国民がいるのではなく、国民のための政府でなければならないからである。

以上である。日本国政府と読者の検討をお願いしたい。

(おおにし ひろし 所員 京都大学)



島の頂上にはいくつかの施設が存在

## 宇宙の戦場化への道を開く 宇宙基本法案の上程

FUJIOKA Atsushi

藤岡 悠

2007年6月20日に自民・公明両党は、議員提案というかたちで宇宙基本法案を国会に上程した。法案の第一四条は、「国は、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資する宇宙開発を推進するため、必要な施策を講ずる」と定めている。その施策を推進する組織として、首相を本部長とする「宇宙開発戦略本部」を設置し、宇宙基本計画を立案していくこと、これにあわせて民間の宇宙産業を振興していくことも謳っている。

改憲をかける安倍内閣は、日本国憲法にもとづく戦後の「社会体制」自体を変えるべきだとし、先に教育基本法を改定したが、こんどは、平和目的に限定していた戦後の宇宙開発の基本方針を変えようとしているのだ。法案の推進者たちは、つぎのような論理で賛成論を展開している。軍事偵察衛星を使って北朝鮮の動向を監視する程度であれば、宇宙の軍事利用を認めてもいい。なぜならば偵察衛星というのは、①敵地を直接にたたくといった攻撃的な性格のものではない。②むしろ敵の攻撃から日本国民のいのちと暮らしを守る防衛的な性格のものだ。したがって③周辺国に脅威を与える、軍拡競争をあおるようなものにはならないし、④これを機会に日本でも自前の宇宙産業が育つならば結構なことではないか、というわけだ。

このような主張は正しいのだろうか。推進派の提起する4つの論拠に即して考えてみよう。まず第一点。軍事偵察衛星は攻撃的な性格を持たないと主張する論者は、ソ連解体後に「戦争のスタイル」が大きく変わったことを無視している。宇宙に配置された「資産」（百基を超える軍事衛星群や通信機器など）と電子情報網を介して、米国の攻撃戦力と防衛戦力とは一体的に運用されるようになり、世界各地に駐屯する米軍も、地球規模で統合されるようになった。攻撃の矛と防衛の盾とを同時に兼ね備えた最強の軍艦のことを「イージス艦」と呼ぶが、米軍が目指しているのは、戦争全体の「イージス化」なのだ。この新型の戦争スタイルを米軍は、宇宙をベースとした「ネットワー-

ク中心型戦争」だと呼んでいる。

じっさい四年前に米軍は、イラクに対して先制攻撃をしかけたが、開戦前から米国は、偵察・探知衛星を動員して、イラク軍の戦力を調べ上げていた。米軍が使ったミサイルや爆弾の三分の二は、イラク上空の軍事衛星群によって精密誘導され、戦果が評価されたといわれる。ネットワーク中心型の新型戦争にあっては、局地的な規模の戦争であっても、世界全域の軍事施設が動員され、目や耳や神経の部分は地表から宇宙衛星のほうに移るので。昔は制空権や制海権の有無が戦争の優劣を決めたとすると、今日では「制宇宙権」の有無が戦争のゆくえを決める時代となった。「制宇宙権」を独占し、どの国には宇宙への進出を拒否するか、どの国にどの程度の宇宙利用を許すかを決めるのは我々だというのが、ソ連崩壊後の米国の一貫した方針である。この「制宇宙権」を背景にして、「敵」がどこにいようが、いつでも・どこでも、核と非核の両方の戦力を使って先制攻撃をしかけるという戦略をブッシュ政権がとっている。

このような米国の戦略を念頭におくとき、日本の軍事偵察衛星は、米軍の先制攻撃システムを支える目や耳の役割を担わされるのは必至だ。「集団的自衛権」が認められると、日本の軍事衛星群は米国の新型戦争システムのもとにいっそう深く組み込まれるだろう。

「敵の攻撃から日本国民を守る」という第二の論拠に正当性があるのか、という問題に移ろう。戦時下では、敵の攻撃から「戦争遂行システム」を守りぬくことが防衛の第一義的な課題となることは、洋の東西を問わず、昔から変わらぬ真理だといってよい。したがって日本の軍事偵察衛星の第一義的な任務は、全世界から宇宙にまで配備されている米国の新型戦争システムを「集団的自衛権」の名のもとで守ることになる。日本国民の命と暮らしを守るなど、二の次三の次となってしまうのだ。

「軍拡競争をあおらない」という第三の論拠について。宇宙資産というのは、ほとんど丸裸の状態で地球を周回しているので、敵の攻撃には大変

弱い。「新型戦争」体制の「アキレスのかかと」というか、最大の弱点がここにあるのだ。米軍による先制攻撃の恐怖にさらされている国は当然、地上からレーザー光線を発射したり、ミサイルを打ちこむといった方法で、宇宙資産を麻痺させ、新型戦争を機能停止に追い込もうとするだろう。これが「宇宙のパールハーバー」と米軍が呼んできた悪夢の事態となる。

今年一月一〇日、中国軍は自国の衛星を地上からのミサイルで追尾し、破壊する実験に成功した。米国が誇る「ネットワーク中心の戦争システム」を麻痺させる力をもつことを中国軍のタカ派は誇示しようとしたといってよい。このニュースに米軍首脳が怒り狂ったのも道理だ（付図を参照）。このような可能性が生まれると、対抗して米軍は軍事衛星に兵器を搭載し、敵の攻撃に反撃する態勢を整えようとするだろう。あるいは敵の軍事施設を宇宙から先制攻撃しようとしても考えられる。米国の宇宙産業は三〇年前から衛星搭載用の宇宙兵器の開発や宇宙配備用原子炉の開発に着手してきた。米国の軍産複合体は、このような事態が来るのを「今や遅し」と待ち望んでいたといってよい。このような事態になると米国に対抗しようとする国は、核弾頭を積んだミサイルを応射し、宇宙空間で爆発させるという戦法で、新型戦争を機能麻痺に追い込もうとするだろう。宇宙基本法案が成立し、米国の新型戦争システムに組み込まれていくと、宇宙の戦場化、さらには宇宙の核戦場化を招く恐れさえあるのだ。このようなシナリオが現実のものになると、地上のすべての生物は、天空に出現した巨大なオーロラを見ながら、絶滅の恐怖におののくことになるだろう。

「自前の宇宙産業の発展に役立つ」という第四の論拠に移ろう。宇宙産業というものは無類の金くい虫である。貴重な資源を「宇宙の穴」に投げ捨てさせ、米国

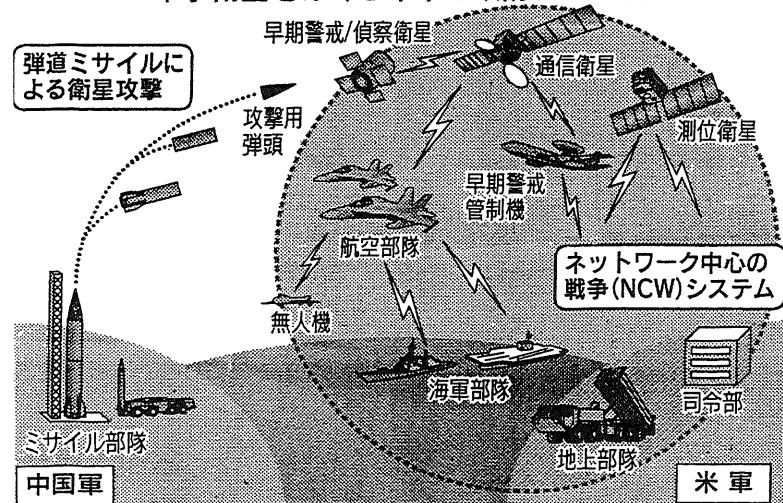
の軍産複合体を太らせるにあっても、日本自前の宇宙産業の形成を米国が許すわけがない。むしろ宇宙が戦場化すれば大量の衛星破片が生まれることは避けられないし、宇宙が核戦場になると、猛烈な放射能汚染が地上を襲ってくるだろう。そうなると宇宙の科学的・商業的な利用は、不可能になってくるであろう。

宇宙軍拡を阻止するには、どうしたらよいのだろうか。今年は「宇宙空間への大量破壊兵器の配備」を禁止した「宇宙条約」制定四〇周年の年であるが、この条約に次の三点の修正を加えるべきだと考える。①宇宙配備の禁止対象を大量破壊兵器だけでなく、兵器全般に広げる。②核実験探査衛星などと異なり、軍事偵察衛星は新型戦争を支える兵器システムの中軸となつたために、これを兵器とみなし、配備を禁止する措置をとる。③このように宇宙を脱兵器化したうえで、宇宙資産を攻撃・破壊する軍事活動もまた禁止する。

私たちはすでに「南極地域は平和的目的のみに利用」し、「軍事基地の設置、軍事演習の実施、あらゆる型の兵器の実験」を禁止した南極条約をもっている。宇宙条約を南極条約に近づけるこそが求められているのだ。宇宙の戦場化を招き、さらには宇宙の核戦場化さえ招きかねない宇宙基本法案は百害あって一利なしと考える。

（ふじおか あつし 所員 立命館大学）

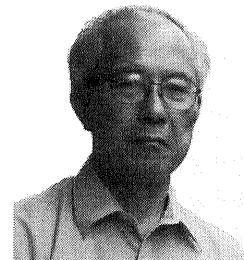
### 軍事衛星をめぐる米中の攻防（イメージ図）



2007.1.20 日経

# 持続可能な社会の実現に向けて — エネルギー問題をどうするか —

太陽からのエネルギーは、地上で人が住める環境をどのように作っているか。やがて訪れるエネルギー資源の枯渇をどうするか。資源枯渇より先に気候変動によって環境は破壊される。今日のエネルギー多消費型生活スタイルは持続不可能である。



FUKAO Masayuki

深尾 正之

## I はじめに

100年前までは地球は無限の資源を持ち、廃棄物の受け入れ包容量も無限に大きかった。資源の枯渇が意識され、地球上で人類の生活の「持続可能」性が問題にされ始めたのは、1972年のローマクラブによる「成長の限界」の発表以来である。僅か35年前である。

今日の地球は、様々な意味で有限である。資源の枯渇、食糧生産の限界、有害物質の堆積、化石燃料の燃焼に伴う CO<sub>2</sub> の堆積と気候変動、開発による生物界（生態圈）の破壊などなど。それぞれの項目によって、因果律の究明レベルが異なり、対策も明確ではない。対策が遅れると取り返しがつかない場合もある。ここでは、持続可能な社会のための自然科学的条件をエネルギー問題を中心にして議論する。かつて、エネルギー問題は、やがて訪れる資源枯渇にどのように立ち向かうかであった。20世紀末になって、資源枯渇より先に、気候変動によって、人類の生活環境が破壊されることが明らかになった。化石燃料の燃焼による CO<sub>2</sub> をはじめとする様々な温室効果ガスが、地球をめぐるエネルギーバランスを破壊し始めたのである。地球は実に微妙な機構で、われわれの生活環境を準備している。

## II 地球とそれを取り巻く エネルギーの流れ

(2-1) 長さの国際的基準 m (メートル) は、北極・南極から赤道までの距離を 10,000km として決められた。地球はほとんど真円に近いので、1 周は 40,000km、半径にして R<sub>e</sub> = 6371km (平均半径) である。日頃車に乗る人は 1 年で 10,000km 走る。4 年で 1 周することになる。

(2-2) 地球表面のしわは、エベレスト山が海面から +8.8km、日本海溝が -8.0km、最深のマリアナ海溝で -10.9km である。半径 6,400km と比べるとそのしわは ±0.15% と極めて僅かである。人の大きさはそのしわの 1/5000 であるから、19世紀までの人にとっては確かに地球は無限に大きかった。

(2-3) ところが、その僅か 8.8km (0.14%) の高さで、空気は地上の 1/3 となる。地球を覆う空気層は 10km 程度で、この空気の重さが地表で 1 気圧の圧力をついている。密度を水で換算すれば、僅か 10m である。後で述べるように、地球の表面温度は太陽からの熱と地球が赤外線で放射する熱のバランスで決まる。地球の極く表面 10km (0.16%) の気層、水に換算すると 10m (0.00016%) の極めて薄い表皮が地球の表面温度を制御し

ている。

(2-4) 日常、我々は氷水の温度を0°C、地表(1気圧)での水の沸騰温度を100°Cとする摂氏温度を使っているが、物理の世界では-273°C=0Kを基準とする絶対温度を尺度とする。温度とは物質を構成している分子のランダムな熱運動の激しさを示す。分子運動が完全に静止する状態が0Kである。400K(127°C)の空気の分子は、200K(-73°C)の分子の平均2倍のエネルギーを持って揺らいでいる。定義からわかるように絶対温度ではマイナスの温度は存在しない。

(2-5) 人は、10°Cで寒いと感じ、30°Cで暑いと感じる。この温度は熱力学的には283Kから303K、すなわち293Kの±3%という非常に狭い範囲である。地表温度は、太陽から降り注ぐ光エネルギーと、地球が宇宙に赤外線で放射するエネルギーの微妙なバランスで決められている。太陽の表面温度は5780°C=6050Kで、この高温物体が熱を四方に放射している。地球の場所では $1.37\text{kW/m}^2$ の熱が流れている(これを太陽定数と呼ぶ)。地球は、太陽から流れ込む量と同じエネルギーを地表温度で決まる赤外線で四方に熱を放散し、定常状態を保っている。

(2-6) 太陽からの熱を地球が100%取り込み、同じだけの熱を地球が放射するという最も簡単なモデルで計算すると、地球の温度は、 $279\text{K}=5.5^\circ\text{C}$ になる。実際には、太陽光の30%は地球を温めずに、雲や地表の水などでそのまま反射される。これを考慮して計算すると、地表温度は、 $255\text{K}=-18^\circ\text{C}$ になる。この $255\text{K}=-18^\circ\text{C}$ と、実際の気温(288K程度)の差は、地球表面の薄い空気層による温室効果によっている。温室効果とは太陽からの6050Kに対応する光は、空気層を貫通して地表に達するのに対して、地球は288Kで決まる遠赤外線を宇宙空間に放射する途中、空気で相当量が吸収される事を指す。

(2-7) 空気の中で赤外線をよく吸収するのは、水蒸気( $\text{H}_2\text{O}$ )、炭酸ガス( $\text{CO}_2$ )、メタン( $\text{CH}_4$ )などである。水は蒸発をして水蒸気となり、空中で凝縮して雲になる。雲は昼は入射する太陽光を反射する。夜は水蒸気が多ければ(湿度が高ければ)、赤外線を吸収して地球からの熱放射を減らす。空気が乾燥すると、夜間の放射が増え、気温が下がる(放射冷却)。日常の気象変動、すなわち気温・湿度(水蒸気の量)の地域・時間による

変化が、地表温度を変化させる。地球は他の惑星ではない大量の水で覆われている。空気中の水蒸気や雲の量は、日夜変化するが、太陽からの熱が一定である限り、平均すれば一定である。これに対して、 $\text{CO}_2$ や $\text{CH}_4$ など(温室ガス=GHG)は、気象による温度変動では、蒸発・凝縮することではなく、その濃度は、地域変動も時間単位の変化も少ない。化石燃料の燃焼による $\text{CO}_2$ 、開発による地中 $\text{CH}_4$ の放出などは、人間活動によって10年-100年の変化を示す。水蒸気による気象変動のような急激な変化は起こさないが、ゆっくりとした気象変動を引き起こしていると考えられている。これが今日、気候変動、地球温暖化と呼ばれている内容である。

### III 地球のエネルギーバランス

(3-1) 地球を巡るエネルギー収支の詳細を図1に示す。地球の熱収支に関与しているエネルギー源は、(a)太陽光、(b)地熱、(c)月の引力(汐の干満)の三つの自然エネルギー、人間活動による(d)化石燃料(過去の太陽エネルギーによって育まれて来た動植物の堆積物)と(e)原子力の合計5つである。

(3-2) 地球が太陽から受け取るエネルギー、太陽定数; $1.37\text{kW/m}^2=2\text{cal/cm}^2\text{ min}$ は、太陽活動(黒点の数で代表される)の影響により若干変

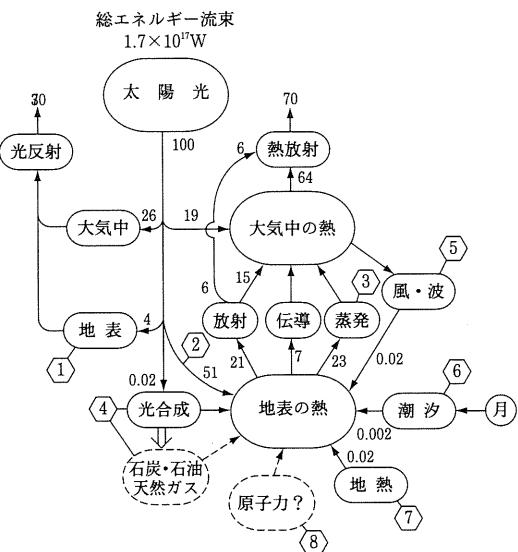


図1 地球のエネルギーバランス

化するが、その変動は±0.05%程度である。図1は、太陽から地球に降り注ぐエネルギー総量を100とし、どこを経由して再び宇宙空間に戻るかを示している。太陽光以外の自然エネルギーは、地熱(0.02%)、月(0.002%)と全体としてはごくわずかである。太陽光の30%は、空気中の雲と地上の氷雪などでそのまま反射される。残りの70%の内、19が直接、大気で吸収されるが、51は固体の地球を暖める。地球からの熱は熱伝導(対流)、蒸発、放射によって一度大気の熱に変換される。地球から宇宙空間へ放射で素通りするのは6に過ぎない。

(3-3) 炭酸ガスなどの温室ガスは、太陽光にはほとんど透明であるが、地球が放射する赤外線には不透明であるので、これらが空気中に含まれると、地球からの熱放射が妨げられ、地表温度を上昇させる。

図2は最近の大気中のCO<sub>2</sub>濃度を示す。季節変動で年周期の変動がある。現在の濃度は380 ppm(0.038%)である。1900年以前は280 ppmで一定であった。動植物の呼吸により酸素O<sub>2</sub>はCO<sub>2</sub>に、植物の炭酸同化作用により、CO<sub>2</sub>、水、太陽光から澱粉がつくられ、O<sub>2</sub>を放出することで、CO<sub>2</sub>濃度が一定に保たれた。20世紀の後半に、石炭・石油が大量に燃焼され、空気中のCO<sub>2</sub>が増加した。この濃度上昇が、気温上昇にどれだけ影響するかは、それほど明確ではない。このCO<sub>2</sub>をO<sub>2</sub>に戻すために地球上の全植物が吸収している太陽エネルギーは、図1に光合成として示されている0.02%である。これに対して、現在(2005),

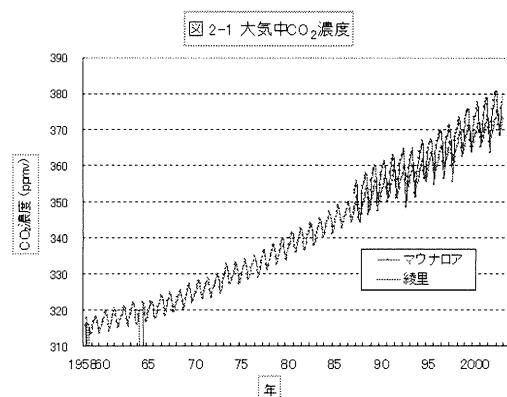


図2 大気中二酸化炭素濃度の経年変化  
(1958~2005)

人類が全地球上で消費するエネルギーは原油換算10<sup>10</sup>ton/yrで、太陽エネルギーの0.008%である。全光合成の40%に当たる。

(3-4) 図1で6角形で囲まれた数字1~8は、現在利用されているエネルギー源を示す。

①太陽光発電；太陽電池による直接発電。最新鋭の太陽電池の効率20%，実用的には13%程度である。②太陽熱利用；温水器，開発途上国では炊事用太陽炉にも使われている。反射鏡で集光すれば蒸気タービン発電も可能。熱源と考えれば高効率が実現可能。③水力発電；水は大洋からの蒸発で大気中の水蒸気となり、凝縮されて降雨となる。これによる地球・大気間のエネルギー輸送は大きい。④光合成；薪炭，バイオマス。植物による太陽エネルギーの固定。過去の太陽エネルギーが化石燃料(石炭，石油，天然ガス)として蓄積されている。⑤風力・波力発電；太陽による地表加熱の不均一が風をつくり、風により波浪が生成される。⑥潮の干満；太陽と月の引力によって海面が上下する。フランスに24万kW発電所がある。⑦地熱；地球自身が蓄えているエネルギー。米、フィリピンが200万kWの地熱発電、⑧原子力；核の変換に伴う核エネルギーで、熱中性子炉、高速増殖炉、プルサーマル炉、(核融合炉)。①~③、化石燃料を除く④、⑤は現在の太陽エネルギーの利用であり、エネルギーの地域移動はあるが、太陽エネルギーの流れを変えるものではない。化石燃料の燃焼と核エネルギーは、現在の太陽エネルギーの流れに付加される。

(3-5) 地球温暖化と海面水位。北極の氷は浮いているので水位には無関係。南極大陸、グリーンランド、カナダ、アラスカ、シベリヤおよび標高の高い山地の氷の融解が海面の上昇に寄与する。氷の消滅は太陽光の反射の減少にも寄与し、更に地球を暖めることになる。

#### IV エネルギーの保存と変換

(4-1) エネルギー保存の法則は良く知られている。無からエネルギーは生じない。木が育つのは、太陽光によって炭酸ガスと水から光合成が行われているからで、エネルギーの源は太陽である。

(4-2) 様々な形のエネルギーがある。位置エネルギー、運動エネルギー、電気エネルギー、化学

エネルギー、光エネルギー、熱エネルギー、核エネルギーなど。エネルギーの形は変換できるが、難易がある。電気エネルギーはあらゆる形のエネルギーに容易に変換できる最も便利な形である。すべてのエネルギーは最終的に熱エネルギーとなる。熱エネルギーとは、その物質を構成している分子のランダムな熱運動で、他の形への変換効率の悪い低品位エネルギーである。

(4-3) 水 1 リットル (1 kg) を 100m 自由落下させると、時速 160km となる (空気抵抗は無視)。980J = 980W · sec, 60W の電球を 16 秒点灯できる。これを熱に換算すれば、0.23°C の温度上昇にしかならない。扇風機・冷蔵庫・洗濯機などの動力源=運動エネルギーに較べて、電熱=熱エネルギーは多消費形。(750W = 1 馬力の力と比べて、750W の電気ストーブはか細い) 電熱器は最悪の電気製品である。

#### (4-4) 電力へのエネルギー変換

電力は、様々な形のエネルギーに、高効率で容易に変換できる便利なエネルギーであるが、他のエネルギーから変換して作られる 2 次エネルギーである。各種の発電方式をエネルギー形態で表わす。

水力発電；「位置」→「運動」(水)→  
「回転(運動)」→「電気」  
火力発電；「化学」(石炭・石油)→  
「熱」(燃焼)→「圧力」→「運動」  
→「電気」  
原子力発電；「核」(核分裂&核融合)→  
「熱」→(火力に同じ)

「運動」→電力は発電機により、高い効率で変換が可能(水力、風力等)であるが、「熱」→電力は効率が低い。火力・原子力など、今日の電力は殆どこれに依っている。変換効率は、最新式の火力発電であるガスタービン／蒸気タービン複合

型で 45% 程度であり、蒸気タービンでは(250 気圧、600°C) で 40% を少し超える程度。原子力では、材料に制約があり 33% 程度(多くは 25%) になってしまう。つまり、火力で、発電量の 1.5 倍、原子力では 3 倍の廃熱ができる。高温ガスを用いた「直接発電」が、鋭意研究されてきたが、材料の制約で行き詰まっている。

「化学」→電力；石炭・石油等多くは熱を介在。直接変換するのが電池である。「燃料電池」としてビルの自家発電用に実用化されつつある。材料開発が課題である。

「太陽光」→電力；太陽電池は、太陽(光)エネルギーを直接電気に変える。効率は 10–20%。寿命と価格が今後の課題である。

表 1 に、世界のいくつかの国々の発電量とエネルギー源の構成を示す。国による大きな違いを読みとれる。

#### (4-5) エネルギーの輸送と備蓄

石油・天然ガス・石炭は船舶・車両による輸送。電力の高圧電力線による送電。

自動車燃料に代表される可搬エネルギー源を石油枯渇後どうする？水素？蓄電池？バイオ燃料？

○エネルギー備蓄；石油・天然ガス・石炭による貯蔵(月単位)、揚水発電所(水の位置エネルギーで備蓄)(日単位)、超電導コイルやフライホイールによる備蓄も開発中

家庭におけるエネルギー備蓄：蓄熱、蓄電池(太陽エネルギーの日周期対策)、灯油、薪炭

## V エネルギー資源の枯渇、可採年数

(5-1) 人類のエネルギー消費は、産業革命までは、暖房と煮炊きのための熱源が主で、薪炭、里

表 1 日本／世界の発電量と構成比(2004年)

	アメリカ	中国	日本	日本('60)	カナダ	フランス
発電量 (TWh)	4081	1907	1047	115	587	567
火力 (%)	72.6	82.9	66.7	50.6	29.6	10.7
水力 (%)	7.5	14.9	9.9	49.4	57.5	11.3
原子力 (%)	19.3	2.3	22.9	0	12.8	77.8

[2007 年データブック 二宮書店]

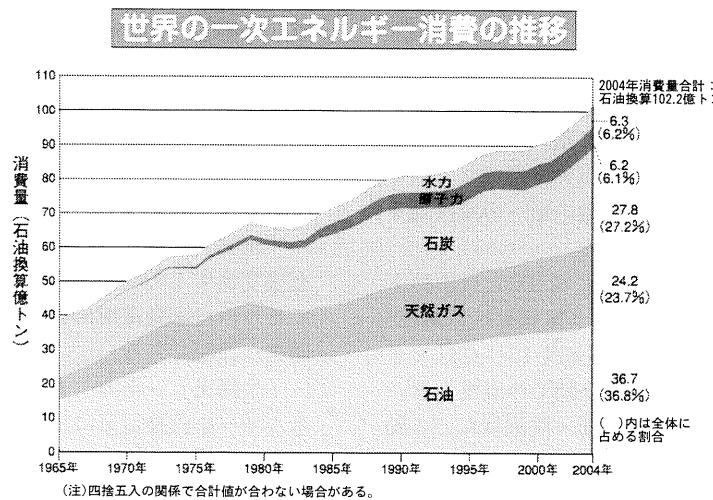


図3 世界の1次エネルギー消費と源

山からの枯葉・枯枝が、尽きない再生可能なエネルギー源であった。産業革命によって、動力源としての水車が、織機、脱穀などに用いられた。ワットの蒸気機関の発明で動力源に石炭が用いられた。輸送の容易な石油が中東大油田で発見されて以来、エネルギー消費は急激に増えた。20世紀後半になって、増加率は若干緩やかになったが、なお増え続けている。2005年の1年の世界のエネルギー消費量は100億 TOE（石油換算トン）に達している。この量は、今日の最新鋭原子力発電所（一基=1200MWe, 熱出力は3倍）が休止せずに運転されるとして4,000基である。図3は、最近の増加傾向、エネルギー源を示している。ほとんどが化石燃料に頼っている。

(5-2) 化石燃料は、大昔の太陽エネルギーで生育した植物、それを食した動物から生成・堆積されたもので、資源量は有限である。現在の消費を統ければ、100年あまりで掘り尽くされる。可採年数=確認可採埋蔵量／年間生産量は、最近の実績データで石炭164年、石油40.5年、天然ガス66.7年、ウラン85年である。これらの年数は、目安に過ぎない。探索技術の発展により、新しい資源が見いだされ、採掘技術進歩により可採量は増加する。例えば石油の可採年数の変化を調べると、(算定年／可採年数)は('43/22.5yr), ('53/28yr), ('63/35yr), ('73/31yr), ('79/27yr), ('85/36yr), ('87/44yr), ('89/46yr)等と枯渇年は延びている。しかし年々油田開発は困難になっ

ており、やがて枯渇することは間違いない。石炭は可採年数が160年と長いが、現在石油が多く使われているからであり、石油の代替に、多量消費されればこの年数は大幅に短くなる。資源量としては石油の5倍程度に過ぎない。化石燃料は、材料資源としても重要であり、安易に消費するのは問題である。

最近、深度500m以上の海底に多量のメタンハイドレートがあるという（日本近海の埋蔵量は、日本の現在の天然ガス使用量の100年分との話もある）。広い範囲に薄く広がっているこの資源を安全に回収する技術は確立されていない。メタンガスは、CO<sub>2</sub>よりはるかに高い温室効果を持つので、大気に放出することは許されない。

#### (5-3) 再生可能な自然エネルギー

今日、実用化されているものは、太陽光（太陽電池）、風力発電、地熱、太陽熱などである。風力発電は太陽電池より安い。世界第1位はドイツで14.6GW（原発12基分）、全電力の6%を賄っている。陸上の条件のよい地点はほぼ開発を終わり、海上敷設にむけて、寿命を点検中。第2位アメリカ6.4GW（2003年）である。日本の風力発電は、2004年現在で735基、出力約0.68GW（原発0.5基）。都市内では、騒音のために敷設は困難。地熱発電は、米国2.5GW、フィリピン1.9GW（同国電力全体の1/4）メキシコ、インドネシア、イタリア、ニュージーランド、日本等で行われている。開発途上国では、総量は少なくてもエ

エネルギー供給のかなりの部分を占めている（フィリピン、エルサルバトル、ケニヤ）。日本の地熱発電は認可出力合計で509MW（原発0.5基）、発電量は全体の0.3%。日本では、温泉＝観光地で開発しにくい事情がある。

#### （5-5）核エネルギー

原子力発電のためのウランも、可採年数は85年と長くない。埋蔵量は、ウラン抽出に掛けられる費用によって変化する。また、生産量＝消費量ではないので単純比較はできない。 $U^{238}$  ( $\rightarrow Pu$ ) を燃料としても、エネルギー量は、石炭と同程度である。今日の消費量でも、放射性廃棄物や、安全性の問題が多くあり、決して長期にわたる安定なエネルギー供給源にはなり得ない。核融合による発電が実現すれば、燃料資源については、無尽蔵と言ってもよいが、この技術開発の実証まではまだ遠い。

## VII 未来のエネルギーはどうするか

化石燃料の資源枯渇は必ずやってくる。海洋に広く存在するというメタンハイドレートが予想通り化石燃料と同じ程度に存在し、またそれを理想的に回収することに成功したとしても、枯渇時期がせいぜい50－100年延びるだけである。気候変動・地球温暖化への影響は、化石燃料資源枯渇より先に、人類に大規模災害をもたらす可能性が高い。従来どおりの化石燃料依存のエネルギー政策は許されない。放射性廃棄物処理問題を完全に解決して、原子力を利用したとしても、資源枯渇を100年先に伸ばすだけで、同じ状態が再現する。実際には同じではなく、より深刻な自然への負荷をかけた状態である。必ず現れるずいぶん集団が放射性物質を垂れ流す可能性もある。今でも原子力発電の立地では、殆ど黒い金がばらまかれ、人身を傷つけ、心の荒廃をもたらしている（小浜市と美浜町）。エネルギー消費は今も増大している。急激な消費増大を示す、中国・インドに対して「君たちは使うな」と言う論理は無い。生態学者

の警告によれば、人は他の多くの動・植物種と共生する中で進化を遂げてきた。これまでの人類の「征服形戦略」はすでに世界の生態系維持の限界に達している。過度に（人間の都合で）単純化された生態系は人の生きる条件を満たさなくなる。BSE、O157、さまざまな耐性菌、アトピー、アレルギーなどなど。「積極的共生形戦略」に変換すべき時である。限界に達した事が誰にも明らかになったときは、すでに回復は不可能だという。

人類が、数100年以上、生き延びるために、太陽エネルギーを最大限利用し、それに依存して生きる以外にない。核融合が実現して、エネルギー資源が事実上無限大になったとしても、地球の自然は今の生活スタイルを維持・拡大させることを許さない。金を払えば欲しいだけのエネルギーが得られ、何に使ってもよいという消費構造を改める必要がある。今日の「文化」は正常だとは思えない。今の生活スタイルは維持できないことを認識すべきである。EUの諸国はすでに今日の文化の修正に向かいつつあるようだ。USもBush体制の間違いを早晚気付く筈である。金儲けを至上命令とする今日の体制は、必ず修正されるだろう。カタストロフィー（破滅）に陥るまでに修正することが必要である。

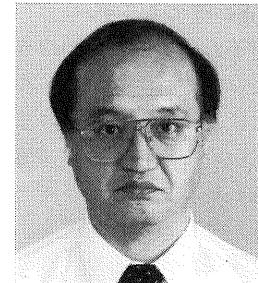
### 参照文献

- [1] 浅井富雄「大気と海洋の相互作用を探る」『科学』Vol. 57, (1984) p. 166
- [2] M. K. ハバートラ「地球のエネルギー資源」『別冊サイエンス』No. 4, 日本経済新聞社 (1974)
- [3] 小宮山宏『地球温暖化問題に答える』東大出版会 (1995)
- [4] 小宮山宏『地球持続の技術』岩波新書 (1999)
- [5] 通産省資源環境技術総合研究所編『地球環境・エネルギー最前線』森北出版 (1996)
- [6] 近藤純正『地表面に近い大気の科学』東大出版会 (2000)
- [7] 驚谷いずみ著『自然再生』中公新書 (2004)  
(ふかお まさゆき)
- 日本科学者会議京都支部 元静岡大学

# 早急な対策が必要な エネルギー・環境問題

— 基礎研2007年度春季研究交流集会に参加して —

春季集会でのエネルギー問題に関する講演と地球環境問題をめぐる報告を踏まえて私見を述べる。今後40年間に地球経済は4倍程度に拡大するから、省エネと太陽光の利用を加速し普及させることが急務である。



YAO Nobumitsu  
八尾 信光

## I テーマは「環境と人間」

2007年度の基礎研春季研究交流集会は、3月10日と11日に京都府立大学で開催された。テーマは「環境と人間」で、中村治一・松田文雄・八尾信光・森井久美子・増田和夫・荒木一彰氏らがこれに関連する報告、ほかに青柳和身氏と大西広氏が人類社会の発展史区分に関する報告、桜井善行氏が労働問題、藤田隆正氏が人間発達に関する報告をした。環境思想に関する論文を発表した松田文雄氏には基礎研自由大学院の修了証が授与された。

1日目後半の全体会ではプラズマ物理などが専門の深尾正之氏による「持続可能な社会の実現に向けて」という題の講演があり、2日目午後の全体会では「環境と人間」についてのシンポジウムが行われて哲学・国際法・環境経済学の第一線で活躍中の三氏による報告がなされた。以下では、三氏の報告と深尾氏の講演の概略を紹介し、それらを踏まえて筆者の私見を述べる。

## II 地球環境問題の多面的考察

シンポジウムで、碓井敏正氏は「規範哲学から見た地球環境問題」と題する報告をした。

近年関心を集めている環境倫理学には反近代的・全体主義的性格があり、その有効性にも疑問があるとした上で、環境問題を解決する方法としては技術的方法・社会的方法・倫理的方法があるが、哲学の任務は、関連諸科学と連携しつつ主な論点や解決方法を整理して、コーディネータ的役割を果たすことであるとし、地球環境問題を考える際の様々な論点とその解決方法をめぐる主な論争点をバランスよく整理して、それらについての見事な鳥瞰図を示した。同氏の見解は、近著『グローバリゼーションの権利論』や『グローバル・ガバナンスの時代へ』の中でも展開されている。

高村ゆかり氏は「持続可能な社会への国際法学からの視点」と題する報告をした。人類の経済活動が拡大して1980年代後半以後は生態系としての地球の能力を超えており、温室効果ガスの増加で地球温暖化が進み生態系と人類社会に様々な悪影響を及ぼしつつあること、その責任は国によって異なり、例えば2000年における米国での1人当たり二酸化炭素排出量はドイツや日本の2倍、中国の9倍、インドの18倍であることなどを示す多数の図表を示した上、その解決に向けた国際社会の取り組みや国際法の役割を論じた。1980年代から提唱されている「持続可能な発展」という標語の意味が、その後段階的に拡充され、今日では、環境の有限性を踏まえて、経済発展の利益が公平に配分され、すべての人々の福祉が恒常的に改善

される公正な社会の実現が国際社会の目標とされていることなどが指摘された。

環境経済学に関する多くの著作を発表し、10年前からは3年ごとに『アジア環境白書』も刊行している寺西俊一氏は「日中韓の環境共同体をめざして」と題する報告をした。近年は環境問題・汚染問題が多様化・複雑化・広域化していることを指摘し、「輝かしく躍進するアジア」は「幾つもの難題を抱えたアジア」でもあるとして、急激な工業化と爆発的な都市化によりすさまじい勢いで大量消費社会が出現し各種の公害・環境問題が深刻化していること、それに対する日本の技術援助には現地の実情に即していないものがあり、日本企業による公害輸出の例もあることが紹介された。地球環境の未来は中国をはじめとするアジアの動向で左右されるから、アジアの環境保全に向けた多面的で重層的な取り組みが急務であることが、自身の調査や見聞と活動を紹介しながら情熱を込めて論じられた。

### III 物理学者から見た エネルギー問題

物理学者の深尾正之氏による「持続可能な社会の実現に向けて——エネルギー問題をどうするか——」という題の講演も内容豊富で教えられるところの多いものであった。

深尾氏はまず「地球のエネルギーバランス」がどのようにして保たれているのかを図に基づいて詳述した。地球上のエネルギーの99.9%以上は地球に降り注ぐ太陽光に由来しているから、これに絞って要点を紹介すれば、おおよそ次の通りである。地球に到達する太陽光100のうち30は雲などに当たって光反射され、残り70のうち19は大気中の熱、51は地表の熱に変わる。しかし地表の熱となった51のうち45は蒸発・放射・伝導によって大気の熱となり、大気が受け止めて熱に変えた19と共に宇宙空間に熱放射される（合計64）。残りの6も地表から宇宙空間に熱放射されるから、地球が受け止めた太陽光70のすべてが最後は熱に変換され地球外に放出される。なお地球に降り注ぐ太陽光エネルギーのうち風や波のエネルギーに変換されるのは0.02、植物による光合成のために利用されるのも0.02である。地表にはこのほか地熱エ

ネルギーなども供給されるが、その規模は0.02程度である。

2004年に人類が消費した（一次）エネルギーの総量は0.008（原油換算で102億トン）だが、そのうち6%が水力、6%は原子力、88%は石油・石炭・天然ガス等の化石燃料で供給されている。

化石燃料の消費は大気中の炭酸ガス濃度を高めるから、その温室効果による地球温暖化と気候変動が脅威となっている。原子力の利用には安全性や放射性廃棄物の処理など多くの問題があり、安心できるエネルギー源とはいえない。人類が必要とするエネルギーをすべて原子力で供給するには120万kWの最新鋭原子力発電所4,000基以上が必要になるのであり、その危険性は計り知れない。〔しかもその場合には、どんな国でも原発を持つことを認めなければならないから、この点でも危険極まりない——筆者付記〕。核融合による発電には技術的バリアが多すぎて100年ないし200年以内に実現できるかどうか見通しは立っていない。〔ちなみに、ノーベル物理学賞を受賞した小柴昌俊氏と長谷川晃氏は小泉前首相に対して、国際核融合実験装置（ITER）の国内誘致に関し「安全性と環境汚染性から見て極めて危険なもの」であるから「絶対に反対」である旨の「嘆願書」を提出した——筆者付記〕。

人類が今後数百年以上生き延びるために、太陽エネルギーを最大限に利用すると共に、金を出せばいくらでも消費してよいという今の生活スタイルを修正すべきである。太陽エネルギーの利用法としては、太陽熱温水器などで太陽光を熱に変えて利用するのが最も簡単で変換効率もきわめて高い。といったことが指摘された。

これらの報告や講演を踏まえて以下では筆者の私見を述べる。

### IV 世界経済はどこまで 拡大するのか

人類のエネルギー需要は今後どこまで増えるのであろうか。それを予測するためには21世紀における世界経済拡大の趨勢を展望する必要がある。

UNCTADの統計によれば、2000年における世界人口は約61億人、為替レートでドルに換算した世界のGDPは31兆ドル、1人当たりGDPは5,200ドル（先進国平均は27,000ドル）であった

(西川潤『世界経済入門』第3版、岩波書店、20頁)。2050年の世界人口については、国連が1994年以降2年ごとに予測値を発表してきたが、98億、94億、89億、93億、89億、91億、92億というように変遷があった。仮に2050年の世界人口が91億となり、それまでの経済成長率が年率3.5%であれば、2050年の世界の実質GDPは2000年の5.6倍(173兆ドル)、1人当たりの実質GDPは19,000ドル程度となる。

筆者自身は、世界各国のGDPを購買力平価で換算し1990年ドルで表したAngus Maddisonの統計([http://www.ggdc.net/Maddison/ 参照](http://www.ggdc.net/Maddison/))の方が実質的な経済の規模と変化を捉えるには適当と考えているので、それを踏まえつつ次のような予測をしている。(以下さしあたり後掲のグラフA・B・Cと、拙稿「アンガス・マディソン統計から見た世界経済発展史」[財団法人政治経済研究所刊『政経研究』88号2007年5月]の第5節参照)。

- ① 世界人口は2000年に61億であるが、その増加率は1970年代から遙滅しているので、趨勢線から判断すると2040年代に80億程度に達したあと減少に向かう。(先進諸国はもちろんあるが、中国をはじめとする主な人口大国でも1970年代ないし1990年代から少子化が進行中である)。
- ② 2000年における世界の実質GDPは(購買力平価で換算して1990年価格で表せば)37兆ドル、1人当たりGDPは6,000ドル(先進国平均は23,000ドル)程度であった。
- ③ 世界経済の1980年から2000年までの拡大率は年率3.1%程度であったが、先進国が低成長からゼロ成長に向かって進みつつあるのに対して、中国は約10%、インドは約6%の高成長、その他の途上国の中にも数%前後の成長を続けている国が少なくないので、21世紀初葉の世界経済は年率4%近い速度で拡大する可能性がある。(2006年の9月に発表されたIMFの*World Economic Outlook*は2000年から2010年までの世界の実質GDP成長率を年率4.1%程度と見ていている)。
- ④ 2040年まで年平均3.5%で拡大したとしても、世界経済の規模は2040年に2000年の4倍、148兆ドル(1人当たりGDPは18,500ドル:日本の1990年水準)となる。
- ⑤ ただしその後は世界人口が減少に向かうし、

それまでに世界人口の大半が過剰富裕化水準(1人当たり実質GDPが10,000ないし20,000ドル)を越えているので、21世紀後半の世界経済は低成長を経てゼロ成長に向かう。

21世紀後半の世界経済は拡大率を遙滅させるが、それまでの40年間には経済規模が4倍程度に拡大するから、それに比例してエネルギー需要が増大し、その大部分を化石燃料で賄うとすれば、地球環境に対する影響は破滅的である。したがって、今後40年間に増大するエネルギー需要をどのようにして満たし、同時にどれだけ環境負荷を削減できるのが、差し迫った人類的課題である。

## V 省エネの推進と太陽光の有効利用

世界経済の規模が今後40年間に4倍程度に拡大する可能性は大きいが、その後も急拡大し続けることはない。原子力発電の増設がエネルギー需要の無限の増加を見込んで進められ、そのために膨大な資金と人材が投じられているとすれば、それは有害無益な投資である。今日これらの開発のために振り当てられている人材は現在稼働中の原子力発電のより安全な運用と蓄積された放射性廃棄物の処理や老朽化した原子力発電所の処置についての研究、他の自然エネルギー利用などの分野に振り向けられるべきであろう。

人類が当面する課題は、向こう数十年間に世界経済が数倍の規模になることを見据ながら、それに伴うエネルギー・環境問題の解決に取り組むことである。

今後40年間に世界経済の規模が4倍になるとてもエネルギー需要が4倍になるわけではない。世界各国の産業構造が順次ポスト工業化に向かっているから、経済規模が4倍になどもエネルギー需要はそれよりは少なくなるはずであり、例えば3倍程度にとどまるというようなことは十分に期待してよいであろう。

その間に我々が努力すべきことは、省エネ技術の開発と普及、自然エネルギーの活用、エネルギー消費の削減によって環境負荷を減らすことである。

今後40年間にエネルギー需要が3倍に増えるとしても、その間にエネルギーの利用効率を1.5倍に高めることができれば、一次エネルギー需要の

増加は2倍にとどめることができる。石油危機後の20年間に日本の製造業はエネルギーの利用効率を約2倍に高めた(100%高めた)。石油危機後の30年間に世界のエネルギー消費は1.77倍に増加したが、その間に世界経済の実質的な規模は2.35倍に増えたから、エネルギーの利用効率を33%高めたことになる(省エネルギーセンター『エネルギー・経済統計要覧』2006年版、61、207頁参照)。日本と世界で開発された省エネ技術をさらに発展させ普及させるならば、今後40年間に世界のエネルギー利用効率を1.5倍に高めるのは不可能ではない。ハイテクを活用した省エネ技術の高度化、省エネ技術の途上国への移転や輸出、燃費の良い小型車やハイブリッドカーの普及など、方法は色々ある。

新エネルギーの開発も急務である。地球上に降り注ぐ太陽光エネルギーは現在人類が必要とするエネルギーの10,000倍以上であるから、太陽光の1,000分の1程度を有効利用できれば必要なエネルギーの大部分を賄うことができよう。熱帯の海洋面や砂漠を利用した太陽光発電などは最も重要な課題であり、そのための国際連携を急ぐ必要がある。もっと簡単で変換効率が高い太陽熱温水器や太陽熱暖房を普及させ、小型太陽光パネルを活用することも極めて重要である。これらの技術開発を加速して、住宅はもちろん工場やビル、公共施設などの活用を促進すべきである。そのための重点投資・補助金・税制上の優遇などを強化すれば、太陽光利用の加速→関連機器の高性能化とコストダウン→更なる需要増→太陽光利用産業の発展という好循環を実現できるから産業政策としても大きな意義がある。

地域によっては風力発電や地熱発電、エネルギー農業に適している所もあるから、それぞれの地域特性を生かした取り組みがあってよい。廃棄物や廃材、間伐材などを熱や電力、メタンやエタノールの生産のために利用する努力も必要であろう。

エネルギー・環境問題解決のためのもう一つの方法は、人々の生活スタイル自体を浪費的なものから、もう少し簡素・質実なものに改めることである。それを強制することはできないから、環境教育と広報、市民運動などによる意識改革を通して堅実な消費者・市民を育成していくべきだが、

同時に税制などの制度改革、経済界やテレビ業界などの協力も必要である。

先進諸国での所得格差は第2次大戦期から戦後改革期に大幅に縮小され、その後30年間にさらなる格差縮小が進められたが、1980年代以降は税制などが格差拡大を放任する形のものに改められている。富裕層が絢爛豪華な消費生活を誇示し、それをマスコミなどが成功者の優雅な生活として贅美するなら、一般消費者の生活様式がその影響を受けて浪費に傾くのは当然であろう。

所得や資産の格差を縮小し、堅実な生活をすれば税負担は軽いという形に税制等を改めることは、環境負荷削減のためにも極めて重要である。

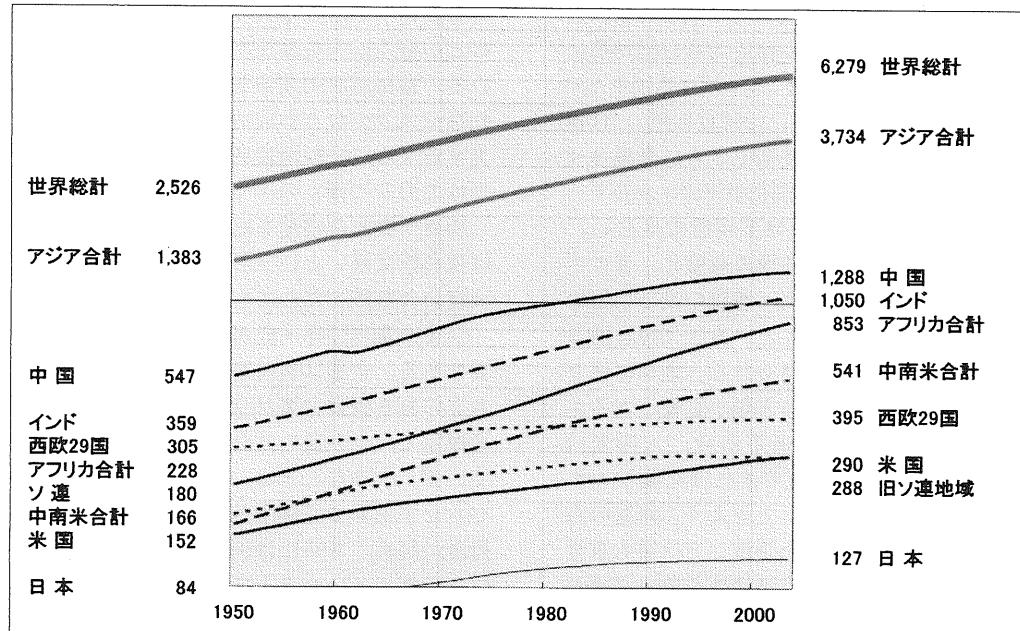
企業や業界団体・経済団体の自主的な努力も必要である。企業は利益を追求するけれども、今でも志のある優良企業は立派な経営理念と行動指針を掲げて、より良い社会の形成に向けた努力をしている。大事なことは、そうした先進的努力を孤立させず業界や経済団体全体の共通の目標や行動指針に高め、さらには国際的なビジネス・ルールにまで高めていくことである。企業自体が環境配慮に努め、商品の広告・宣伝や販売方法についても良識と節度を持つようになり、それが社会的にも評価されるようになれば、問題の解決に向けた大きな前進となる。

必要なことは、21世紀半ばまで世界経済を急拡大させていく今後の人類にとって、環境負荷の削減がいかに重要で緊急の課題であるかについての認識を広め、国内外の世論を喚起しつつ、それを実現するための合意と目標、そのための技術や手段、ルールや制度を確立していくことである。

高村氏らが取り組んでいる国際的目標やルールの拡充と具体化は特に重要な課題であり、寺西氏が取り組んでいる「アジアの環境保全」に向けた国際連携も極めて重要な課題である。アンガス・マディソン統計に示された最近23年間の趨勢からすると、中国の実質的な経済規模は2012年ごろに米国を追い抜き、アジアの経済規模は2018年ごろに世界全体の半分を超えて、その後も比重を高めていくと予想されるからである。

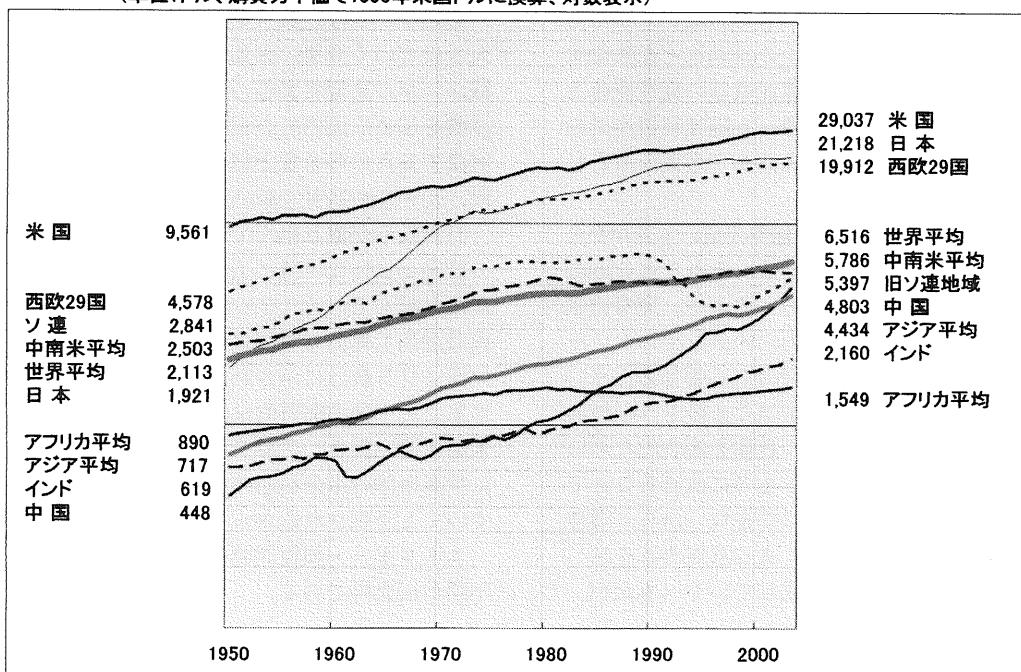
エネルギー・環境問題への対処は今後の20~30年間が正念場である。

**図 主な国と地域の人口、経済水準、経済規模の推移(1950-2003年)**  
—2007年3月改訂のアンガス・マディソン統計による—

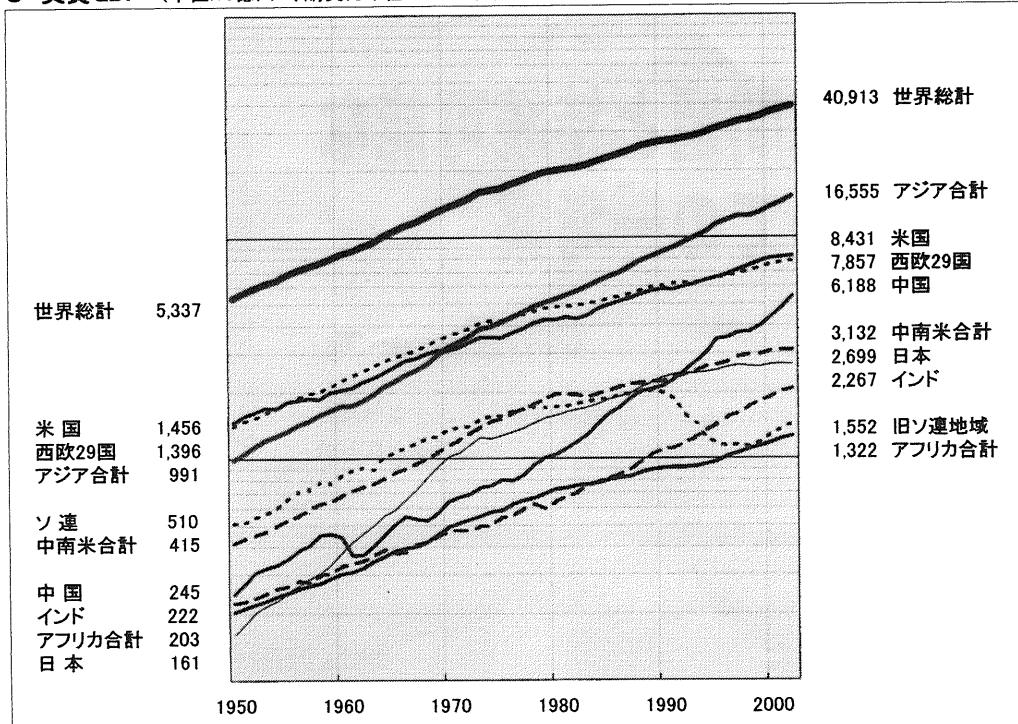
**A 人口** (単位:100万人、対数目盛)**B 1人当たり実質GDP**

単位は1990年ゲアリー=ケイミス国際ドル

(単位:ドル、購買力平価で1990年米国ドルに換算、対数表示)



## C 実質GDP（単位:10億ドル、購買力平価で1990年米国ドルに換算、対数表示）



資料:World Population, GDP and Per Capita GDP, 1–2003 AD (Last update: March 2007, copyright Angus Maddison)  
[Home Maddison (<http://www.ggdc.net/Maddison/>)]

## アンガス・マディソン統計から見た世界経済拡大過程の趨勢（1950－2003年）

図Aのように、世界人口は53年間に2.5倍に増えたが、増加率は第1次石油危機（1973年）前後から遅減傾向を示している。30年間にアジアの人口増加率は年率2.5%から1.2%にまで遅減し、世界全体でも2.1%から1.2%に遅減した。趨勢線からすると、世界の人口は2040年ごろに80億程度に達したあと21世紀後半は減少に向かうと予想できよう。

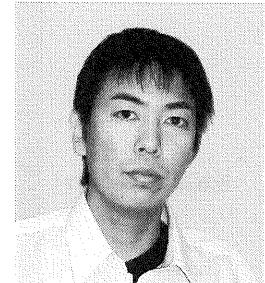
図Bは各国・各地域の1人当たり実質GDP水準、図Cは各国・各地域の実質GDP規模を示したものである。購買力平価で換算し1990年の米国ドルで表している。

図Bを見ると、石油危機までに先進国では1人当たり実質GDPが10,000ドル水準を超えたが、その後は上昇率が鈍化したこと、これに対して、中国やインドなどアジアの途上国ではその後むしろ上昇率が高まったことが分かる。1980年代以降アフリカと中南米は苦難の時代が続き、多くの国が経済水準の絶対的低下を経験したが、90年代半ば以降アフリカ経済は少しも直している。日ソ連地域は社会主義体制の崩壊で経済水準を大幅に低下させたが、90年代末から復興過程にある。

図Cのように、世界経済の拡大速度は2度の石油危機を境に鈍化したが、アジア経済の実質的規模はその後も急速に拡大している。最近23年間の趨勢線から見れば、インドの経済規模が2010年までに日本を追い越し、中国が2012年ごろに米国を追い抜き、アジア経済の規模が2018年ごろに世界全体の半分を超えるのはほぼ確実であろう。

(やお のぶみつ 鹿児島国際大学)

# 地球温暖化問題と持続可能な発展についての一考察



SAKAMOTO Masahide

阪本 将英

人類の生存基盤を崩壊させるかもしれない地球温暖化問題を事例に、持続可能な発展を実現するための社会経済システムとその基礎となる概念について検討した。

## はじめに

近年拡大する環境破壊は、大気汚染や水質汚濁といった被害範囲が比較的地域レベルで影響を与える公害型のものから、地球温暖化やオゾン層の破壊といった国境を越えて地球規模で影響を与えるものへと多種多様な拡がりを呈している。地球環境が今後悪化の一途をたどれば、地球上の生命、さらには、これらを支えている生態系が破壊され、我々の生存基盤は崩壊することになる。

このような危惧に対する認識が国際社会のなかで共有されるなかで、いかに、sustainable development（持続可能な発展）を達成するのかといった議論が活発化し、国際社会においては、持続可能な発展を達成することが目標や課題となつた。

ところで、近代経済学の理論は、その成立当初から経済と自然（あるいは労働と自然）との切断を経済学の中に持ち込んだが、この切断の影響は、工業化のかなり高い段階で大規模に現れることとなつた。今日の環境破壊の原因は、我々の経済的利益の追求にあるが、他方で、この経済的利益の追求を肯定した経済学の価値概念の規定にもある。

本稿では、人類の生存基盤を破壊しかねない地球温暖化問題を事例に、持続可能な発展を実現するための社会経済システムとその基礎となる概念について若干の考察を行う。

## I 地球温暖化克服への課題

1980年代に入り、地球温暖化やオゾン層の破壊といった地球環境問題が認識されるようになった。これに伴い、国際社会においては、地球環境問題の影響が顕在化した場合に、人類の生存条件や基盤が損なわれ、いずれは社会全体の経済活動が破綻しかねないという危機感のもとで、人類が持続可能な発展パターンを考え、社会的経済的活動のあり方を再考あるいは変革する等の認識が拡がり、「持続可能な発展」が共通の目標概念となつた。

この概念を世界に普及させたブルントラント委員会の報告書である『Our Common Future』の定義にしたがうと、持続可能な発展とは、「将来の世代が彼らの欲求を満たす可能性を損なうことなく、現在の世代の欲求も満たすような発展」を意味する<sup>①</sup>。この定義については、ハーマン・ディリーが、「ブルントラント委員会による持続可能な発展の定義は、非常にあいまいであり、また当時は、明確に定義された概念をめぐって意見の不一致が生まれるよりも漠然とした概念についての合意が得られた方が政治的に望ましかった。しかし、当初のあいまいさは意見の不一致を生み出す元凶となった<sup>②</sup>」と指摘するように、持続可能な発展の概念にはある種の不明確さやあいまいさ

が伴うため、それが一体何を意味するのかということになると誰も確信を持てないのかもしれない。

しかしながら、持続可能な発展の概念は、上記の問題を含みつつも、その定式化によって、国際社会のもとで持続可能な発展の重要性や意義が共有化され、この目標を達成するための基盤づくりに貢献した。これは、人類の今後を決定づけるという意味において重要な成果であったといえる。我々は、持続可能な発展とは何かという明確な答えを得るために、持続可能な発展の思想を様々な角度や視点から分析しているのである。

では、実際のところ、持続可能な発展のためにには、いかなる仕組みが求められるのであろうか。地球温暖化は持続可能な発展を損なう現象であり、その防止は持続可能な発展を担ううえでの最重要課題であることから、本稿ではこれらの点について温暖化問題を例に検討していく。

地球温暖化は、温室効果ガスの大気中濃度が増大し気温が上昇することにより、気候変動を引き起こし、氷雪の融解による消滅や減少等による洪水や水供給への影響、さらには、海面水位の上昇に伴う南洋諸島や大陸沿岸地域の水没、干ばつの激化といった現象を引き起す。

このような温暖化による影響については、2001年に政府間パネル（IPCC）の第3次評価報告書において明らかにされ、さらに、2007年のIPCCの第4次評価報告書においては、第3次報告書に比べ、様々なモデルによるシミュレーションや観測結果から得られた情報を併用することで、将来の気候変動に対する予測の精度および評価手法が格段に進歩することとなった。

例えば、100年後の平均気温の上昇について、第3次評価報告書が1.4～5.8°Cと予測していたのに対して、第4次評価報告書では、社会・経済的側面の分析を充実させるという方針のもと、想定するケースごとに気温上昇の予測がなされている。例えば、社会・経済・環境の持続可能性のための世界的対策が実施される「持続発展型社会シナリオ」の場合は1.1～2.9°C、高度経済成長が続き化石エネルギー源を重視した技術革新が進められる「高成長社会シナリオ」の場合は2.4～6.4°Cと予測している。また、海面水位の上昇については、第3次評価報告書が9～88cmと予測していたのに対し、第4次評価報告書では、上記二つのシナリオで前者が18～38cm、後者が26～59cmと第3

次評価報告書に比べて予測幅の絞込みが行われている。

つまり、気候変動に対する予測の精度および評価手法の進化は、自然科学的な知見からの気候変動影響の分析はもとより、社会経済的な側面からの影響分析の重要性を国際社会においてさらに知らしめることにつながっていく。このことは、国際社会において、社会経済的システムの改善を念頭に置いた温暖化対策の重要性を広く共有化することにつながる。以下では、これらを踏まえ、温暖化対策を実施するにあたり、いかなる問題に直面するのかを示す。

第一に、温暖化対策を行った場合の費用と便益の帰属が主体間で異なるため、その対策費用を各主体に配分するためのルールづくりが難しい。これは、温暖化問題が主に先進国によって原因がつくりだされ、途上国に相対的に大きな被害が及ぶといった構図に依拠する。また、どの主体がどれだけのCO<sub>2</sub>排出量を削減するのかということと、そのための費用をどの主体がどれだけ負担するのかということは別問題であるため、この際の費用負担のあり方が問われることになる。

第二に、温暖化対策から得られる便益と温暖化対策に要する費用との間に乖離が生じる。温暖化対策による便益は、温暖化対策を実施しなければ発生したであろう長期的な時間軸での被害の削減分を意味することから、政策当局やCO<sub>2</sub>の排出主体においては、相対的に短期的な時間軸で要する対策費用に多くの関心が向けられる。すなわち、この問題は温暖化対策の遅れと費用負担の問題を生み出した。また、この問題を考慮する際には、主にCO<sub>2</sub>排出による便益を享受するのは現在世代であり、温暖化による影響を被るのは将来世代であるという構図から、温暖化対策に要する費用を現在世代が負担しなければ、将来世代がそのための費用あるいは被害を負担しなければならないといった世代間の分配および公平の問題をどう扱うのかということが重要になってくる。

第三に、温暖化問題はないとあらゆる経済活動に関係していることから、温暖化対策においては経済活動の基盤となるエネルギー・システムのあり方が問われることになる。つまり、エネルギー政策やエネルギーの管理のあり方が、CO<sub>2</sub>の大規模排出主体である産業部門、運輸部門、事務所・商業施設といった民生業務部門、民生家庭部門に

おける活動を決定づけることから、温暖化対策においては CO<sub>2</sub>の排出抑制を促すエネルギー・システムの構築が重要になってくる。

いずれにせよ、地球温暖化は、貨幣評価が困難な不可逆的な損失を生み出し、持続可能な発展を破綻させる現象である。次章では、持続可能な発展を維持するうえで、どのような社会経済システムが重要になってくるのか地球温暖化問題を例に検討する。

## II 地球温暖化防止と持続可能な発展のための制度設計について

2005年2月に京都議定書が発行されたことを受けて、わが国においては、温室効果ガスの総排出量を2008年から2012年の間に、1990年比で6%削減する義務が生じた。温暖化問題を解決するためには、この削減義務の遵守が最低限必要となるが、そうすると、例えば、6%という削減を実現するためには、どのような仕組みが重要になってくるのであろうか。以上の点について CO<sub>2</sub> の削減に焦点を絞り議論を進めていく。

まず、温室効果ガスの6%削減を達成するといった場合、社会経済のなかで、どのような技術を導入し、かつ、開発していくのかということが問われることになる。これについては、政策当局が企業に対して、市場の合理性を損なうことなく、CO<sub>2</sub>削減的な技術開発を促進する、また、既存のCO<sub>2</sub>抑制的な技術の導入を促すようなインセンティヴを生み出す仕組みをいかにつくっていくのかということに集約できる。

次に、石油や石炭等の化石燃料に依存したエネルギー・システムを、自然再生エネルギーを活用したエネルギー・システムにどのように転換していくのか、あるいは、両者をどう並存させていくのかということを考えていかなければならない。これについては、脱石油・石炭といった化石燃料に依存したエネルギー・システムを構築する際に、このもとで社会経済が成り立つビジョンを政策当局が立てられるのかといった問題にいきつく。

CO<sub>2</sub>を抑制するための施策については、国および自治体レベルで様々な提案がなされているが、実際のところ、温暖化問題の改善に向けた具体的な措置はどうれているのであろうか。以上の点に

ついて、温暖化対策の先進的な取り組みを行っており、かつ、筆者の赴任先でもある長野県を例に検討してみる。

長野県は、2003年に「長野県地球温暖化防止県民計画」を策定し、温室効果ガスの排出量を2050年までに1990年度比で50%削減することを最終目標として掲げていることから、この目標を達成するために2010年までに6%の削減を目指している。県は、この目的の達成に向けて、より実効性のある温暖化対策を進めるために、2006年に、「長野県地球温暖化対策条例」公布した。この条例においては、事業者に対して温室効果ガス排出抑制計画の作成・提出・公表が、エネルギー供給事業者には再生可能エネルギー利用に向けた計画の作成・提出・公表が、自動車販売業者に対しては自動車に関する環境情報の説明が、自動車を使用する事業者には自動車環境計画の作成・提出・公表が各々義務づけられている。県民に対しては、温暖化防止に関する教育や学習の振興を図るとともに、自動車から公共交通機関への交通手段の代替を呼びかけている。

長期的な削減目標が明確に示され、かつ、それを推進するための条例が公布されていることから、長野県は他県に比べて先駆的な取り組みを行っていると判断できる。しかしながら、温暖化対策を条例レベルから具体的なレベルで実行する際には、いくつかの課題がでてくることも事実である。

長野県は、CO<sub>2</sub>排出量の削減を目指し、県民に対する努力義務として公共交通機関の積極的利用を掲げている。しかし、県においては、県民が公共交通機関に容易にアクセスする仕組みが整っておらず、各人が職場や公共施設や民間施設、ショッピング施設等、生活に欠かすことのできない場所にアクセスするためには自動車を使わざるを得ない状況が生じている（各家庭の自動車保有台数は一家に一台というよりは、一人に一台という状況を呈している）。このような状況は、いくら自治体が温暖化防止に関する教育や学習の振興を図り、その重要性を提起しても、住民が公共交通機関に容易にアクセスする仕組みが整備されない限り、自動車から公共交通機関への交通手段の代替は促進されない。

さらに、県は、CO<sub>2</sub>総排出量の4割近くを占める産業界への対策として一定規模の事業者に排出削減計画の作成および公表を義務づけているが、

具体的な CO<sub>2</sub> 削減案を実施する段階になると、彼らに対してどのような CO<sub>2</sub> 削減策を提示すればよいのか見いだせないでいる。例えば、事業者に対して CO<sub>2</sub> を削減的な技術の利用・開発をどのような形で促進していくのか、また、化石燃料から自然再生エネルギーへの転換利用を進めるためのシステムをどのように築いていくのかといった点については明確なビジョンが立っていない。

実際のところ、CO<sub>2</sub> 削減を進めていくための具体的な仕組みをつくっていくためには、例えば、公共交通機関を整備する、あるいは、自然エネルギー・システムを社会経済のなかに組み込んでいく等、多大な費用を要することから、自治体の財政改革が必要不可欠となる<sup>3)</sup>。

したがって、これらの仕組みを機能させるために、まずは、温暖化対策による長期的な便益を社会全体の共通認識として捉え、かつ、温暖化の抑制が持続可能な発展に必要不可欠なものであるという認識を社会全体で共有化することが求められる。そのうえで、例えば、企業に対して、CO<sub>2</sub> 削減的な技術を開発あるいは採用する場合は、補助金や融資の供与を行うことで、脱石油システム構築に向けた転換費用を軽減し投資インセンティヴを高めることを図る。また、市民レベルにおいても、自然エネルギーの活用や省エネを推進する等の取り組みについては、採算がとれるかどうかではなく、環境保全的であるかどうかを優先した補助金や融資供与の仕組みをつくる。さらには、公共交通機関の整備については、短期的に要する莫大な費用とそれによる将来的な便益や土地の利用に伴う副次的な効果を考慮し評価することでその推進を図る等、CO<sub>2</sub> の削減を社会全体で進めていくためには大胆な財政改革が必要不可欠となる。

ただし、温暖化対策に要する費用は短期的に莫大な費用を要するため、温暖化対策を実施するうえでの財源の確保が重要になってくる。このため、CO<sub>2</sub> 排出者に対して何らかのルールにしたがい費用負担を求める必要がある。この費用負担のルールとしては、CO<sub>2</sub> の排出に対する応益、CO<sub>2</sub> 排出削減コストに対する応能、さらには、汚染者負担の原則および潜在的責任当事者の原理の適用、あるいは、これらの原理や原則を踏まえつつ単純にCO<sub>2</sub> 排出量にもとづき負担を求めるといったことが考えられる。ここで論点となるのは、短期的な温暖化防止に要する費用と温暖化問題の顕在化に

よる将来的な社会的費用との間の大きさや質の違いを我々がどのように認識し、その費用負担に係る配分と責任のルールを規定していくのかということである。

さて、温暖化対策をそれのみで行うと、要する費用が莫大となるため、温暖化対策は敬遠されがちである。したがって、温暖化対策を単独の部門で行うのではなく、交通関連部門やエネルギー開発部門等と連携し体系的に温暖化防止策を講じるなかで、各分野で得られる副次的な便益（例えば、交通機関の整備については土地利用の促進、エネルギー開発部門においては省エネ技術の普及や自然エネルギーの潜在的需要に伴う便益）を加味して、包括的な温暖化対策を実行するための基盤を整備していく必要がある。

結局のところ、温暖化防止を進めるうえで重要なのは、エネルギー管理しろ、交通機関の整備にしろ、これらを包括する地域開発との関連で体系的に温暖化対策を講じていくことができるのかという点にある。つまり、地域開発を進めるうえで、国とは自立的な温暖化防止計画をいかに組み込んでいくのか、それを推進するための制度設計が自治体に求められているのである。

### III 持続可能な発展についての一考察

本章では、地球環境問題を考えるうえで必不可少な持続可能な発展の概念について若干の考察を行う。

持続可能な発展の概念が、ブルントラント委員会の報告書により普及したことを前述した。この概念については、基本的に南北問題や貧困、資源や財への不当なアクセス、環境圧力の解消といった現在世代の公正と将来世代との間の公正という二つの軸からなる配分をめぐる調整問題であると捉えることができる<sup>4)</sup>。持続可能な発展の概念については、多くの論者が議論を展開しているが、例えば、この概念について経済学の立場からは D. W. ピアスによって様々な規定や解釈が与えられており<sup>5)</sup>、また、この概念をめぐりわが国においては森田・川島が一定の整理を行っている<sup>6)</sup>。

持続可能な発展に係る多様な概念規定を以下の三つに整理すると、第一に、生物多様性や環境容

量、天然資源の保全といった自然条件を重視して規定された概念である。この概念規定は、持続性を維持するために、自然の再生能力の範囲内で自然を利用すること、自然の浄化能力や処理能力の範囲内で汚染物質や廃棄物を排出する等の重要性を提起している。

第二に、永続的な経済成長や南北問題の解消を念頭においていた現在世代間の分配問題、さらには、世代間の公平性といった将来世代との分配問題にもとづく概念である。この概念は、現在世代の経済成長だけを優先するのではなく、将来世代の経済成長をも保証していくこと、また、自然資源の利用に関して現在世代の権利だけを主張するのではなく、将来世代の権利をも主張することで、世代間の公平性の問題をとりあげているのである。ただし、この概念の弱点は、何をもって世代間の公平とするのかという「世代間の公平性の基準」が、例えば、自由や平等にもとづくのか、あるいは功利主義にもとづくのかといったように、何を選択するかによって大きく変わってしまうところにある。

第三に、社会的正義や文化的価値の追求、生活の質の向上等を目指したより高次の観点から展開する概念である。この規定は、ベーシック・ヒューマン・ニーズを満たすための公正な政治システムや社会経済システムを構築することの重要性を提起している。

以上のように、持続可能な発展の概念は、基本的に社会・経済・環境の調和をいかに図っていくのかという含意にもとづき規定されていると解釈できる。

ところで、昨今、なにゆえ持続可能な発展という用語や概念をめぐり活発な議論がなされているのであろうか。その背景には、資本主義経済のもとで、自然を分断可能な商品として切り売りし、自然からもたらせる生存条件を破壊していくことがあげられる。効用にもとづく自然の取得が人間の生存基盤や生態系を破壊するといった議論については、1600年近く前にアウグスティヌスが展開している。

アウグスティヌスは、「なんらかの仕方で存在して、それが、つくられた神でないところのもののうちで、生命あるものは生命ないものの上位におかれるのであって、たとえば産出の力、あるいは、なおその上に欲求の力をもつものは、この能

力をもたないものの上位におかれる。また、生命のあるもののうちで感覚をもつものは感覚をもたないものの上位におかれるのであって、たとえば、動物は樹木の上位におかれる。……しかしながら、それらのものが他のものの上位におかれるのは、自然の秩序にしたがってであるが、他方、各人が自分に対する効用によって下すさまざまな評価の基準があるのであって、そのためにわたしたちは、感覚をもたないある種のものを上位におくのである。そしてこの選り好みはじつにははだしく、わたしたちは、そうする力があれば感覚をもつそれらのものを自然界から絶滅しようと欲するのであって、それはわたしたちが、それらのものが自然界に占める地位を知らないからであることもあれば、また、それを知っていても、わたしたちの便益と比べてそれらのものを軽視するからである」と述べている<sup>7)</sup>。

アウグスティヌスは、(1)欲求をもつもの>欲求をもたないもの、(2)感覚をもつもの>感覚をもたざるもの、(3)生命あるもの>生命ないもの、といった「自然の等級に従う価値」を与えることで、(神や天使を除き)人間をその序列の頂点に位置させたのである。アウグスティヌスのこのような価値序列にしたがう概念は、神による強い制約を前提しながらも、人間の生活を維持し、発展させるためには、その基礎になっている自然や人間以外の生命を評価し、それらを扱うべきであるという含意にもとづき構成されていると考えられる。このことは、最下位にある生命なき有機物や無機物の破壊は上位にある生命の破壊、さらには、下位にある生命の破壊は、上位にある生命の破壊につながっていくことを意味する。つまり、アウグスティヌスは、人間が欲望(効用)にしたがい自然を使用し、動植物の生命を破壊するならば、人間は生命を維持するための諸条件を満たすことはできない、いいかえれば、持続可能な人間活動を維持できないということを主張しているのである<sup>8)</sup>。

結局のところ、持続可能な発展を享受するためには、人間の効用にもとづく資本主義経済の活動を制約するなかで、生命連鎖を破壊しない社会経済システムをいかに構築していくのか、また、人間が自然を使用するということと自然からもたらされる生存条件との間に対立を生み出さずにいかに自然との関係を調和していくのかということが

重要になってくるのである。したがって、持続可能な発展とは、「現在から将来にかけての経済活動と自然の取得との関係に調和をもたらし生命連鎖を維持するなかで、社会全体の教育や生活の質の向上を目指し社会的厚生を高めていく過程である」と解釈できる<sup>9)</sup>。

## おわりに

本稿では、持続可能な社会経済システムを構築していくうえで、地球温暖化問題を事例に、国際的な枠組みのもとでの制度設計はもちろんのこと、それ以上に、地域開発のなかでの社会づくりが重要なになってくることを論じた。このことは、例えば、環境保全型技術の導入や開発、さらには、エネルギー・システムや交通システム等の方向性を見据えた地域開発における政策決定の場に、市民参加はもちろんのこと市民の意見がしっかりと反映される仕組みをいかに築いていくのかということを意味するものである。

地域開発の場に民意を反映させるための注目すべき仕組みとして、「参加型予算」がある<sup>10)</sup>。これは、1989年にブラジル南部のポルト・アレグレ市で生まれた制度で、市民が予算編成に直接参加することを認めている。参加型予算にもとづく決定プロセスについては、初期の段階においては、市民の間で何を優先し予算請求をするのかを議論するための予備的会合が開かれ、そのうえで各地域に評議会が組織される。また検討事項別に、①交通、②保健・福祉、③教育・スポーツ・レジャー、④文化、⑤経済開発・租税・観光、⑥市組織・都市開発・環境等の六つの各評議会が組織される。評議会の委員は市民から選出される。次の段階に進むと、市民を代表する参加型予算審議会が、自治体の技術的支援を受けて予算案を審議し市議会に提出する予算を作成する。最終的に、審議会のもとで、その年の最優先課題が三つ決められ、それらに対して具体的な予算案の策定がなされる。基本的に市議会は、このようにしてできあがった予算案を否決することなくそのまま受け入れていることである。

参加型予算制度は、市民に対して予算編成への直接参加と予算案作成の権利を与えることで予算の効果的な支出を可能にする。ただし、参加型予

算制度を導入し、市民の手によって地域開発を行うにしても、利己的欲望にしたがい現在から将来にかけての生命連鎖を破壊するような社会づくりを進めていくのであれば、持続可能な開発や発展は望めない。

したがって、持続可能な社会経済を築いていくためには、人間が自然を使用するということと自然からもたらされる生存条件との間に整合性をもち得るような理論や概念が求められるのである。いずれにせよ、人間社会は自然から切り離して存在できず、また、自然は無限に存在し続けるものでもないことを我々は認識しなければならない。

### 注

- 1) WCED, *Our Common Future*, Oxford University Press, 1987, p. 43.
- 2) Herman E. Daly, *Beyond Growth*, Beacon Press, 1996, p. 1.
- 3) 環境保全のための政策統合や行財政改革の重要性については、以下の文献において詳細な議論がなされている。植田和弘「環境政策と行財政システム」寺西俊一・石弘光編『環境保全と公共政策』岩波書店, 2002, 93-122頁。
- 4) 古沢広祐「持続可能な発展——総合的視野とトータルビジョンを求めて」植田和弘・森田恒幸編『環境政策の基礎』岩波書店, 2003, 130-160頁。
- 5) D. W. ピアス・A. マーカンジャ・E. B. バービア著、和田憲昌訳『新しい環境経済学——持続可能な発展の理論』ダイヤモンド社, 1994, 191-203頁。
- 6) 森田恒幸・川島康子「『持続可能な発展論』の現状と課題」『三田学会雑誌』第85巻第4号, 1993, 532-561頁。
- 7) ウィリアム・ラーリング著、服部栄次郎訳『神の国（三）』岩波文庫, 1983, 46-47頁。
- 8) 経済学が自然に対してどのような位置づけを行ってきたのかという歴史的変遷を扱っている文献として以下のものがあげられる。和田幸子「『社会科学における自然』への一考察」『立命館国際研究』第10巻第4号, 1998, 20-38頁。和田氏は、本論のなかで、はじめに、重商主義時代から工業化を果たした時代にかけての資本と経済活動との関係およびにその時代の経済思想化の議論を中心に、経済学が自然に対してどのような位置づけを行ってきたのか、その歴史的変遷を詳細に分析するなかで、資本主義経済が自然支配の理論を構築していく過程を、さら

には、資本の理論が自然と人間の破壊を潜在的に許容する理論であることを論じている。そのうえで、持続可能な人間社会の理論を構築していくためには、経済学が社会科学の一分野であることを了解し、他の学問領域と議論を深めていく中で社会科学全体として持続可能性の問題を取り組んでいくことが必要不可欠になると指摘している。

9) 筆者が「持続可能な発展」の概念を規定する際に、「現在世代と将来世代の欲求を満たす」といった表現を避け、「現在から将来にかけての……」と記し

ているのは、現在世代と将来世代の世代間における公平性の問題を議論する場合に、将来世代は現在の諸取引に参加できず新古典派経済学の補償理論が適用できない側面があること、また、公平性の基準を何にするのか、そもそも将来世代の選好を現在世代が想定することができるのかといった問題に直面するためである。

10) 小池洋一「ブラジル・ポルトアレグレの参加型予算」『海外事情』2004, 68-80頁。

#### (補論) オーギュスティヌスの自然等級について

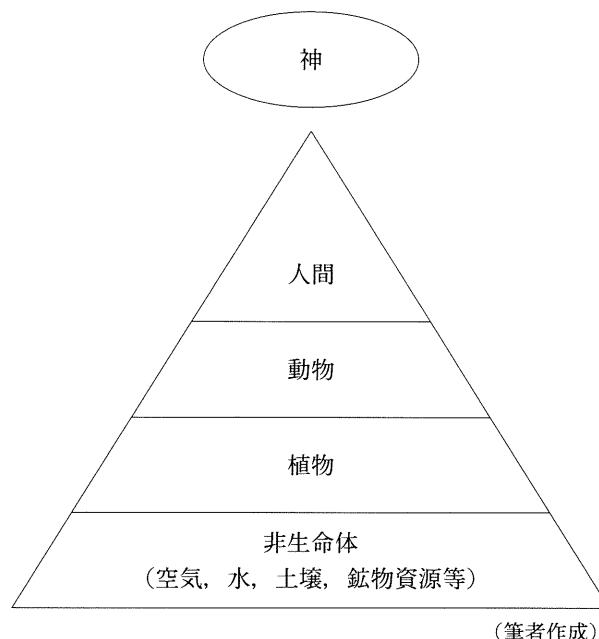


図1 オーギュスティヌスの自然等級

図1は、オーギュスティヌスの自然等級による序列为形式化したものである。同図においては、人間を生命序列の最上位に、つぎに、生命を持つ高等な知能の順序に従い人間以外の動物の序列、さらに、知能はもたないが生命をもつものとして植物を下位の序列に、最後に、知能および生命をもたない空気や水、鉱物資源等を最下位に位置づけている。ただし、オーギュスティヌスの論述は、基本的にイエス・キリストの教えをキリスト教の教義として世に普及させることを目的としているために、その序列において神は万物の最高位に属することから、分析の都合上、ピラミッド型の序列

体系の枠外に記している。

オーギュスティヌスのこのような価値序列にしたがう概念は、神の制約を前提しながらも、人間の生活を維持し、発展させるためには、その基礎になっている自然や人間以外の生命を評価し、それらを扱うべきであるという含意にもとづき構成されていると考えられる。図1より、最下位にある有機物や無機物の破壊は上位にある生命の破壊、さらには、下位にある生命の破壊は、上位にある生命の破壊につながっていくことを意味する。

(さかもと まさひで 所員 諏訪東京理科大学)

# 規範哲学から見た 地球温暖化問題

地球温暖化は人類が直面する最大の環境問題であるが、現状では京都議定書の目標実現は困難であり、しかも2013年以降の温暖化防止に関する国際的合意の枠組みはいまだ成立していない。この問題の解決のために求められるのが、温暖化の原因物質であるCO<sub>2</sub>削減の負担を各国に公平に分配する公式を策定することである（配分的正義の具体化）。本稿では、この課題を先進諸国の過去責任に焦点を当てながら、グローバルな通時的正義の確立の問題として追究する。



USUI Toshimasa  
**碓井 敏正**

## I はじめに — 温暖化の危機的状況 —

地球温暖化が人類の将来に深刻な影響を与えることが、共通の認識になりつつある。しかし京都議定書で定められた2008年から2012年までのCO<sub>2</sub>削減期間を前にして、5%削減の全体目標が可能であると考える専門家は、殆どいないであろう。すでにカナダは自国の目標達成（6%）が困難であることをいち早く表明したが（2007年4月）、日本も削減の基準年である1990年に対して、8%以上もCO<sub>2</sub>排出量が増大しており、削減目標の6%を加えれば、2012年までに14%程度の削減が求められることになり、極めて厳しい局面を迎えている。

さらに世界最大のCO<sub>2</sub>排出国であるアメリカが京都議定書から離脱したこと、また削減義務を課されていない中国（排出量世界2位）をはじめ、開発途上国でのCO<sub>2</sub>排出量が急速に増加している事実を考えるならば、温暖化の傾向を阻止することは、至難の業に思われる。

困難の最大の理由は、CO<sub>2</sub>削減のための世界共同の取り組みを可能とする、長期的枠組みが存在していないことがある。というのは、京都議定書

とその後の国際会議での合意は貴重な到達点とはいえ、次の削減期間と目標が未定であり、中でも最も重要なポイントである、途上国での2013年以降の削減義務についても、合意が得られていないからである。このままいけば、各国の思惑が錯綜する中で、地球環境が悲劇的な状態を迎える危険性が高いと言わねばならない。

それではCO<sub>2</sub>削減という課題に、世界が共同で取り組むことを可能とする長期的合意の枠組みをいかに策定すればよいのであろうか。これこそ規範哲学が地球環境問題において追究すべき最大の課題なのである。この問題は具体的に言えば、CO<sub>2</sub>の削減という負担を公平に配分する配分的正義のルールをいかに策定するのかという課題もある。

## II 予備的考察 — 國際的正義について —

この問題を考察する前に、正義の国際的あり方について論じておこうと思う。正義概念は人々の行動を制約する強い含意を有しながら、とりわけ国際的正義の中身については、世界の発展段階の違いや文化的多様性、それに政治的、イデオロギー的立場に規定されて、理解が様々だからである。

ところで論壇で国際的正義がテーマとなる背景には、グローバル化によって世界の相互依存関係と相互影響関係が強まつたということ、さらに国際関係がこれまでの消極的共存を基調とする秩序から、積極的協力を基調とする秩序へと変化しつつあるという現状がある。現実に、国連をはじめ国際的諸組織の政策決定や多国籍企業の行動が、各国の安全保障政策や産業政策に大きな影響を及ぼすようになってきている。このような状況では、国際諸組織や企業などの行動の正当性がこれまで以上に厳しく問われることになる<sup>1)</sup>。

ただ安全保障の面では、アメリカ流の「自由」と「民主主義」を輸出することが正義であるといったネオリベラルな正議論も存在している。「力こそ正義である」というような霸権主義的正義論が世界を混乱に陥れることは、この間のイラク問題の経過が示している。したがって正義概念を世界の融和と協働を前進させる理念へと鍛え上げていくためには、国際的正義の条件を予め論じ、その上で温暖化問題での負担の配分問題のあり方を論じることが必要なのである<sup>2)</sup>。

この点でまず強調しておくべきは、手続き的正義論の重要性である。富の再配分様式が民主主義的政治制度によって正当化されるように、正義に基づくルールが人々の合意を得るために、ルール設定への構成員全員の参加（特に弱い立場の関係者）が保障されていなければならぬ。そのような条件を欠く場合には、正義は強者の横暴の代名詞と化すであろう。その意味で手続き的正義は、あらゆる正義論の大前提なのである。

特に環境問題の場合は、ルール設定が人類一人一人の生活に直接的な影響を与えるだけに、この点への配慮がとりわけ重要なのである。残念ながら、地球環境のような基礎的な国際公共財について、民主的な合意を保障する制度は確立していないが、今後、立脚点とすべき成果があることも事実である。それは「枠組み条約」と「議定書」の組み合わせによる合意形成のパターンである。すなわち枠組み条約によって問題の共有化を図ったうえで、具体的な目標については粘り強い協議によって合意を議定書の形でまとめ上げていくというやり方であるが、この方式はすでにオゾン層に関するウィーン条約とモントリオール議定書で成果をあげており、温暖化問題についても、気候変動枠組み条約—京都議定書という形で、この方式

を踏襲していることは周知のとおりである<sup>3)</sup>。

なお協議の新しいアクターとして、国際NGOの役割を強調しておかねばならない。国家が狭い意味での国益にとらわれるのに対して、NGOは当該の問題の解決を純粋に指向する点で、合意形成に大きな役割を果たす可能性があるからである<sup>4)</sup>。すでに環境問題だけでなく、人権分野でも国際NGOは無視できない役割を果たしている。加えて最近では、国家と政策を異にする地方自治体の独自の行動も注目されるところである。

正義を執行する権力を欠いた現在の国際社会では、粘り強い協議による合意形成の意義は、強調してもし過ぎることはないであろう。この点は配分的正義に関してより強く当てはまる。というのは、交換的正義は交換行為の互恵的性格によって、必ずしも常に交換行為に権力当局の介入が求められるわけではない。権力介入が問題となるのは契約不履行に対する制裁である。しかも交換的正義の違反は、違反者自身の長期的利益を損なうため、その遵守は当事者双方に内在的に動機付けられている。

グローバル・レベルでも自由貿易が先行し、グローバルな交換的正義を担保する制度（WTO）が確立しているのは、交換的正義のこのような性格によっている。一方、配分的正義に関しては、国民国家における富の再配分を思い浮かべれば分かるように、所得の把握、徴税制度、社会保障制度など強力な権力装置と整備された国家機構の存在をまって、はじめてその執行が可能となる。税を好んで払う者がいないように、負担の配分を好んで引き受ける者はいない。自由貿易の強力な推進国であるアメリカが、温暖化防止のための負担の配分（CO<sub>2</sub>の削減）に応じようとしているのは、交換的正義と配分的正義の性格の違いをよく示している。

さて国際的正義を語る際には手続き問題だけなく、世界が多様な発展段階からなることを認識しておく必要がある。この点を無視して、単一の尺度を機械的に世界に押し付けるならば、発展の遅れた国や地域の大きな反発を招くであろう。近代国民国家は国民に機会の平等と最低の生活条件を保障することによって、国民国家的正義が適用される空間を作り出したが、国際社会がそのような均質な空間から成り立っていないことは言うまでもない。したがって、配分的正義の執行に関し

ては特に、それぞれの国や地域の経済的発展段階が考慮されねばならない。このことは正議論の問題としてみれば、後で具体的に論じるように、正義概念に時間的尺度を折り込む事の重要性を教えている。環境問題のような人類史的課題に関しては、世代間に渡る正義の通時的性格が問題となるのである。

加えて、世界の文化的多様性に配慮することも、国際的正義の必須の要件である。宗教をはじめ文化は、人間のアイデンティティを形成しており、しかも正義概念が文化的バイアスを受けやすいことに注意しなければならない。仮に「西欧流の正義」と「イスラム世界の正義」とが争うようなことがあれば、それは正義の自己否定を意味することになる。なぜなら普遍性を欠いた正義は、国際的正義の名に値しないからである。ただ地球温暖化問題は、人類の基礎的生活条件に関わる問題であるため、この点での矛盾が直接問題となることは考えにくい。

### III 配分的正義の前提としての過去責任の明確化

さて以上の予備的考察を踏まえたうえで、温暖化問題でいかなる国際的合意の枠組みを策定すればよいのであろうか。その点で重要なのが、先述したように、負担の配分に際して時間尺度を組み込んだ配分的正義の公式を考えること、すなわち温暖化に果たした先進国の責任を明確にした上で、先進国と途上国との間での公正な負担の配分の公式を策定することである。

すでに化石燃料を大量に消費し、温暖化に負の貢献をしながら豊かな生活を築き上げた欧米先進諸国と、これから豊かな生活を目指そうとする途上国とでは、温暖化に対する責任の度合いが違うことは言うまでもない。この点はリオ宣言（1992年）以来、「共通ではあるが差異のある責任」原則（Common but Differentiated Responsibility）として確認されており、京都議定書で途上国が削減義務を課されていないのは、この原則によっている。

ただこの原則は妥協の産物という側面が強く、先進国が温暖化問題の共通性を強調する一方で、途上国は差異性を強調するというように、それぞ

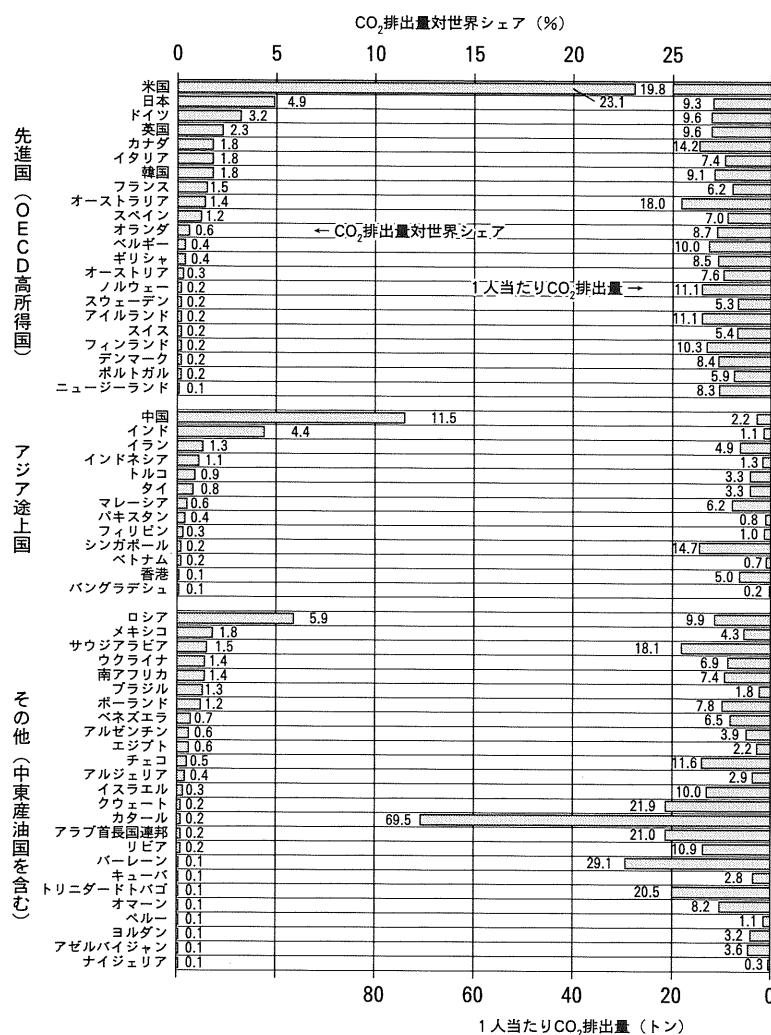
れの立場を合理化するために利用されているという問題がある。先進国が温暖化防止において、先行的に負担を担うことは当然であるとしても、同時に途上国のCO<sub>2</sub>排出を無制限に許してよいわけではない。中国やインドなどの排出量が、やがて現在の主要先進諸国の排出量を上回るであろうことを考えるならば、途上国の排出削減義務を不問にした国際的合意が、実効性に欠けることは明らかである。したがってわれわれに与えられた課題は、先進国がCO<sub>2</sub>削減義務を根拠づけるとともに、途上国に対しても削減義務への参加を促す共通のルールを策定することなのである。

ただこの点で改めて確認しておくべきは、先進諸国が京都議定書で明記された削減目標を確実にクリアすることである。これが出来ないようであれば、途上国に削減義務を要求することはできない。自らが守れないルールを他者に押し付けることが、正義の基本原則にもとることは言うまでもないからである。

さて温暖化問題において、過去責任の明確化がなぜ求められるのであろうか。それは戦争責任の明確化が、将来の国際平和の条件となるように、環境保護の国際共同行動の前提条件となるからである。共通の責任を強調することは、もっとも責任ある者の責任を免除する危険がある。H・アーレントは、全員に責任があると言うことは、誰にも責任が無いことを意味すると言ったが、責任の分節は将来に向けたあらゆる共同行動の大前提なのである。

ところで問題は、先進国の過去責任をどう評価するかである。かつてブラジルは京都会議で、イギリスに対して60%以上のCO<sub>2</sub>削減を要求したことがあったが、この提案はイギリスがいち早く産業化を果たし、CO<sub>2</sub>を長期間にわたって排出し続けてきたことを根拠としている。

しかしこの議論は問題の本質を衝いているとしても、責任論の観点から明確にすべき論点がいくつか残されている。第一に、過去世代の責任を現在世代が負うべきか否か、負うとすればどの程度かという問題がある。完全に個人主義的前提に立つならば、イギリスの現在世代の責任はゼロという議論も成り立つであろう<sup>5)</sup>。次に一般的な責任論として、知らなかっことに対する責任をどう評価するのかという問題がある。例えばある薬品が、一定の期間を経て有害である事が実証された

図1 世界各国のCO<sub>2</sub>排出量(2000年)

としても、有害である事を知った上で製造した場合と同じ責任が製造者に問われるわけではない。それにCO<sub>2</sub>が温暖化の主要原因であるという認識が共有化されたのは、比較的最近のことなのである。この点は、削減の基準年をどこに設定するかという問題と密接に関連している（京都議定書では1990年）。

さらにこれは異なる角度からの議論であるが、先進国は地球環境に負の貢献ばかりしてきたわけではなく、環境保全技術の改善を含め、科学技術の開発によって人類の生活を向上させたという歴史的事実も認めなければならない。このように温暖化に対する責任を明確化にするためには、様々

な角度からの考察が必要なのである。

議論を先に進める前に、この問題に関わって明確にしておくべき重要な論点を指摘しなければならない。それは「共通ではあるが差異のある責任」原則の妥当性の限界についてである。果たして本当に地球環境保護は、人類共通の責任であり、負担の配分に差を設けるだけよいのであろうか。というのは、温暖化問題が大気の問題であり、その影響を逃れる国や地域が存在しないことは明確であるとしても、そこには加害と被害の関係が隠されているからである。

具体的に見れば、以下のような問題が存在する。CO<sub>2</sub>の排出最小量の国はネパールであるが、その排出量はわずか年間一人当たり0.1トンに過ぎない。それに対して最大排出国のアメリカは、20トン近くに達しており（2000年時点）、実際にネパールの200倍のCO<sub>2</sub>を排出している。アメリカをはじめ、仮に世界がネパ

ルの水準に留まっていれば、温暖化などは話題にさえならなかつたであろう。すでにキリバス共和国など南洋の小諸島国は海面の上昇によって、国家滅亡の危機にさらされている。このように温暖化問題でも、公害と同じ加害と被害の図式が厳に存在している事実を知っておく必要がある。

このことは二つのことをわれわれに教えている。第一に、公害補償と同様に、被害国はその被害を補償されねばならないということであり、第二に、被害国は共通の責任を免除されるべきであるということである。第一の点に関わって言えば、かつて四日市公害訴訟で津地方裁判所は、大気汚染物質を排出していた企業群6社の共同不法行為を認

定し、被害者に対する共同の補償義務を課したが（1972年）、この論理が温暖化問題に適用されない理由は、少なくとも理論的にはないと考えるべきであろう。それが現実化しないのは、国際的正義を執行する強力な国際機関が存在していないことによる。

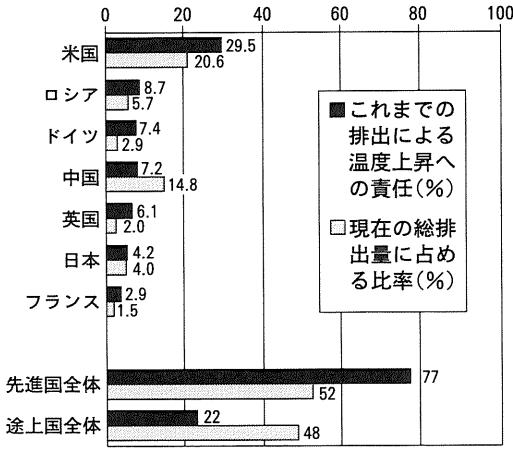
#### IV 「共通ではあるが差異のある責任」の具体的公式化

さて、以上の論点を押さえた上で、負担の公正な配分をいかに考えればよいのであろうか。この点で参考になるのが、世界の発展段階の違いを配分に反映させた、宇沢弘文氏による比例的炭素税の提案である<sup>6)</sup>。これは国民所得に応じた税率を各国に課すことにより、CO<sub>2</sub>の削減を図ろうとするもので、「正とは比例的である」というアリストテレスの原則にかなっており、一見合理的に思われる。すでに北欧の諸国では、この種の税が実績を上げていることは周知のとおりである。しかしこの提案は、先進国の歴史的責任を不問に付している点で、共時的正義にかなうとしても、通時的正義の要件を満たしていない。

そこで私はこの案を基に、先進国の過去責任を折り込んだ新たな配分的正義の公式を提案したいと思う。それは現在の国民所得に先進国の歴史的責任を変数として加味した公式である。産業化を早く遂げた諸国は、その度合いにおいて税率を高めることにより、過去の責任と現在の責任との双方を果たす事が可能となる。もちろんすでに述べたように、過去責任をどう評価するかで、色々な議論が起こるであろうが、少なくとも理論的にはもっとも世界の納得を得られる提案であると考えている。

しかし税一般がそうであるように、いかに少ない税であっても特に貧しい国は、その支払いを躊躇するであろう。それ故、税の支払いが途上国に後で有利に作用するシステムが同時に考案されねばならない。誰でも自分が払った分よりも多くを受け取る事が出来るならば、税負担を拒む理由はないのである。具体的には、税収を国際機関が管理し、それを途上国の環境対策を中心とした開発援助に回すといった再配分の制度が工夫されればよいのである。このようにして、税の規制的側面

米国の環境シンクタンク、ビューアクション研究センターは、先進国、特に米英独仏など古くからの先進国は地球温暖化に対して、現行の責任以上に、産業革命以後これまでの累積の責任が大きいという分析結果を発表した（東京新聞、2005年2月13日）。



\* ビューアクション研究センターによる。

図2 主要国の温度上昇への責任と現在の排出量の比較

と公共政策の財源としての側面という、二つの性格が満たされることになる。さらにかかる試みは、結果的にグローバルなレベルでの富の再配分システムの構築を促す意味でも画期的であろう。

このような提案とは別に、よりドラスティックに思われる提案が存在する。それはCO<sub>2</sub>排出量の割り当て制度である。すなわち、まず地球のCO<sub>2</sub>の年間許容量を定め、それに基づいて一人当たりの年間CO<sub>2</sub>排出量（1.7t）を決め、これを人口に応じて国ごとに割り当てるというやり方である。これは環境国際NGOの「地球の友」（Friends of Earth）による、環境容量（Environmental Space）の思想に基づく提案である<sup>7)</sup>。この提案のもう一つのねらいは、排出権取引を加味することによって、豊かな国から貧しい国へ所得移転を図ろうとするところにある。CO<sub>2</sub>の価格設定によつては、途上国が相当の富を得ることが出来るであろう。哲学者のP・シンガーも、これが途上国をしてCO<sub>2</sub>排出削減に参加させる、もっとも現実的で効果的な案であると推奨している<sup>8)</sup>。

しかしながら排出権取引については、すでにイギリスなどでは先行的に実施されているが、その

効果については今しばらく注視する必要があるだけでなく、途上国の人団増加にプラスに作用する危険がある。加えてこの提案が、正義の通時的要件を満たしていないだけでなく、倫理的な問題を抱えていることも指摘する必要がある。というは、この平等主義的提案では、先進国の過去責任が問われていないということ、また市場原理に任せおく限り、先進国の中でもより豊かな国が排出権を買い取り、金銭的負担をすることによって、温暖化に対する責任を免れる恐れがある。同様の問題は、もう一つの京都メカニズムである、CDMについても指摘できるであろう<sup>9)</sup>。

もともと勝者と敗者を生み出す傾向がある市場原理を使って、人類的課題を解決し、また南北間での富の再配分を行うことには無理があると言わざるを得ない。地球環境のような人類の生活の基礎的条件に関しては、国家が国民生活のインフラを、租税制度を基礎として整備するように、やはり国際環境税を軸にして考えるべきであろう。

そう考えると、平等主義的提案が必ずしも、正義にかなった提案とは限らないということが分かる。やはり環境問題での配分的正義の実現のためには、環境破壊の責任を明確にすることが前提となるであろうし、先進国が相当の痛みを負担することなしに、共同の世界的取り組みを前進させることは出来ないのである<sup>10)</sup>。

#### 注

- 1) 正義論はJ・ロールズの『正義論』の出版（1971年）以来、活性化したが、グローバル化の中で、国民国家に限定されたロールズの正義論を世界大に拡大すべきであるという、C・ベイツの議論（岩波書店『国際的秩序と正義』）や国境を越えた正義を問題とするT・ポッゲ（*World Poverty and Human Rights*, 2000年）やO・オニール（*Bounds of Justice*, 2000年）などの主張がある。ロールズ自身このような要請に応え、『万民の法』（1999年）を出している。A・センやM・ヌスバウムの議論も、このような正義論と密接に関係していると考えてよいであろう。なお最近の国際的正義論の状況を知る上で、岩波の『思想』（2007年1月号）の特集「国

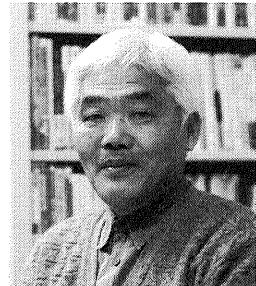
際社会における正義」が参考になる。

- 2) このことは「介入の正義」についての真面目な考察を妨げるものではない。なお「介入の正義」は、後で問題とする交換的正義や配分的正義に対して、応報的正義あるいはアリストテレスにならって言えば、矯正的正義に關係する正義と考えてよいだろう（『ニコマコス倫理学』）。なお正義論をめぐる一般的な理解のために、拙著『現代正義論』1998年、青木書店、を参考にしていただけすると幸いである。
- 3) ただヨーロッパに限定してはあるが、リオ宣言の第10原則（「世論の関心を高めるための情報へのアクセス、意思決定過程への参加などを促すべきである」）を受け、環境問題で関係者の参加を義務付けた条約（オルフス条約）が締結（1998年）されていることを付記しておく。
- 4) これらの点については、拙著『グローバル・ガバナンスの時代へ——ナショナリズムを超えて』大月書店、2004年、を参考にしていただきたい。
- 5)もちろん戦争責任に基づく戦後補償の例を見ても分かるように、国家の行為に対しては集合的責任と世代に渡る責任が問われねばならないが、他方でH・ヨナスが説くような未来世代責任論を中心とした環境論（加藤尚武監訳『責任という原理』東信堂、2000年）に与することも出来ない。この点については、拙著『グローバリゼーションの権利論』明石書店、2007年、特に第Ⅲ部を参照していただきたい。
- 6) 宇沢弘文『地球温暖化を考える』岩波新書、1995年。
- 7) この提案については、M・カーレー/P・スパークンス『地球共有の論理——環境の世紀へのシナリオ』中原秀樹監訳、日科技連出版社、1999年、参照。
- 8) P・シンガー『グローバリゼーションの倫理学』昭和堂、2005年、特に第二章「一つの大気」。
- 9) CDMとは、Clean Development Mechanismのこと、先進国が途上国でのCO<sub>2</sub>排出削減の事業の成果を、先進国が削減分とみなす制度のこと（京都議定書12条）。
- 10) なお環境関連の書籍は膨大であるが、規範的問題意識をベースに書かれたものとして、亀山康子『地球環境政策』昭和堂、2003年、が参考になる。

（うすい としまさ 所友 京都橘大学）

# 文化産業の発展と著作権問題の現代的展開

最近の文化産業の発展は、デジタル化、デジタル技術の進歩に依拠しているが、その結果複製環境が激変し、著作権問題に焦点が当たるようになった。国際的にも、文化政策体系の新領域として、文化産業振興策は定着した。



NAKATANI Takeo

中谷 武雄

## I 創造産業としての文化産業の展開と発展

現代の文化産業は、1990年代以降の、経済や社会の新段階を画するグローバリゼーションを背景にして、国際的な広がりをもって普及・定着した。グローバリゼーションが世界的潮流として浸透するうえで、その（経済的な）主要な担い手は、アメリカの好景気を支えるICT（情報・通信技術）産業であり、それに導かれるニューエコノミーである。

グローバリゼーションの観点に立ってICT産業の新たな展開を見れば、それがコンテンツ産業として、すなわち文化産業としての性格を強める過程として捉える視点が、小論では重要になる<sup>1)</sup>。このための文化産業政策が主要な対象領域の1つとして、文化財・文化遺産の保護・活用と芸術文化振興支援に並んで位置づけられることによって、現代の文化政策の体系は、これら3領域を共通項とする類似した構造でもって、国際的に確立・定着したといえる<sup>2)</sup>。

文化産業がその名称とともに、アドルノらの呪縛から解放されて、現代世界で甦り、注目されるにいたるうえで、その決定的な契機となるものは、創造産業（Creative Industry）政策である<sup>3)</sup>。そ

の潮流に掉さず具体的な対応を明確にしたのは、イギリス・ニューレイバー・ブレア政権のブランディング・ニューブリテン（Branding New Britain, クールブリタニアとも称される）戦略である。ブレア政権は、以前の保守党（政策）からの離脱と労働党新政権の生まれ変わりを鮮明にするために、1つの重点課題としてこの戦略を打ち出した<sup>4)</sup>。

創造産業戦略は、国家の広報（ナショナルブランディング）戦略の重視とその担い手としての創造産業の育成・振興政策から成り立っている。両者を媒介する位置にコンテンツ産業（=文化産業）が存在している。ブレア政権は、自らのキーメッセージとして、①信頼性と統合性、②創造性と革新性、③言論の自由とフェアプレイの精神、④世界に開かれた社会、⑤世界遺産、を掲げた。また新しいイギリスのナショナル・アイデンティティとして、①世界の十字路（ハブ）、②多文化・複合社会、③創造産業、④フェアプレイ、⑤経済活動の自由、⑥静かな革命、に焦点を定めた。これらのメッセージを、音響を伴う映像として国内だけでなく全世界に発信する、それを世界各地のイギリス政府関連施設（ブリティッシュカウンシル）で受信し、放映する、モニュメントやインスタレーションで展示する、などしてイギリスとその現政権のイメージの高揚に取り組んだ。ブレア政権下、文化省が文化・メディア・スポーツ省（DCMS）

に再編され（1997年），創造産業タスクフォースが設置され，この業務を遂行した。

創造産業の育成・振興の側面では，創造産業を，「その源泉が個人の創造性，技術や才能にあり，その知的財産の創出と活用によって富や雇用を拡大する可能性を持つ産業」として定義し，「宣伝，建築，美術品・骨董品，工芸品，デザイン，ファッション，映画・ビデオ，ゲームソフト，音楽，実演芸術，出版，コンピュータ関連ソフト，テレビ・ラジオ」の13業種を指定した。（これらは，従来文化産業として表象されてきたものと大差はないことに注意<sup>5)</sup>。）タスクフォースは，それぞれの産業分野においてその育成・振興策を提言し，実施する部隊である。新しい産業は，既存の組織を横断する新しい組織によって，また新しい手法と視点によって育成されることを明らかにした点においても，タスクフォースの新設手法とその実績は高く評価される<sup>6)</sup>。

創造産業は，政権と国家が発信するキーメッセージの担い手（＝マルチメディア）である。これは，政権と国家のイメージアップの決め手の機能を果たす。全世界へと浸透するべき情報のコンテンツは，芸術的であり，また文化的でなければならぬことは明らかである。こうしてその過程に多くの（若手）アーティストやデザイナーが参加した。この作業の遂行上で，コンテンツの作製とその伝達に係わる産業群が創造産業（群）として一括されたのである。その中にはコミュニティビジネスのようなものからBBCにいたるまでの，インキュベートされたばかりのベンチャービジネスから巨大独占企業ともいえるような，様々な規模や形態の企業が含まれる。雇用効果も大きいが，就業を促進するための教育・職業訓練分野に及ぶ，コミュニティレベルでの施策展開にも留意しておく必要があろう。

創造産業の実績は，DCMS『創造産業マッピングドキュメント』（1998，2001）やホームページ上で華々しく宣伝されている。『創造産業経済評価統計年報』（Creative Industries Economic Estimates Statistical Bulletin, August 2004）によると，創造産業は2002年イギリスのGDPの8.0%を占める（1999年および2001年の8.3%からは低下），1997年から2002年にかけて年平均6%の成長率（9業種）を示した（同期間の全産業の成長率は3%），2002年総輸出額は11億5,000万ポ

ンドに達し，4.2%を占める，1997年から2002年にかけて輸出額は年平均11%成長した（全貿易輸出額の成長率は3%），2003年6月現在で190万人を雇用する，1997年から2002年に雇用は年3%増大（全産業では1%），2003年には約12万1,000の企業が存在する，と広報されている。この間のイギリス経済の好調を支えているのが創造産業であることは明白である。

このように創造産業は経済活性化のレベルから，生活・コミュニティ再生にまで広がる多分野において，その重要性が確認されている。コンテンツとは，創造性と才能を武器に生み出された知的財産であるが，これらは芸術や文化を記録にとどめるだけではなく，その浸透・普及によって芸術・文化作品の水準の高揚にも寄与することを看過してはならない。さらにそれだけでなく，その製作過程では富と雇用を増大し，経済発展にも繋がる。そのうえに，今後の経済発展の源泉であり，活力にもなる。こういう見通しのもとで，文化と経済の両面から重要視されていることがポイントであろう。ナショナルレベルでの創造産業政策とともに，地域レベルでも創造都市論として注目され，様々な試みが着手されているのも理由なしとはいえないであろう。創造産業振興政策を媒介に，文化政策の中に経済的・産業的因素がしっかりと根付くことになる。

### 注

- 1) 文化経済学研究において，情報経済学的視点を持つことの重要性の指摘は，阪本崇「芸術文化と情報：文化的財の情報財的性格を理解する」金武創・阪本『文化経済論』ミネルヴァ書房，2005年，第6章。また，林敏彦「情報化社会における文化と経済」池上惇他編『文化経済学』有斐閣，1998年，第1章，野村卓志「高度情報化社会（IT社会）と文化政策」上野征洋編『文化政策を学ぶ人のために』世界思想社，2002年，第18章，も参照。
- 2) Throsby, David, 'On Cultural Policy: Where We've Been and Where We're Going', 文化経済学会〈日本〉『文化経済学』3-1 (No. 12), 2002年3月。主旨は，京都橘女子大学『文化による創造的地域づくり』（文化政策学国際シンポジウム：報告集，2002年）を参照。
- 3) 文化産業概念の解放過程の一端とその後の重視政策への転換については，中谷武雄「文化産業論の生

成と展開：文化樂觀論対文化悲觀論の観点から」端信行・中谷編『文化によるまちづくりと文化経済』京都橋大学文化政策ライブラリー4, 晃洋書房, 2006年, 第7章, も参照されたい。

- 4) 山口二郎『ブレア時代のイギリス』岩波新書（新赤版）979, 2005年, 他, ブレア政権関係の経済学や政治学からの言及は多いが, 創造産業やプランディング政策を含むものは少なく, これらに言及するのは文化経済学や文化政策学の立場からのものが多い。
- 5) Cf. Gallway, Suzan and Dunlop, Stewart, 'A Critique of the Definitions of the Cultural and Creative Industries in Public Policy', *International Journal of Cultural Policy*, 13-1, February 2007, and Pratt, Andy C., 'Cultural Industries and Public Policy: An Oxymoron?', *International Journal of Cultural Policy*, 11-1, March 2005.
- 6) 佐々木雅幸編著『CAFE：創造都市・大阪への序曲』法律文化社, 2006年, では, 都市自治体としての大坂を創造都市に転換するための取り組みを前進させるための課題として, 「その構想においては「芸術文化の創造性」を産業, 雇用, 社会制度, 教育, 医療, 環境など多面的な政策分野にインパクトを与えるように位置づけ, 文化政策を産業政策, 都市計画, 環境政策などと融合させて推進するために, 従来の縦割り行政機構を水平的に転換し, 官僚的思考をやめ, 組織の文化を創造的に転換することであろう」(153頁)と指摘されている。これは, 「横浜のケースで著者(佐々木)が最も止目するのは, 芸術文化の創造性を都市再生に生かす目的で, 従来は縦割りであった文化政策, 産業政策, まちづくりに関わる行政のセクションを横断的に再編する新組織である文化芸術都市創造事業本部と創造都市推進課を新設し, これを中核的組織としていることであり, NPOなどの市民の政治過程への参画を大胆に提案している点である」(142頁)という主張を踏まえている。

「行政の文化化」は, 職員の意識改革ではあるが, それには組織再編が伴うことが必要である。以下も参考。「都市のレベルで創造性を支援するには, 文化, 経済, 社会, 空間等の従来, 縦割りであった公共政策を, 創造性や文化的視点からすべての政策分野を見直し, 総合化することが必要になるだろう。」(後藤和子『文化と都市の公共政策：創造的産業と新しい都市政策の構想』有斐閣, 2005年, 252頁。)

なお創造性の理解の一端については, 中谷武雄

「協同の文化：文化経済学の視点から」協同総合研究所『所報 協同の発見』178, 2007年5月, も参照されたい。

## II デジタルコンテンツ産業としての文化産業の展開と発展

こうしたイギリス・ブレア政権の創造産業政策戦略の成功は, 国際的にも広く認知されるにいたる。経済政策における広義の文化産業に, 世界各国で注目が集まる。日本においても, 小泉政権(2001年4月26日から2006年9月26日)を中心に, 新世紀に入って, この領域の政策は急展開を見せせる。IT基本法(2000年11月), E-Japanプログラム, 知的財産立国・知的財産戦略・知的財産推進計画から知的財産基本法(2002年12月), コンテンツ促進法(2004年5月)へと続く。日本的な特徴として, これらはコンテンツ産業振興策として, 経済政策として, 國際競争力や経済活力の育成と地域経済活性化に重点を置いて展開される<sup>11)</sup>。

これらの流れの中で, 文化芸術振興基本法(2001年12月)や文字・活字文化振興法(2005年7月)も位置づける必要があるが, 両者はさしあたりは切り離して考えるのが妥当であろう。例えば文化芸術振興基本法ではその推進手法においては基本方針の策定にとどまっていて, 實行部隊・組織の新設・再編についての言及もない。これは, IT基本法や知的財産基本法において, ともに推進計画の策定が義務化され, それぞれに内閣に高度情報通信ネットワーク社会推進本部と知的財産戦略本部の設置が規定されていることと比べると, 大いに位置づけが異なるというべきである。文化庁・文化政策と, 経済産業省・経済政策や内閣府・情報通信政策の重要性の認識の違いは明瞭である。前者は後者との関連性を重点にした位置づけであるといえるであろう。

こうした潮流の出発点は, 小泉政権に先行するとはいえる, IT基本法(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法)である。第2条: 定義で, 「この法律において「高度情報通信ネットワーク社会」とは, インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し, 共有し, 又は

発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう。」というように、「情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性」(第1条：目的)が謳われている。

デジタル化の進展と（インターネット）ネットワークの整備は、質的に異なった社会（システム）への移行を不可避としているという判断のもとに、新政策（「新しい国家戦略」）の必要性が強く主張されている。翌年早々にIT戦略本部が内閣に設置され（1月6日），E-Japan戦略・重点計画・プログラムと次々に発表され、「世界最先端のIT国家」を目指して歩み始めた。

IT基本法、第4条「経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化」は、まずは「知的財産立国」構想として、小泉政権によって重視される。知的財産とは、「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。」（知的財産基本法第2条：定義）とある。ここでは従来からのオーソドックスな知的財産が列記されているに過ぎない。

しかしその後小泉首相はアニメーションやゲームソフトなどに頻繁に言及し、これらを知的財産に加え、経済面と国際競争の観点からこれらを重視する姿勢を明確にする。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（2002年6月25日、閣議決定）では、「国民の潜在的需要に応えることで需要創出型の生活産業を創出する。その際、21世紀の生活を革新する技術、新サービス、文化や娯楽などが梃子になる。……健康、スポーツ、ファッション、娯楽、音楽といった分野は今後世界規模で市場が拡大すると見込まれ、その産業化を推進する。」として、文化・スポーツ・健康等の産業化の推進が掲げられる。「日本の文化の産業化」は、「関係府省は、平成14年度から、人材育成、映像やコンテンツの流通市場の構築、知的財産権保護等の推進を通じて、ゲームソフト、アニメーション、放送ソフト等コンテンツ産業を育成する。」と言及されることになる。（「文部科学

省、経済産業省は、関係府省と協力して、平成14年度、日本の文化の産業化を推進する。」ともあるが、連携強化が前進したとは思われない。）

その結果、知的財産戦略はコンテンツ（産業）政策として関心を集め。知的財産基本法に続いて、コンテンツ促進法（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律）が制定される。そこでのコンテンツとは、「映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係わる情報を電子計算機を介して提供するためのプログラム……であって、人間の創造的活動により生み出されるもののうち、教養又は娯楽の範囲に属するものをいう。」（第2条：定義）とある<sup>2)</sup>。これらの対象分野は、コンテンツビジネスの産業分野に対応している。コンテンツの促進は、各分野のコンテンツ産業の振興政策として、経済・産業政策色を強めて展開される<sup>3)</sup>。

従来の文化産業は、現代では、グローバリゼーションの国際的な潮流のもと、イギリスでは創造産業、日本（および韓国）ではコンテンツ産業として打ち出された。その結果、文化産業という名称も復活した、とも言えるであろう。「ある用法では、それ自身のなかにある1つの、あるいは別の特性が、主たる定義の基礎としてみなされる。」文化産業は、ICT産業を媒介として、創造産業でもあり、コンテンツ産業でもある。コンテンツについては知的財産の保護という観点から、著作権産業としても考えることが必要かつ重要である<sup>4)</sup>。

しかし、「知的財産推進計画2005」では、コンテンツ産業育成策に加えて、コンテンツの文化的な価値をも視野に收め、ブラド・ジャパンやクール・ジャパンにも言及する。ソフト・パワー論からするコンテンツ（産業）の文化的（価値の）側面重視の観点が加わったことは、看過されてはならない。「ゲートキーパー論」<sup>5)</sup>をめぐる議論にも象徴されるように、文化産業論においては、経済と文化の要素のせめぎ合いは不可避である。文化産業論における文化樂觀論と文化悲觀論の対抗は、新自由主義・市場原理至上主義の下での文化特例、市場介入の評価をめぐって、今後とも議論が継承されることになるであろう<sup>6)</sup>。

## 注

- 1) 内田真理子「日本のコンテンツ政策に関する考察：政策の多様性と産業重視にいたる背景」『文化経済学』5-1 (No. 20), 2006年3月。
- 2) 『デジタルコンテンツ白書2006』(デジタルコンテンツ協会, 2006年)では、コンテンツとは、「様々なメディア上で流通する〔映像、音楽、ゲーム、図書〕など、動画・静止画・文字・プログラムなどの表現様式によって構成される“情報の内容”」であり、デジタルコンテンツは、「デジタル形式で記録されたコンテンツ」と規定している。このように両者にも違いが見られるように、コンテンツ（産業）の明確な定義は、一般的にはまだ確立していないといえる状態にある。
- 3) 文化庁は重点施策の1つに「日本映画・画像」振興プランを掲げる。その根拠には、'Trade follows the film' や「インバウンドツーリズム」の考えが存在していることは否定できないであろう。内田真理子「デジタル・コンテンツの外部性」菅谷実・宿南達志郎編『トランスナショナル時代のデジタル・コンテンツ』慶應義塾大学出版会, 2007年, 第4章, を参照。
- 4) ディヴィッド・スロスビー『文化経済学入門：創造性の探求から都市再生まで』中谷武雄・後藤和子監訳, 日本経済新聞社, 2002年, 178頁。創造産業と文化産業はどう異なるのか、カジノやテーマパークに偏る観光は文化産業といえるか、漫画は創造的なのか。こうした疑問には、国際比較の観点からも丁寧に答える必要があるだろう。
- 5) 佐藤郁哉「ゲートキーパーとしての出版社と編集者」『一橋ビジネスレビュー』53-4, 2005年冬, 同「ゲートキーパーとしての学術系出版社と編集者：組織アイデンティティの複合性と刊行意思決定プロセス」一橋大学『商学研究』46, 2005年, 同「文化生産と商業主義：分析フレームとしての「演劇生産のエコロジー」」『商学研究』37, 1996年, 他参照。
- 6) 議論の出発点として, Cowen, Tyler, *In Praise of Commercial Culture*, Harvard University Press, 1998. 大江洋「文化楽観主義：コーベン説の検討から」『北海道教育大学紀要』人文・社会科学編, 54-2, 2004年2月, も参照

### III デジタル化の衝撃

「世界最先端のIT国家」を目指す小泉政権の歩みの中で、知的財産の重要性が浮かび上がる。とくに知的財産推進戦略の中では、経済面での貢献が重要視された。その結果、これらはコンテンツ産業育成政策へと流れていく。安倍政権でもこの方針は継承されている。政権発足直前の、「新経済成長戦略」(経済産業省, 2006年6月9日)では、国際競争力の強化とともに地域経済の活性化の2本柱のもと、今後成長が期待されるサービス産業の重点分野の1つにコンテンツ産業が位置づけられている。これと地域経済の活性化とを結びつけるために、各地の経済産業局に「コンテンツ産業支援室」が設置された(2006年9月1日)<sup>1)</sup>。経済産業省のすばやい対応からは、その力の入れようがうかがい知れる。

「新経済成長戦略」は、人口減少とサービス産業(第3次産業部門)がGDP比と就業人口比で70%を超える社会を想定している。産業構造の高度化のさらなる進行のもとでは、経済成長の原動力は「双発のエンジン」として、第2次産業部門(ものづくり)とともにサービス産業(コンテンツ製作)を考慮せざるを得ない、という認識が明らかにされている。こうした産業構造の高度化が、情報・通信技術(ICT)とコンテンツを媒介として、国際市場での文化産業への関心を高める背景を形成する。文化的な財やサービスの商品化(=産業化)には、デジタル技術の発展(デジタル化の促進)が決定的に重要なとなる。

デジタル化の進展は、産業分類にも影響を及ぼす。第11回改訂日本標準産業分類(総務省, 2002年3月)<sup>2)</sup>は、前回改訂(1993年10月)以降の、「情報通信の高度化、経済活動のソフト化・サービス化、少子・高齢社会への移行等に伴う産業構造の変化に適合するよう全面的に見直したもの」である。サービス経済化の進展等に伴う産業構造の変化をより適切に捉むため、サービス産業の中で、大分類項目として「情報通信業」が、「電気通信分野と情報処理分野の技術の革新・進展等を踏まえ、「通信業」、「情報サービス業」、「インターネット附随サービス業」等5つの中分類で構成される」ものとして、新設された。

これにともない従来は製造業（第2次産業部門）に分類されていた新聞業と出版業は、新設された情報通信業、すなわちサービス産業（第3次産業部門）の中に分類されるように変更された。ここでは、統計資料の継続性の問題よりも、新聞や出版を、ものの価値（製造費としての原材料費）よりも中身の価値（コンテンツ製作費）に重点を置くものとして、すなわち情報財として、コンテンツ産業として把握するように変化したことに注目しなければならない。2つの産業部門の位置づけは、いわば製造業から文化産業へと変更されたのである。文化の産業化（＝市場ベース化）には、原材料費よりも、コンテンツ製作費がその成否を握っている。デジタル技術の進展とともに複製コストの低廉化は、この傾向にますます拍車をかける<sup>3)</sup>。

デジタル化は、記録するべき対象物をデジタルデータ化する過程とデジタル化した関連情報をデータベース化する過程のなかで進行する。デジタル化の進展が支えるその成果が、音響効果を伴う映像も含めて、インターネット上で、大量に短時間に全世界に相互に流通するのが「高度情報通信ネットワーク社会」なのであろう。関連情報の塊は、デジタルアーカイブと命名される。デジタルアーカイブの構築は、ミュージアム（美術館・博物館）や図書館・公文書館などで、公共的な性格を持ったもの（公共財の製作）として開始された。これが産業レベルで、マスメディアを媒介として市場ベースでも利用されるようになり、デジタルアーカイブの構築が事業化され、産業ベースでも進展する。デジタル産業（の形成）としても認識されるにいたる<sup>4)</sup>。デジタル化、デジタルアーカイブ化が付加価値を生み出し、情報財として、ある価格のもとに売買されるようになる。

デジタル化は、デジタルアーカイブ推進協議会がデジタルコンテンツ協会へと発展・改組（1991年）されたように、コンテンツ化、コンテンツ産業との関連が深い。しかも地域密着型の、比較的小規模な事業として展開することが可能である（ニッチ型・ベンチャー型のコミュニティビジネス）。イギリスの創造産業が成長した基盤の1つがここにある。また文化遺産などの地域的な文化資源の記録化と発信機能の促進は、世界遺産ブルームの原動力としても、デジタルアーカイブ事業の発足・促進の共通の基盤である。そこではコンテ

ンツの水準を規定するものとして、芸術的な映像技術が大きな役割を果たす。その製作過程には、アーティストやデザイナーが数多く参加する。

これらは、観光事業への応用も図られている。また京都デジタルアーカイブ事業のように、保存・継承とともに産業化（資源供給）の視点も重要なになっている。しかしデジタルアーカイブは公共的な生産物として、ミュージアム・コレクションの発信やパフォーミング・アーツの記録など芸術・文化とともに、教材やシステムを媒介にして教育分野とも密接に係わっており、営利ベースだけで処理することができない。処理が不適切、不可能な分野での活用も考えなければならない。

デジタル化の進展は、対象物・資料をデジタル化して記録し、保存・蓄積し、それを再生・複製し、さらに（再）利用することを容易にする。複製の過程では、当然、編集と修正・改変もその可能性を高め、容易さを増すこととなる。コンピュータの普及と機能の拡充は、インターネット網を通じて、デジタル化産物を相互に伝達・交流を可能とする世界を実現する。複製・伝達技術の発展は、そのコストを低下させ、時間を短縮し、品質の改善すらもたらすことができる。ここに多くの人が参加して、よりよい、より高い水準の作品を作り出していくことができる世界が開ける<sup>5)</sup>。

この世界では、芸術的作品の創造過程においても、大きな変化を生じさせる。まずは音楽分野での変化である。増田聰『その音楽の〈作者〉とは誰か：リミックス・産業・著作権』（みすず書房、2005年）では、クラブミュージックが取り上げられている。そこではダンスのためにディスコに集まつた観客の気分を高めるために、ディスクジョッキーが自由にレコード（演奏）を操り、同じメロディーを繰り返したり、速度を変化させたり、リズムを作り変えたりして、音楽を流していた（サンプリング）。これが新曲の「作曲」技法として採用されていく。既存作品が新作のパート（構成部分）となる。いわば、レコードやCDが「楽器」として使用される。これはリミックスの技法といわれる。

これまで音楽分野では、リメイクやニューバージョン版という手法・形態は存在していた。しかしこのリミックスは、（編曲でもない）「編集」作業による、それに依拠する作業を中心とする作品製作（「作曲」）手法である。「楽譜が読めない作

曲家」、「楽器を奏でることができない演奏者」が登場している事実を直視する必要がある。増田は、作者（性）と作品概念の死としてではなく、これを重層化・拡散化と捉えることの必要性を強調する。それとともに、伝統的（古典的）な、楽譜（記譜）による作曲技法で美学・芸術価値を追求する「生産」過程と、それに対応する「消費」過程における、majimeに一心不乱に聞く音楽・聴衆とともに、現代社会では、音楽実践の中で娯楽気分で、またバックグラウンドミュージックとして音を流す、軽やかな聴衆・聴取を前提とする音楽の存在形態をも承認することの重要性を説いている<sup>6)</sup>。

また、映像や映画の分野では、加藤幹郎『映画館と観客の文化史』（中公新書1854、2006年）は、映画のビデオ化、デジタル化、ネット配信の進展とともに、映画概念を再解釈する必要性が生じていることを指摘する。映画とは、「スクリーンに拡大投影された動画像を不特定多数の人間が同一の場所で視覚的に共有する」ものと定義されることにより、フランス・リュミエール兄弟によるシネマトグラフ（1895年）が起源であるとされている。すなわち映像複写技術は同じ原理であっても、1人だけで箱を覗き込む形式のトマス・エジソンのキネトスコープは、それに先行していても、（映画館で上映される）映画（原理）としては認められていない（46頁以下）。これは上映装置（メディア）と鑑賞環境との関係を重視した規定ではある。

しかしフィルムのビデオ化によって、何時でもどこでも好きなように鑑賞することが可能となり、映画の共同・同時鑑賞に発する「公共性」が失われ、「映画の私物化」が始まった。大勢の中の一人として、同じ画面を見て、共通の感覚を生じさせる素としての映画の性格が失われる。映画館では観客は座って、動き回らずに、静かに、熱心に画面に集中することを要請されていた。しかしビデオ装置を利用すれば、家庭で、自由に、自分の好みに応じて、見たい部分だけを見ることができるようになった。ここでは観客概念の再解釈の必要性も生じている。電子情報化が進んだゲームソフトでは、インタラクティブ・ビデオゲームとして動き回るゲームプレイヤーが想定されている。新しいメディア（環境）に対応した鑑賞（聴取）と観客の出現は、芸術・文化概念の再編・再構築

にも繋がる問題提議を引き起こしている。

コンテンツのデジタル化は、コンテンツとメディア・プラットフォームが1対1の対応関係に止まっている状態から、コンテンツの複製とその利用の範囲と機会を拡大させる。「ワンソース・マルチユース」といわれるよう、映画は映画館で上映されるとともに、ビデオ化さらにはCD・DVD化され、インターネット上でも公開できる。オンデマンドの聴取も可能となる。（アニメ）キャラクターは漫画、雑誌、映画上だけでなく、画像からキャラクター・グッズとなり、ブランド化される勢いである。こうして経済的利益を獲得できる可能性が拡大する。本来芸術的な創作活動は、経済的なインパクトに関わりなく、むしろ関係を断つ世界で研鑽することがその水準の上昇を実現する、と一般的には考えられてきた<sup>7)</sup>が、少なくとも複製業界からの働きかけによって、経済的なインパクトもまた創造意欲を高める契機となりうることが明らかになる。ここでは経済的な世界や感覚を超越する芸術家・創造者と、経済利益を追求する産業界とを結びつける原理（システム形成）が必然的に模索される<sup>8)</sup>。

デジタル化を媒介にして創造的な芸術と産業の関係が緊密になるにつれて、その分野で経済的な利益を確保する制度が模索されるのも当然である。デジタル化は現物（オリジナル）と複製（コピー）の区別を困難とする。オリジナルが特定できないことは、創作者と製作者のオリジナリティの評価にも影響を及ぼす。ここに両者の利益にかかるるものとして、著作権問題が注目を集める。この著作権問題は、デジタル化の進展とともに、従来とは異なった性質を持って展開する。ここに著作権の現代的な展開を、「デジタル著作権」として分析する必要性を確認することができる。

### 注

- 1) 近畿経済産業局「さーびす産業室 News」その116。
- 2) 総務省 HP (<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>)。
- 3) 「500円 DVD 原版は30円」『朝日新聞』2006年6月25日。
- 4) 谷口知司・後藤忠彦『デジタル・アーキビスト概論』日本文教出版、2006年、笠羽晴夫『デジタルアーカイブの構築と運用：ミュージアムから地域振興へ』

- 水曜社, 2004年, 他参照。
- 5) 岡本薰『著作権の考え方』岩波新書（新赤版）869, 2003年, のキャッチ・コピーは「1億総クリエーター, 1億総ユーザー時代の必読書」である。アルビン・トフラー（1980年）『第三の波』徳岡孝夫監訳, 中公文庫, 1982年, で提示されている, 情報化時代に復活する, 生産=消費者（プロシューマー）の概念で意図される事態とも重複する。
- 6) 岡田暁生『西洋音楽史：「クラシック」の黄昏』中公新書1816, 2005年, もあわせて参照。これらの議論の出発点として, テオドール・アドルノ「音楽における物神的性格と聴取の退化」（1938年）同『不協和音：管理社会における音楽』三光長治・高辻知義訳, 平凡社ライブラリー232, 1998年, 第1章, 同「音楽に対する態度の類型」（1962年）同『音楽社会学序説』高辻知義・渡辺健訳, 平凡社ライブラリー292, 1999年, 第1章, 他も参照。
- 7) 「この世には, 金銭のために作られた佳作ではなく, 画家の心に金銭欲がある間は佳作はできない, と私は信じている。画家が製作中に, 金銭欲の観念が頭に浮かんでくると, その観念が明瞭になればなるほど, 彼の力は滅殺されるものである。」ジョン・ラスキン（1857年）『芸術経済論：永遠の歓び』宇井丑助／宇井邦夫訳, 巍松堂出版, 1998年, 89頁, 他参照。
- 8) 1つの回答として, ケイブズはこれを芸術と商業の契約と呼ぶ。Caves, Richard E., *Creative Industries: Contracts Between Art and Commerce*, Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts, 2000, 参照。また, Hesmondhalgh, David, *The Cultural Industries*, Sage Publications, 2002, も参照。

#### IV デジタル著作権：デジタル化時代の著作権問題の展開

以上のようなデジタル化の発展は, 複製技術の発展として表れる。アナログからデジタルへといわれるデジタル化の発展は, 複製（技術）環境を激変する。デジタル化が高度に進むと, 原本と複製の区別が困難になる。複製の製作コストはほとんど無料であり, 製作時間も瞬時であるといってよい。しかも複製品の品質は劣化しない。改変の

可能性・容易性も高まり, 操作や修正によって品質向上の可能性も生まれる。これらは, アナログ技術では, オリジナルが原型・原版・原本といわれる物態的なものに体化される必要があるが, デジタル技術ではそれが必要でなく, 共通のメディアの中で「電子的な記号列」として不可視の存在となり, 蓄積と複製製作と流通が格段に容易になったことに起因する<sup>1)</sup>。

ICT技術が日本では情報・通信技術と一体化して把握されるように, 情報量の増大は蓄積容量の飛躍的な拡大と同時に, 双方向の大容量情報の流通を促進する。情報のデジタル化と複製製作の容易化によって情報が, オリジナル, コピー, 修正・改変も含めて大量に生産され, それらが情報流通機構のネットワーク化によって, 自由に, 瞬時に世界を動き回る事態が生じる。情報の加工と付加価値化によって, 情報財が有料で取引されるようになる。こうして情報産業が出現し, 発展する。

情報産業は, 文化産業としても, そのコンテンツの価値が価格を決定し, 販売を左右する。情報財はデータベース化や関連情報の提供によって付加価値が高まるが, コンテンツは芸術性や文化性がその品質にとって決定的に重要である。しかし創造性, 独自性, 革新性はどのような基準でもって認識することができるか。芸術における創造活動は, 決して無から有を生み出すものではなく, 創作者の経験や社会的な資源・材料の活用によって刺激を与えられて促進される。他人のオリジナルをどのように素材として活用し, 利用するか。ここに, とくに芸術文化（産業）において, 現在, 著作権に関心が高まる背景が存在する。

書籍を例にとると, 複製が人の手による模写, 活版（印刷）, そしてデジタル化された電子図書（e-Book）への出現と発展している。活版はアナログ技術である。従来の著作権法は, アナログ技術の体系に適応されていた。これは伝達者さえ把握していれば, 複製作製のコントロール（著作権料徴収のシステム）が維持できるという事態である<sup>2)</sup>。しかしデジタル環境の下では, プロ・アマを問わず, だれもが自由に, 気軽にこの過程に参加する。この事態が, 社会全体としての創造環境を整備し, 芸術文化の発展に寄与する。しかしそこでは作品や作者の概念が著しく希薄化する。

また品質が劣化しない安価な複製品の生産が可

能となる条件のもとでは、「ワンソース、マルチユース」といわれるよう、オリジナルからコピー、コピーから編集、他領域への展開へと、何回も繰り返し使用・利用・応用の可能性が拡大する。その結果第三者が経済的な利得を得る機会が拡大する。ここにオリジナルの著作（権）者、伝達（物）の著作隣接権者が自己の成果の無断使用を予防し、正当な利益の還元を求めるとする動機は高まる。しかも技術的な発展は、一方でより高度な防衛策を生み出しが、他方で「知的好奇心」からする侵入・解除方法の研究、解読ソフトの発信のいたちごっこをひきおこす。秘密操作の解除手法の提供は、著作権侵害の幇助罪に問われるのかなど、法解釈と規定の厳密化は不可避である。

アナログからデジタルへといわれるデジタル化の発展は、複製（技術）環境を激変する。その結果は複製の容易化であるが、それにともなって経済的利得の獲得機会が格段に拡大することが重要であり、ここに経済的な関心が高まり、経済的利益の獲得と配分、調整をめぐって様々な問題が生じ、法律の整備・拡充が必要となる。これが、著作権（問題）が現在注目される、もう1つの要因である。デジタル化時代の著作権問題が、（情報の）デジタル化と情報流通機構のネットワーク化によって出現する。すなわち複製技術の発展が、複製物作製の容易化・普遍化をもたらすと同時に、それによる経済的利益獲得の機会拡大によって、著作権の様々な現代的問題を惹起していることが容易に想像がつく。

こうした複製技術環境にかかる技術的発展の高さを前提にすると、創作者自体のレベルにおいても、一方で経済的な成果への関心がいやがうえにも高まるとともに、他方で創作意欲をもっと根本的なところで刺激する、芸術や文化の社会的な共有資産の世界への参入・定着、人類の発展に寄与したい、というより高尚な欲求を高める<sup>3)</sup>。著作権の期限が切れた作品はパブリックドメイン<sup>4)</sup>と呼ばれ、社会の共通の資産となるが、その期限を待たずに自ら著作権を放棄したり、クリエイティブコモンズ<sup>5)</sup>と呼ばれる、ある条件の下での自由な使用の許可宣言も生じる。自分の作品が享受されることに、より大きな喜びを感じ、制作に励む芸術家も多いはずである。

創造は無から生み出されるのではなく、創作者の多くの経験、既存の資源の活用から具現化する。

創造性の資源が社会に多く蓄積されるほどに、創造のチャンスが高まり、その水準が上昇する。芸術や文化の創造性を高め、発展させるためには、著作権の行使による複製の制限は、創作者の私的利益を守るために、社会の共通資産を活用する機会を制限することになる。したがって著作権とは、社会や人類全体の創造性（クリエイティビティ）の促進・深化を促す作用とともに、創造者の創造意欲を高め、その力量を高める効果を、両者のバランスを取って、最も効率よく調整する人工的な制度であるといえる。

したがって著作権は、創造環境の社会的な整備とそのために社会的な資源配分を促進するとともに、創造者の私的な利益を確保し、他者の侵害を予防する、相反する2つの課題を同時に追求する。経済の世界では、効率と公平、保存と開発のトレードオフとして、両者の二律背反が問題となるが、著作権では最初から個人のインセンティブとともに社会の豊かさの問題を前提としていること、両者を調整する新しい社会的資源の配分問題を提議していることが重要である<sup>6)</sup>。産業資本主義段階では排他的な性格を特徴とする所有権が重要視されたが、デジタル化社会では共有資産の形成を前提に、その成果への利益還元を求める権利としての著作権が重要になり、所有権概念は流動化する。創作者の排他的権利が希薄化するにつれて、その報酬を確保する明確なシステムの整備も重要となる。固有の所有権は有限の競合的な有体物にかかるが、無形の非消費的で非競合的な知的生産物の所有権は著作権として処理される<sup>7)</sup>。

資産の実態が物的なものから無体物へと変化することによって、ものの所有から知的なもの、創造的なものの所有へ、と人間の欲望の対象が変化する。その結果、所有権概念が流動化・変化するとともに、効率第1の経済原理や市場主義の政策理念にも影響が及ぶ。創造活動と経済性の関係の再吟味が不可避となり、私的・個人的な経済性・効率性の概念は転換し、別次元の社会的な経済性・効率性の概念を考慮することが必要なことが、社会の共通の認識になるであろう。知的財産権文化は現代経済を改革するエネルギーを秘めているといえるであろう<sup>8),9)</sup>。

## 注

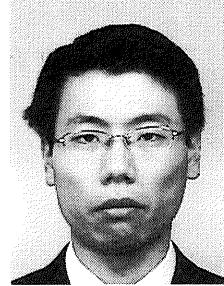
- 1) 「デジタル技術は「複製」のマイナス面をものの見事に克服してしまった。コピーは安価にかつ簡単にできてしまう。何より重要なのは、品質の点で真性品とコピー品との間に差がないことだ。しかも、インターネットなどのネットワーク上で簡単に流通する。」宮武久佳『知的財産と創造性』みすず書房, 2007年, 47頁, 他参照。
- 2) 「問題は、こうしたアナログ著作物とは異質の、デジタル著作物の発生と流通である。デジタル著作物にはオリジナル（原型、原本など）というものが存在しない。いくら流通しても劣化しないし、変化もしない。電送によってデータが複数となることに何らのコストもかからず、また機械的、自動的に細胞分裂するように広がってゆくのがデジタルデータの特性である。そうであるとすれば、もはや原本と複製を厳密に峻別してきたアナログ著作権制度の上で議論することは困難だといえる。」牧野二郎「デジタル著作権、何が問題か」デジタル著作権を考える会編『デジタル著作権』ソフトバンクパブリッシング, 2002年, 4頁。
- 3) 人間の行動原理を、個人的な動機（いわゆる利己心）と社会への関心（共感の原理）の両面から分析することの必要性を提議したのはアダム・スミスである。芸術家を中心に、その制作活動のインセンティブを、創造性と経済性の2変数からなる関数で解明する筋道を明らかにしたものとして、デイヴィッド・スロスピー（2001年）『文化経済学入門：創造性の原理から都市再生まで』中谷武雄・後藤和子監訳、日本経済新聞社, 2002年, とくに第6章：創造性の経済学, 他参照。
- 4) 名和小太郎『情報の私有・共有・公有：ユーザーからみた著作権』NTT出版, 2006年, 終章：ほどよいコモンズ, 他参照。メディアリテラシーとともに、情報の共有に向けた公共性論、倫理主義の構築に向けた議論が必要であろう。
- 5) クリエイティブ・コモンズ・ジャパン編『クリエイティブ・コモンズ：デジタル時代の知的財産権』NTT出版, 2005年, 他参照。
- 6) このために、最初からフェア・ユース（公正な利用）といわれる例外規定が存在する。しかもこれは、アメリカでは明文化されているが、日本ではない。国際的にも判断基準は未整合である。人工的な制度は、社会的、政治的、経済的、さらには歴史的、文化的な条件に大きく規定されて機能していることを知らなければならない。
- 7) 「著作権は産業社会における所有権にも比肩し得るような、無形財に関する基本的権利のモデルとなり得るのである。」林紘一郎「デジタル創作物と電子的著作権」クリエイティブ・コモンズ・ジャパン編『クリエイティブ・コモンズ』前掲, 第5章：デジタル創作物と電子的著作権, 133頁。
- 8) 池上惇・中谷武雄『知的所有と文化経済学：知的財産文化が変革する現代経済』実教出版, 2004年, は、「総ての産業の中に芸術的要素が入った経済への環境変化」（4頁）は、〈ものも豊かさから心の豊かさへ〉という価値観の変化にともなって、〈物の所有から知的なもの、創造的なものの所有へ〉、〈分散的な物的所有から開かれた知的所有へ〉という社会システムの転換を指摘する。
- 9) 著作権概念の現代的活性化において、もう1つ注目すべきは、追求権（Resale Right, Droit de Suite）である（千野直邦「追求権の沿革」『著作権研究』5, 1972年, 他参照）。EUでは導入が進んでいるが、日本では再販売価格維持制度との関連で言及されることもあるが、導入機運は高まっていない。山口裕博『芸術法学入門：アートの法の広がり』尚学社, 2006年, などでも言及されていない。追求権は幸福追求権ではなく、とくに美術品などの場合、原作者がオリジナルを販売し既に所有権が及ばなくなっていても、新しい所有者がその作品を転売・再販売し、利益を得た場合に、その製作者に対して一定の還元を義務づけている。社会的な評価が定まっている若い時代の作品を安価に買い入れ、評価が高まった後に手放すときに大きな利得を得ることはよく生じるが、こうした場合の作者およびその遺族の不公平感を和らげようとするものであろう。製作者が、所有権を手放した自らの作品の流通過程にまで介入できることを認めている。創作者は、自らの作品の行く末に深い関心を持っているものとして扱われている。ここには文化特例（文化は単なる商品ではない）という考えに通じるものがある。中谷武雄「文化芸術振興基本法と著作権」（リレー式・人権講座9）岡山人権問題研究所『人権21：調査と研究』188, 2007年6月, も参照されたい。

(なかたに たけお

所員 京都橘大学文化政策学部)

# 最適資産税についての一考察

所得税、消費税、資産税が課される状況下で、納税協力費、税額控除、税率、これらの最適条件の解釈を試みた。資産税のその税率解釈で Tradeoff が見られない場合があった。IT 化の影響を加味した場合も少し考察した。



OHATA Satoshi  
大畠 智史

## I 序 文

担税力としての資産への税の考察が、税制構築上重要であることは言うまでもないであろう。2005年度の日本における政府税調の「あるべき税制」についての言及でも、所得・消費・資産への税の考察が重要な視点の一つになっている<sup>1)</sup>。2007年税制改正においても、経済活性化の視点からの改革、会社法や信託法等の制度改革——経済活性化のための三角合併解禁や、信託の利用形態の多様化、等——に対する税制面の対応、等の視点からの税制改革論議が行われた。資産税に関しても、国際的競争条件等の視点からの議論がなされた<sup>2)</sup>。学術方面でも、これまで資産税については多様な考察がなされてきた<sup>3)</sup>。本稿での考察のような、最適課税論の視点を交えた考察もなされてきた。本稿では、特定の資産への課税ではなく、資産全般への課税を扱うことにする。最適課税論では、租税負担の公平性、経済効率性、これらを加味した上で経済合理的な課税体系の構築、ということが考慮される。こうした視点を交えた資産税分析がなされて尤もである。本稿で扱うような資産税の最適課税論からの分析では、これまで複数の政府を設定した上で最適資産税の分析、という分析スタイルが用いられてきた<sup>4)</sup>。D.

Coates [1993] は、政府間での資産税競争が負の資産税率に繋がるということを示そうとした。Liutang Gong と Heng-fu Zou [2002] は、地方資産税を地方消費税や連邦所得税等との関連性の上で捉えた。その他にも、中位投票者の概念をそうした分析スタイルに盛り込んだ分析等がある。当然、資産課税は地方税に限らず課される税であることは周知のことである。相続税や遺贈税等の税を考えればそのことは分かる。本稿では、まず、国税としての資産税の枠組みを整え、申告納税の IT 化、電子商取引の IT 化等の IT 化の当該資産税の性質への影響を本稿の枠内で考察する。その枠組みでは、国税としての所得税と消費税とを盛り込む。国税としての資産税や所得税や消費税が個人に課されるという状況が普通にある——2006 年日本の税制等を参照すれば分かる——ことから、分析をより現実的にするために、それらの税を扱うこととする。この上で、今後の課題等について述べながら結語を述べる。2006年度において、こうした IT 化の進展が予測される中、資産税の性質に与える影響を詳細に分析しておくことは必須である<sup>5)</sup>。なお、本稿では、国税としての資産税、所得税、消費税を扱うが、このような分析に比較的近い分析は、Liutang Gong と Heng-fu Zou [2002] でなされている。しかし、この論稿では連邦課税として所得税だけが扱われていて、連邦課税の視点があまり重視されていない。先述のこ

とからするなら、国税の視点を重視した税制分析はなされるべきである。また、当該論稿では、本稿で行うような資産税に関する、税額控除、公平性と効率性との関連性、納税協力費、IT化の影響、これらについての分析はない。

## II 最適資産税の枠組み

本稿では以下のような枠組みで、資産税についての考察を進める。

- ・課税対象国：1国
- ・線形税率：所得税（税率： $0 < t^i < 1$ 、税額控除： $k^i$ ）、消費税（税率： $0 < t^c$ ）、資産税（税率： $0 < t^p < 1$ 、税額控除： $k^p$ ）
- ・所得税は期首に課され、消費税は期中に課され、資産税は期末に課される。
- ・納税協力費（ $Cm$ ）は、一括で期末に支払われる。本稿では、この費用は納税者全員について同一額であるとする。
- ・線形の限界税率を考える。
- ・ベンサム型の社会的厚生関数

$$(W = \phi(v^1, v^2, \dots, v^n), \frac{\partial \phi}{\partial v^j} = 0, h \neq j, v)$$

間接効用関数)が考慮される。なお、下で示される $\mu$ はラグランジュ乗数である。

- ・各人は、消費、貯蓄、余暇で効用を最大化する ( $u(c_1^h, c_2^h, \dots, c_n^h : S^h : L^h)$ ,  $u$ : 効用関数) と考える<sup>6)</sup>。効用関数は、厳密に準凹であり、連續で2回以上微分可能であるとする。なお、納税者数は  $H$  人とし、 $1 - l$ (労働時間) =  $L$  とする。
- ・その他記号等： $w$ ：賃金率、 $s_h^*$ ：平均貯蓄性向、 $R$ ：税収、 $\lambda$ ：ラグランジュ乗数、 $z$ ：所得(下線付きはその平均値を示す。)、 $\gamma$ ：所得の社会的限界効用(下線付きはその平均値を示す。)。 $n$  個の消費財の各価格は 1 とする。

すると、個人の予算制約式、税収、間接効用関数は次のように示すことができる。

$$\begin{aligned} \text{予算制約式: } & (1-t^i)w^h l^h + k^i = \\ & (c_1^h + c_2^h + \dots + c_n^h)(1+t^c) + (1+t^p)s_h^* w^h l^h - \\ & k^p + Cm \end{aligned}$$

$$\text{税収: } R = \sum_h \{t^p s_h^* w^h l^h + t^i w^h l^h +$$

$$(c_1^h + c_2^h + \dots + c_n^h)t^c\} - H(k^i + k^p)$$

$$\text{間接効用関数: } v = v((1-t^i)w^h, (1+t^c),$$

$$(1+t^p), k^i, k^p, Cm)$$

$$\begin{aligned} \frac{\partial v}{\partial t^i} &= -w^h l^h \lambda, \frac{\partial v}{\partial t^c} = -(c_1^h + c_2^h + \dots + c_n^h) \lambda, \\ \frac{\partial v}{\partial t^p} &= -S^h \lambda, \frac{\partial v}{\partial k^i} = \lambda, \frac{\partial v}{\partial k^p} = \lambda, \\ \frac{\partial v}{\partial Cm} &= -\lambda \end{aligned}$$

ラグランジュ式は以下のように示すことができる。

$$\begin{aligned} L = \phi(v^1, v^2, \dots, v^n) + \mu [\sum_h \{t^p s_h^* w^h l^h + t^i w^h l^h \\ + (c_1^h + c_2^h + \dots + c_n^h)t^c\} - H(k^i + k^p) - R] \end{aligned}$$

ここで、最適課税論で一般的に導入されている、Diamond (1975) によって導入されたネットの所得の社会的限界効用( $\gamma^h$ )の概念を加味することにする。なお、この式は、所得税の場合を示しているが、資産税の場合も同様である。

$$\begin{aligned} \gamma_i^h &= \phi'_h \lambda + \mu t^p w^h \left( \frac{\partial s_h^*}{\partial k^i} \right) l^h + \mu t^p w^h s_h^* \left( \frac{\partial l^h}{\partial k^i} \right) + \\ & \mu t^i w^h \left( \frac{\partial l^h}{\partial k^i} \right) + \mu t^c \left( \frac{\partial \sum_d c_d^h}{\partial k^i} \right) \end{aligned}$$

では、税額控除と納税協力費との最適条件の解釈を行なう。

$$\begin{aligned} \frac{\partial L}{\partial k^p} = \sum_h \left\{ \phi'_h \lambda + \mu t^p w^h \left( \frac{\partial s_h^*}{\partial k^p} \right) l^h \right. \\ \left. + \mu t^p s_h^* w^h \left( \frac{\partial l^h}{\partial k^p} \right) + \mu t^i w^h \left( \frac{\partial l^h}{\partial k^p} \right) \right. \\ \left. + \mu t^c \left( \frac{\partial \sum_d c_d^h}{\partial k^p} \right) \right\} - \mu H = 0 \end{aligned}$$

$$\Leftrightarrow \sum_h \gamma_p^h = \mu H$$

この式では、資産税の場合の税額控除についての式が示されている。この式では、納税者全員のネットの所得の社会的限界効用の平均( $\gamma$ と記す。)がラグランジュ乗数(政府の税収一単位引き下げによる社会的限界効用)に等しい、ということが示されている。この式に関し、小西は、その式は、「税収は外生的に与えられており、その意味で政府規模は社会的最適水準ではなく、任意に与えられた水準にある。その任意の値に対して、税額控除を最適水準にする」<sup>7)</sup>と考える。本稿でも、この解釈は妥当性を持つ。なお、所得税の場合の税額控除の最適条件解釈も同様である。

次に、以下の納税協力費の最適条件であるが、これはすぐに理解できる。

$$\begin{aligned} \frac{\partial L}{\partial Cm} = & \sum_h \left\{ \phi'_h - \lambda + \mu t^p \left( \frac{\partial s_h}{\partial Cm} \right) w^h l^h \right. \\ & + \mu t^p s_h w^h \left( \frac{\partial l^h}{\partial Cm} \right) + \mu t^i w^h \left( \frac{\partial l^h}{\partial Cm} \right) \\ & \left. + \mu t^i \left( \frac{\partial \sum_d c_d^h}{\partial Cm} \right) \right\} = 0 \end{aligned}$$

ここでは、納税者全員の納税協力費によるネットの所得の社会的限界不効用の合計が 0 になることが示されているが、これは通常は満たされないことは言うまでもない。

本章の最後では、以下の税率の最適条件（各々の式を、A, B, C と表わす。）の解釈を行なう。

$$\begin{aligned} \frac{\partial L}{\partial t^p} = & \sum_h \left\{ \phi'_h (-s_h w^h l^h) \lambda + \mu s_h w^h l^h \right. \\ & + \mu t^p s_h w^h \left( \frac{\partial l^h}{\partial t^p} \right) + \mu t^p \left( \frac{\partial s_h}{\partial t^p} \right) w^h l^h \\ & \left. + \mu t^i w^h \left( \frac{\partial l^h}{\partial t^p} \right) + \mu t^i \left( \frac{\partial \sum_d c_d^h}{\partial t^p} \right) \right\} = 0 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \frac{\partial L}{\partial t^i} = & \sum_h \left\{ \phi'_h (-w^h l^h) \lambda + \mu t^p s_h w^h \left( \frac{\partial l^h}{\partial t^i} \right) \right. \\ & + \mu t^p \left( \frac{\partial s_h}{\partial t^i} \right) w^h l^h + \mu w^h l^h + \mu t^i w^h \left( \frac{\partial l^h}{\partial t^i} \right) \\ & \left. + \mu t^i \left( \frac{\partial \sum_d c_d^h}{\partial t^i} \right) \right\} = 0 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \frac{\partial L}{\partial t^c} = & \sum_h \left[ \phi'_h \{ -(\sum_d c_d^h) \lambda \} + \mu t^p \left( \frac{\partial s_h}{\partial t^c} \right) w^h l^h \right. \\ & + \mu t^p s_h w^h \left( \frac{\partial l^h}{\partial t^c} \right) + \mu t^i w^h \left( \frac{\partial l^h}{\partial t^c} \right) \\ & \left. + \mu (\sum_d c_d^h) + \mu t^c \frac{\partial \sum_d c_d^h}{\partial t^c} \right] = 0 \end{aligned}$$

A 式より、資産税率について以下の式が導出される。

$$\begin{aligned} t^p = & \frac{\sum_h \phi'_h s_h w^h l^h \lambda - \sum_h \mu t^p w^h \left( \frac{\partial l^h}{\partial t^p} \right) + s_h H \text{cov}(z, \gamma_r) - s_h \sum_h (z^* \gamma_r^* - z \gamma_r^* + z \mu) - \mu \sum_h l^h \left( \frac{\partial \sum_d c_d^h}{\partial t^p} \right)}{\sum_h \mu s_h w^h \left( \frac{\partial l^h}{\partial t^p} \right) - \mu l^h \frac{\partial \sum_d c_d^h}{\partial t^p}} \end{aligned}$$

なお、この式 (A') においては、以下の想定とスルツキー方程式が使用されている。税引き後賃金率は、 $(1 - t^i - t^c c_h - t^p s_h) w^h$  である。 $c_h$  は平均消費性向を示す。代替項は正である。ただし、

本稿では、考察の簡略化のため、

$$\left( -t^c \frac{\partial c_h}{\partial t^p} - s_h - t^p \frac{\partial s_h}{\partial t^p} \right) w^h = -\frac{\partial s_h}{\partial t^p} w^h$$

と考える。

$$\begin{aligned} \frac{\partial l^h}{\partial t^p} = & \left( -t^c \frac{\partial c_h}{\partial t^p} - s_h - t^p \frac{\partial s_h}{\partial t^p} \right) w^h S^h \\ & + \left( -t^c \frac{\partial c_h}{\partial t^p} - s_h - t^p \frac{\partial s_h}{\partial t^p} \right) w^h l^h \left( \frac{\partial l^h}{\partial k^p} \right) \end{aligned}$$

「 $\gamma$  は所得の限界効用の遞減を仮定すると、通常の場合には賃金率について単調に減少すると考えられる。また、労働供給の賃金率についてのバッカワード・ベンディングを無視するとすれば、 $z$  は賃金率について単調に増加するので、共分散は負である。」<sup>16)</sup>

更に、本稿では

$$\frac{\partial l^h}{\partial t^p} > 0, \frac{\partial s_h}{\partial t^p} < 0, \frac{\partial l^h}{\partial k^p} < 0, \frac{\partial \sum_d c_d^h}{\partial t^p} < 0$$

と考えて差し支えない。

すると、(A') の場合は、次のように解釈できる。分子・分母共に正であるとき、労働から余暇への代替効果が強く作用するほど最適税率は高い。また、このとき、所得分布の格差が大きく、あるいは、所得再分配の社会的要請が強いほど、税率は低くなる。このときには公平性と効率性とのトレードオフ関係が見られる。分子・分母共に負であるとき、非効率であり、不公平であるほど、最適税率は高くなり、公平性と効率性とのトレードオフ関係は見られない。典型的な最適線形所得税論等では、効率性と公平性とのトレードオフ関係があるために税率決定が困難であるとされてきたが、この分析ではそれが見られない。この点は注目に値する。しかし、本稿の範囲内では、分子・分母共に負であるときの具体的な状況を論じられない。この点は今後の課題としておく。

次に、B 式より、所得税率について以下の式が導出される。なお、所得税の場合の代替項には下線を引いてある。

$$t^i =$$

$$\begin{aligned} & \sum_h \phi'_h w^h l^h \lambda + \sum_h \mu t^p s_h (w^h) \underline{S^h} + \sum_h \mu t^p s_h (w^h) l^h \left( \frac{\partial l^h}{\partial k^p} \right) - \sum_h \mu t^p w^h l^h \left( \frac{\partial s_h}{\partial t^i} \right) + H \text{cov}(z, \gamma_r) - \sum_h (z^* \gamma_r^* - z \gamma_r^* + z \mu) - \sum_h \mu t^i \left( \frac{\partial \sum_d c_d^h}{\partial t^i} \right) \\ & - \sum_h \mu (w^h) \underline{S^h} - \sum_h \mu (w^h) l^h \left( \frac{\partial l^h}{\partial k^p} \right) \end{aligned}$$

この式では、次のスルツキー方程式が加味されている。

$$\frac{\partial l^h}{\partial t^i} = -w^h \underline{S^h} - w^h l^h \left( \frac{\partial l^h}{\partial k^p} \right)$$

本稿では、

$$\frac{\partial l^h}{\partial t^i} > 0, \frac{\partial s_h^i}{\partial t^i} < 0, \frac{\partial l^h}{\partial k^i} < 0, \frac{\partial \sum_d c_d^h}{\partial t^i} < 0$$

としても差し支えない。共分散については、所得税の場合でも同様に考えることが可能である。B式を参照するなら、分母は正である。よって、分子も正となる場合を考える。このとき、労働から余暇への代替効果が強く作用するほど最適税率は高い。また、このとき、所得分布の格差が大きく、あるいは、所得再分配の社会的要請が強いほど、税率は低くなる。このときには公平性と効率性とのトレードオフ関係が見られる。この結果は、最適線形所得税のトレードオフ関係と逆のトレードオフ関係である<sup>9)</sup>。

なお、A式とC式より、 $\frac{\partial l^h}{\partial t^c} = \frac{\partial l^h}{\partial t^p}$  という関係が見出されることを付言しておく。

では、C式より導出される、消費税率に関する以下の式を検討する。

$$t^c =$$

$$\frac{\sum_h \psi_h^i \sum_d c_d^h \lambda - \sum_h \mu t^p \left( \frac{\partial s_h^i}{\partial t^c} \right) w^h l^h - \mu \sum_h (t^h s_h^i w^h + t^h w^h) \left( \frac{\partial l^h}{\partial t^c} \right) - \sum_h \mu \sum_d c_d^h}{\sum_h \mu \left( \frac{\partial \sum_d c_d^h}{\partial t^c} \right)}$$

本稿では、

$$\frac{\partial l^h}{\partial t^c} > 0, \frac{\partial s_h^i}{\partial t^c} < 0, \frac{\partial c_q^h}{\partial z^h} > 0, \frac{\partial \sum_d c_d^h}{\partial t^c} < 0$$

として差し支えない。この式では、分母が必ず負になることから、分子が負になる場合を考える。課税による労働時間の増大が多い程、最適税率は高くなる。ここで、公平性についての分析をするため、まず、ネットの所得の社会的限界効用を考える。

$$\begin{aligned} \gamma_c^h &= \psi_h^i \lambda + \mu t^p \left( \frac{\partial s_h^i}{\partial z^h} \right) z^h + \mu t^p s_h^i + \mu t^i \\ &\quad + \mu t^c \left( \frac{\partial \sum_d c_d^h}{\partial z^h} \right) \end{aligned}$$

しかし、先のラグランジュ方程式をzについて偏微分すると、各人のネットの所得の社会的限界効用の和が0である、という式が示される。よって、通常の最適消費税における所得の公平性分析で使用される、Feldstein (1972) によって導入された、次のようなd財の分配特性( $\beta$ )の式を加味することは不可能である。

$$\beta_d = \frac{\sum_h \gamma^h \left( \frac{c_d^h}{\sum_h c_d^h} \right)}{\sum_h \frac{\gamma^h}{H}}$$

本稿での場合の消費税の所得公平性分析も、今後の課題の一つとしておく。

### III IT化の加味

取引や申告納税等のIT化によって、煩雑な作業の簡略化等による納税協力費の低下、取引活性化による賃金率上昇が見られるとする。このとき、次の関係が成立するとするが、本稿の内容からすると矛盾はない。

$$\left. \begin{array}{l} Cm \downarrow \\ w^h \uparrow \rightarrow l^h \downarrow (z^h : \text{一定}) \end{array} \right\} \Rightarrow s_h^i \uparrow (s_h^i \text{の税率に} \\ \text{一定})$$

このとき、最適資産税率は、 $\gamma$ の大きさが明確でない等の事情のため、上昇するか低下するか本稿の範囲内では判明しない。ただし、最適所得税率は上昇し、最適消費税率は低下する、という傾向が見られる。

### IV 結語

本稿では、所得税、資産税、消費税という三つの国税が課された場合の、税率、税額控除、納税協力費の最適条件について解説した。更に、その解説に取引や申告納税のIT化がどのような影響を与えるか、という点も少し考察した。こうした点は納税者にとり非常に身近な問題である。とりわけ最適課税の視点からの国税としての資産税の詳細な分析はなされてこなかった。この中で、資産税について、公平性と効率性とのトレードオフ関係がない場合があることが分かったが、2007年度日本においても、経済活性化、あるいは、所得分配の公平性が求められており、そうした場合の詳細な分析は求められると考えられる。

本稿の分析と、本稿での考察と比較的近い分析がなされる Liutang Gong と Heng-fu Zou [2002] の分析とを少し対比させておく。この論

稿でも、所得税、資産税、消費税の3税が扱われていることは序文で述べたとおりである。しかし、この論稿では Fiscal Federalism について考察されていて、連邦政府が所得税を課し、地方政府が資産税と消費税とを課す、という枠組みがそこでは設定されている。更に、そこでは、連邦政府が leader であり、地方政府が followers であるという設定をした game theory が加味されている。この設定はよく使用される、とされている。しかし、この場合、連邦政府の課税に関する分析が不足していることは言うまでもない。この点に配慮がなされていれば、当該分析はより深いものになったと考えられる。ただ、政府間財政関係を扱っていて、本稿での考察にはない視点が見られる。この視点を交えれば本稿の考察はより深いものになるであろう。こうした課題以外にも、本稿での考察中で幾つかの課題に触れた。こうした課題には今後取り組んでゆければと考える。

#### 注

- 1) 税制調査会基礎問題小委員会
- 2) [新谷清編『税制参考資料集』日本租税研究協会、2007年] 他参照。
- 3) [拙稿「資産課税——諸側面からの考察——」『税制研究』51号、税制経営研究所、2007年] 他参照。  
ミクロ経済学については、[武隈慎一著『ミクロ経済学』新世社、1999年] 他を参照されればと考える。
- 4) このような研究は、あまり数は多くないが、  
[Coates, D. (1993). "Property tax competition in a repeated game." *Regional Science and Urban Economics* 23 (North-Holland): pp. 111-119.,

Geoffrey K. TURNBULL, Y. N. (1986). "THE OPTIMAL PROPERTY TAX WITH MOBILE NONRESIDENTIAL CAPITAL." *Journal of Public Economics* 29 (North-Holland): pp. 223-239. Liutang Gong, H.-f. Z. (2002). "Optimal taxation and intergovernmental transfer in a dynamic model with multiple levels of government." *Journal of Economic Dynamics & Control* 26 (ELSEVIER): pp. 1975-2003.] 等においてなされてきた。また、L. Kaplow が説いた最適課税の視点からの相続税分析への批判は、[K. B. Beckman (2006) "Optimal Taxation of Bequests" *Acta Oeconomica* 56. 2, pp. 167-182.]においてなされている。

- 5) [<http://www.e-gov.go.jp/>] 他で電子政府について説明されている。電子マネー、証券の電子化、等を考えればすぐに分かるように、電子商取引についてもその進展が著しい。
- 6) 効用関数に貯蓄を考慮した例として、[本間正明、跡田直澄、岩本康志、大竹文雄著「直間比率の経済分析——効率と公平のジレンマ——」一橋大学経済研究所編集『経済研究』第36巻第2号、岩波書店、1985年4月] が挙げられる。
- 7) 小西砂千夫著『日本の税制改革——最適課税論によるアプローチ——』有斐閣、1997年, p. 82。
- 8) 小西 (1997年), 同書, p. 83。
- 9) 本稿は所得税分析を主としていないため、この点の詳細な分析は今後の課題としておく。

(おおはた さとし

国立民族学博物館 外来研究員)

# 小森治夫『府県制と道州制』

現在、日本の地方自治は戦後最大の危機にある。政府は「地方分権」の掛け声のもとに、三位一体改革、市町村合併そして道州制と着々と新たな中央集権化を進めようとしている。小森治夫著『府県制と道州制』(高蔵出版、2007年)は、こうした動向に警鐘を鳴らし、歴史的考察を加えながら地方自治を守り発展させることの今日的意義を明らかにした好著である。

FUJITA Yasukazu  
藤田 安一



### I

近年、市町村合併や三位一体改革など地方行財政の枠組みを決定する重大な改革が行われてきた。そして現在、道州制に向けて活発な議論が展開されようとしている。それらに、いずれも共通する理念は「地方分権」の推進である。しかし、一見して地方分権と逆行すると思われる改革も、地方分権の名の下に実行されてきた感がある。

そろそろ私たちは、これら地方行財政改革が、

その看板どおりに地方分権を推進させるのか、それとも地方分権に逆行するのかを冷静に検討すべき時期にきている。そうでないと、気がついたときには地方自治体が住民の手から遠くはなれ、中央政府の出先機関に逆戻りという、取り返しのつかない事態ならないとも限らない。今こそ、その見極めが大切な時である。

こうした観点に立って、この間、実施された市町村合併や三位一体改革を検討した上で、道州制導入の問題点を明らかにしようとする際、小森治夫氏の『府県制と道州制』(高蔵出版、2007年)は、まさにタイミングで大いに参考とすべき好著である。以下、その理由について述べよう。

## II

現在わが国の府県制度は、戦前の広域的地方制度である府県制から戦後の地方自治法の体系へと移行し、その後、1999年に制定された地方分権一括法による機関委任事務の廃止によって「自立」した広域自治体へと変遷を遂げてきた。そして、さらに最近では、経済のグローバル化や産業構造の変化および市町村合併による基礎自治体の規模の拡大によって、広域自治体としての府県のあり方を再考すべきだとして、その見直しが迫られている。

とはいっても、その見直しが道州制の導入へと直結するわけではない。なぜなら、広域自治体と一口に言っても、その制度には次の4形態が考えられるからである。

まず第1に、広域連合があげられる。この制度は現在の府県や市町村を残したまま、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務に専門行政を推進するもので、1994年の地方自治法の一部改正によって創設された制度である。

第2に、府県合併である。これは府県・市町村という地方自治制度を前提に、府県の区域を広げるものである。府県の配置分合には、憲法95条の規定により、住民投票による過半数の同意を必要としていたが、2004年5月に地方自治法の一部が改正され、関係府県議会の議決を経た申請に基づき、内閣が国会の承認を得て決定できるよう手続きが簡素化された。

第3に、道州制である。この制度は現行の府県制を廃止し、全国を数ブロックにわけ、府県にかかる広域自治体として道または州を置くもので、現行の国の権限を道州に大幅に移譲し地方分権を強化しようとする制度であるとされている。

第4に連邦制である。この制度は全国をブロックに分け、そこに行政権のほか立法権や司法権を有する高度な自治権を持った独立国家の性格を有する支分国（州など）を置く制度である。

以上の形態の中で広域自治体制度として、この間、なぜ道州制がアリアリティをもって議論されてきているのか、その理由を次に見ておこう。

従来から、現行の府県制度を改革する理由として、さまざまな主張が述べられてきたが、およそ

次の4点に集約することができる。

第1に、現行の府県の区域と実際の経済・生活圏とが乖離し、広域的な行政需要への対応が困難となっている。

第2に府県がおかれている社会環境や地域経済の不均等な発展によって、府県間の規模や能力の格差が拡大しているので、その格差を是正する必要がある。

第3に、市町村合併や地方分権の進展によって、国と府県あるいは府県と市町村との新たな政府間関係の構築が必要である。

第4に、国・地方ともに極めて深刻な財政危機に見舞われているため、この対応策として強力な行財政のスリム化を図るべきである。

このうち、従来からの第1と第2の主張に加えて、最近、特に第3と第4の考えが強調されるようになってきた。1と2の理由であれば、とりたてて道州制にこだわる必要はない。しかし、3の市町村合併や地方分権の進展、および4の行財政のスリム化という行革の視点が強調されると、屋上屋を架すとみなされがちな広域連合や、行革の視点を欠く府県合併は後景に退くことになる。そのため、道州制と連邦制に絞られる。

しかし、連邦制は行政権の権限分割にとどまらず、立法権や司法権の権限分割にまで及ぶため、連邦制への移行は、国家形態の変更または国家構造の再編成そのものであり、憲法の大幅な改正が必要となる。加えて、連邦制は「歴史的・文化的・社会的に一体性、独立性の高い連邦構成単位の存在が前提となる」が、わが国にはその前提条件を欠くため、第27次地方制度調査会において、広域自治体制度の中から連邦制という選択肢がはずされた経緯がある<sup>1)</sup>。

それにかわって、最近、がぜん道州制が今まで以上にクローズアップされてきた。その直接の契機は、市町村合併の進展にある。これまで3,232（1999年3月31日現在）あった市町村の数が1,820（2006年4月1日現在）へと減少した。それを論拠に、これまで市町村に対する府県の役割とされてきた広域、連絡調整、補完、この3機能のあり方が見直されて当然であるかのように、道州制の導入が議論されている。

こうして現在、市町村合併から道州制への道が、いよいよくっきりと敷かれてきたのである。しかし問題は、小森氏が述べているように、府県の果

たしてきた役割について十分な検討がないまま、最初から道州制ありきの拙速な議論だけがすすんでいることである。

したがって、まず第1に、府県の歴史を振り返りながら府県制の役割を再評価しようとする本書の意義は大きい。その際、府県の役割に関して、広域行政の担い手であると同時に、狭域行政の守り手であるという、二重の視点から論じられている。

市町村を越えた広域的な自治を発展させるとともに、市町村やコミュニティなどの狭域的な自治を守るという府県の二重の役割は、戦後改革にもかかわらず、その発展が著しく阻まれてきた。すなわち、戦後わが国の府県は、憲法における地方自治の制度的保障の下で「完全自治体」と位置づけられながらも、依然として中央集権的な行財政システムの中で、機関委任事務と国庫補助金をテコに国家の地方支配の中継点となってきた。

しかし、こうした制約を受けながらも府県が、高度成長期の「革新自治体」の誕生にみられるように、その広域的・総合的機能を発揮して、都市問題への対応や公害・環境問題への対応について住民の生活と健康を守る上で果たしてきた役割は高く評価されてよい。

さらに、地方分権化の一層の推進が求められ、かつ、ますます格差と住民の貧困が深刻な社会問題となり住民生活の不安定化が増している現在、道州制構想に代わる「府県連合」の創設を視野に入れ、市町村を越えた広域的な自治を発展させるとともに、市町村やコミュニティなどの狭域的な自治を守るという府県制の可能性について、真摯な検討がなされている本書の意義は大きい。

### III

本書の第2の意義は、道州制に関し、歴史的に道州制が中央集権化の手段として構想されてきたこと、そして現在議論されている道州制も、その延長線上にあることを明らかにしている点である。

ともすれば、現在提案されている道州制が「地方分権」を推進するためという触れ込みで宣伝されているために、ついそれに惑わされてしまう。それに対して小森氏は、戦前・戦後の道州制構想を検討し、それぞれの道州制構想が提案された背

景とその内容、および時代的意味について考察し、全体としてわが国の道州制は、地方自治を発展させるために構想されたというよりも、反対に中央集権化を強化するための道州制として提案され、そして、現在の道州制も、その例外ではないことを明らかにしている。

現在、政府によって検討されている道州制の問題点を明らかにするためには、最近実施された市町村合併<sup>2)</sup>や三位一体改革<sup>3)</sup>の実体をみておかなければならぬ。

まず、市町村合併の経験から、道州制においても共通して考えられる問題点を取り出すことは困難ではない。

第1に、道州域内での格差の拡大である。旧府県の所在地がさびれ、その犠牲の上に道州庁所在地が栄え、道州内での一極集中化が起こる。

第2に、財源の問題である。現在、国による地方交付税の大幅削減が継続されており、自治体財政はいっそう危機的状況を深めている。第28次地方制度調査会の最終答申では、「国からの事務移転に伴う財政需要の増加について適切な税源移譲を行うことに加え、偏在度の低い税目を中心とした地方税の充実などを図り、分権型社会に対応し得る地方税体系を実現する。」<sup>4)</sup>という極めて抽象的な記述になっている。これでは、道州制が実施された場合、この財源問題が解決されるという保障はない。

第3に、行政がますます住民から遠ざかっていくことである。現在、地方制度調査会の道州制案によると、わが国を9~11の道州に分割することが考えられている。すると、日本の人口は1億2,000万人だから1道州の平均人口が1,000万人を超えることになる。世界において人口1,000万人以下の国は、世界237カ国うち半数以上にあたる157カ国も存在している。この中には、スウェーデンやオーストリア、スイスなど日本にとってなじみのある国も多い。このような規模を持った道州を、そもそも地方自治体と呼べるのであろうか。

現在の府県でも、住民にとっては遠い存在とみなされがちである。ましてや、さらに広域化された道州の下では、住民の参加機会は保障されず一挙に住民自治の形骸化が進む危険性がある。政府が進めようとしている道州制には、それを食い止め、住民自治を発展させようとする視点が極めて弱い。したがって、住民の立場に立って分権型社

会をどのように構想するかという観点がないのが特徴である。かつて、この点を指摘した全国知事会の批判は鋭い。

「これまでに国から提起された道州制議論は、『地方分権の実現』といったような美名であらわれるが、国の財政事情が悪化したときに繰り返し出されるなど、地方制度改革を国家財政再建のツールとしか考えていない。住民の立場に立って分権型社会をどのように作っていくかといった自治の根本的理念をまったく描かないまま提起している。」<sup>5)</sup>

元来、地方自治は団体自治と住民自治とを構成要素とする。団体自治とは、国の内部において国家から独立した地方自治体が存在し、この地方自治体によって、地域の政治や行政を処理することを言う。他方、住民自治とは、その地域に住んでいる住民が、積極的に地域の政治や行政に参加することによって、それを自分たちの意思と責任で処理することを言う。

問題は、この団体自治と住民自治との関係をどうみるかという点である。国家からの監督や関与を出来る限り排除しながら、中央政府から独立して意思決定を行う団体自治の重要性は、言うまでもないが、この団体自治は、住民が積極的に地域の政治や行政に参加する住民自治によって支えられる。いわば、団体自治という地方分権の枠組みは、住民自治という民主主義の内容によって保障される必要がある。その意味において、住民自治は地方自治の根幹をなすと言える。それにもかかわらず、この住民自治を発展させるという視点を欠いているのは、道州制の致命的欠陥である。

## IV

次に、三位一体改革からみた道州制の問題点である。

三位一体改革は、2006年度をもって一応の終結をみる。2003年度から始まったこの4年間の改革は、地方自治体にとって全くの期待はずれに終わった。国の「ひもつき補助金」を減らし、その分、税源移譲されれば地方の自主性が高まるのではないか。この観点からすれば、公共事業関係の国庫補助負担金が、まず最初に改革の対象とされなければならないはずであった。しかし現実には、財

務省など関係省庁の執拗な抵抗によって、公共事業関係の国庫補助負担金は、ほとんど手がつけられずに終わった。

その代わり、税源移譲の対象になったのは義務教育費や国民健康保険、児童手当など、およそ地方自治体にとっては裁量の余地のない義務的経費にすぎなかった。この分野の税源移譲が行われ一般財源化された場合、心配なことは第1に、地方自治体によっては教育や福祉の経費が削られ他の分野に回されることも大いにありえること。第2に、地方自治体の人口や所得水準によって財源の地域間格差が拡大することである。それにもかかわらず、本来、この問題に対応すべきはずの地方交付税制度の機能は弱められ、今後ますます地方交付税が削減されていくとしている。

これでは、地方自治体の自主性が高まり地方分権化が進展するどころか、国庫補助負担金と地方交付税の削減に比べ、わずかの税源移譲と引き換えに、地方財政の危機は一層すすむ結果となったのは当然のことである<sup>6)</sup>。そもそも政府にとって、三位一体改革の最大の狙いは、同時期に行われた市町村合併と同様に、もっぱら国の財政再建を優先するため、地方自治体への国の財政支出を削減し、地方分権化に歯止めをかけることにあったと言わべきであろう。

以上、三位一体改革の経験から、道州制問題を考える際、考慮すべき点は、

第1に、税源移譲に関して財務省など関係省庁は猛烈な抵抗を行ったことである。

第2に、地方分権よりも国の財政再建を優先しようとする政府の姿勢である<sup>7)</sup>。

三位一体改革から浮き彫りになったこの2つの問題点は、道州制の導入を考える場合、決定的な意味を持つ。なぜなら、地方制度調査会が答申した道州制は、単なる地方自治体のあり方ではなく国と地方の役割を徹底的に見直した上で、国の出先機関が持つ権限の道州への移譲と財政の大幅な移譲とを前提としているが、この前提のいずれも行われるという見通しのないことを証明する結果になったからである。

かつて地方分権推進委員会は、「地方分権推進にあたっての基本的考え方」(1995年)を公表し、この中で次のように述べていることは注目すべきである。

「地方分権を推進するためには、いわゆる道州

制の導入など現行の地方制度そのものを見直すべきであるとの意見があるが、まず、地方公共団体に十分な権限や財源を付与することを急ぐべきであり、当面現行の市町村（府県）という二層制の地方制度を前提に、基礎的自治体としての市町村および広域的自治体としての府県の役割分担を踏まえつつ、地方分権を推進すること」

みるよう、地方分権を推進するためには道州制の導入を急ぐ前に、まず現在の地方自治体への権限と財源の移譲を優先して行うべきであり、道州制の導入は、このような分権改革が行われた後に検討されるべき課題であると位置づけた。今まさに、こうした視点に立つことが必要であり、この間に行われた市町村合併にしても、あるいは三位一体改革にても、地方分権の推進に寄与したとは到底言えない内容であったことを考慮すると、ますますその感を強くせざるを得ない。

したがって、地方分権が未熟のままで、道州制が早急に導入されるようなことになれば、地方分権を拡大し地方自治を前進させる「自動的道州制」ではなく、集権的構造を温存したまま、国の出先機関的機能を果たす「集権的道州制」に帰結することになるであろう。

## V

最後に、本書にある市町村合併の記述（その内容は、本書掲載のⅢの第2章「平成の市町村合併」や補論1の「合併のメリット論とデメリット論」にみられる）に注目していただきたい。なぜなら、市町村合併は、これで終わったわけではない。重大なことは、政府はこの道州制の導入を、さらなる市町村合併の実行と一体となって進めようとしているからである。

その状況を、合併新法（市町村合併の特例等に関する法律）の制定にみることができる。この法律は、旧合併法が2005年3月末日に期限が切れたことに基づいて、さっそく2005年4月1日から2010年の3月末日までの5年間の時限立法として成立したものである。

合併新法は旧法と比較すると、地方税の不均一課税、議員の在任特例、人口3万人以上であれば市になることができる3万人特例などの旧特例法

の特別措置は存続される。しかし一方、合併特例債は廃止となる。また、合併算定替の特例期間が旧法では10年であったが、新法では5年に短縮される。したがって、新法は旧法に比べると、自治体にとって財政上の利点が極めて小さい。

そのため、今後の市町村合併には、これまで以上の強制力を伴うことになる。合併新法では、それを、①総務大臣が、市町村合併を推進するための基本指針を策定する。②府県は、この基本指針に基づき、市町村合併の推進に関する構想を策定する。③府県知事は、この構想に基づき、市町村合併調整委員会を任命し、合併協議会に係る斡旋や調停を行わせることができる、④府県知事は、合併協議会設置の勧告を行うことができる。⑤勧告を受けた市町村長は、合併協議会の設置を議会にはかり、否決された場合には、住民の6分の1以上の署名により、または市町村長が住民投票を請求することができる。⑥府県知事は、合併協議会における市町村合併に関する協議の推進に関し勧告を行うことができる。

以上のように合併新法では、国が知事や市町村長を使って強力に合併を推進させる内容となっている。

そもそも、政府は2000年の閣議において当時3,200余りあった市町村を1,000にするという目標を立てた。しかし、市町村合併の結果、1,820の自治体になったとはいえ目標達成率は55%程度に終わってしまった。これは「昭和の大合併」の95%<sup>8)</sup>という達成率に比べると、決して満足できる数字ではない。そこで、再び、ということであろう。

また、これまで道州制の導入を積極的に働きかけてきた財界は、「活力と魅力溢れる日本をめざして」（日本経団連、2003年1月）において300程度の自治体を提案した。さらに、経済財政諮問会議がまとめた「日本21世紀ビジョン」（2005年4月）では、人口30万人規模の基礎自治体を目標に掲げた。いずれも、それを実現しようとすれば、今後さらに強力な市町村合併を行わなければならないことになる。

こうして、道州制の導入は住民自治はおろか団体自治をも侵害し、全体として地方自治の空洞化をもたらすことになるであろう。

注

- 1) 第27次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」(2003年11月13日)を参照。
- 2) 詳しくは、拙稿「市町村合併と自治体財政」(『鳥取大学教育地域科学部紀要』第4巻第2号、2003年)を参照。
- 3) 詳しくは、拙稿「三位一体改革が地方財政に与えた影響に関する一考察」(『地域学論集』第3巻第1号、2006年)を参照。
- 4) 第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申について」(2006年2月28日)。
- 5) 全国知事会道州制研究会「道州制研究会における審議経過」2005年3月。
- 6) 詳しくは、拙著『地方行財政改革の課題と展望』

(2006年、米子プリント社)および拙稿「現代地方財政の破綻と再生」(『地域学論集』第2巻第3号、2006年)を参照。

- 7) 地方分権よりも国の財政再建を優先させようとする姿勢を批判したものとして、岩崎美紀子「三位一体改革と地方分権改革推進会議」(『地方自治』2003年7月号)が興味深い。
- 8) 「昭和の大合併」においては、町村合併促進基本計画(1953年10月30日閣議決定)により、町村数を3分の1に減少させることを目標として取り組まれた。その結果、当時9,868あった市町村が1961年には3,472に減少した。

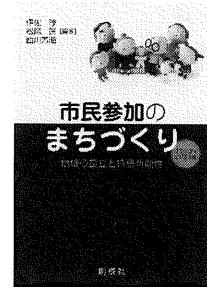
(ふじた やすかず 鳥取大学地域学部教授)

## 書評

伊佐淳・松尾匡・西川芳昭編著

# 『市民参加のまちづくり（コミュニティビジネス編）地域の自立と持続可能性』

創成社 2007年1月 本体価格 2310円



本書は、05年の「事例編」「戦略編」、06年の「英国編」に続いて出されたその完結編である。この本は、タイトルの「市民参加のまちづくり」という枠組みを超えて、これから社会進歩の方向を示唆する実践と理論の問題提起の書という内容を有している。それはこの本の成り立ちが大学の公開講義と本づくりが連動し、編著者である西川、伊佐、松尾の3人の大学教授・研究者が、それぞれ個性ある発言を行いながら、絶妙なチームワークとリーダーシップをもってこの本づくりを推進したことと関わっている。

## I 特色ある事例と「まちづくり」発展の基本的施策からの問題提起

「九州の社会経済状況」において川口は、コミュニティ・ビジネスが求められる背景について、「今日の地域に顕在化する課題の解決には、主体が誰であれ長期継続的な取り組みが求められる。たとえば、人材育成やまちづくりは一朝一夕には成就しない。そして経済基盤に乏しい地域住民が長期間継続的に地域課題の解決に取り組むためには、家計に負担をかけることのないよう、提供するサービスに対する最低限の対価を得なければならない。そこで、コミュニティ・ビジネスが求められているのである。」と的確に述べている。

コミュニティ・ビジネスの起業や発展の大きなネックは資金不足であるが、伊佐・西川は、「地域の発展とユニークな資金供給システム」について、日本の市民バンクをはじめ、サウス・ショアバンク、グランミンバンク等の事例を考察し、そのるべき方向について「外部者がかかわるマイクロファイナンスシステムと、内発的発展のイニシアティブとの整合性が追及され、エンパワーされた住民が公共投資によるインフラを活用・維持できるようになることによって開発が実現し、逆にそのことによってマイクロファイナンスの持続性が担保されるのではないか」と述べている。これは、地域格差の拡大状況のもとで、過疎地域を含む格差下位地域の重要な課題であり、市民活動家、社会的責任企業家、自治体等が協働して取り組むべき喫緊の課題である。

コミュニティ・ビジネスの起業を地域社会に役立てるほどのものにするには資金と共に起業展開の確かな支援が必要である。そのために、金森は、「キャパシティビルディングと中間支援NPO」で、NPOのキャパシティ（組織基盤=事務局機能を担うコアスタッフ）ビルディング（それを維持する資金提供）をNPO支援基金が行うシステムが必要であるという。日本の行政の支援は、人件費を認めない補助金が多く、失敗のリスクを小さくするために費用対効果も小さくなってしまうが、肝心な効果が不明になる結果を招いている。これではNPOも行政もいつまで経っても活動が貧弱のままであり、欧米のような自治体行政スタッフと中間支援NPOの両方に経験豊かな人材が活動している状態は現れない。少子高齢化、子供と社会の接点の希薄化、対高齢者サービスの低下等の同時進行、財政赤字を鑑みれば、欧米先進国以上にキャパシティビルディングに貢献できる中間支援機能が社会のインフラストラクチャとして必要とされているという。これからまちづくり・地域づくりの核心を突く指摘である。

「まちづくり」の事例の中で、特にそのユニークさが注目されるのは、「宮崎におけるコミュニティ・ビジネス——『文化』と『ネットワーキング』を核とした地域再生への取り組み」（根岸）と「総合型地域スポーツクラブと『コミュニティ・ビジネス』」（中西・行實）等の事例である。前者は、数千人規模の「宮崎映画祭」を起点とする映画、コンサート、演劇、講演会等の常設映画館運営に始まる（特）宮崎文化本舗を中心とする活動である。それは、市民活動の事務局代行業務をも行い、市民活動の支援と相互のネットワーク形成の支援を行う「芸術文化のまちづくり」という柱に加えて「NPO間相互のネットワーク」という柱を打ち立て、さらに、その発展として、「みやざきNPOハウス」という市民活動、NPO法人活動、コミュニティ・ビジネス等のインキュベーション施設を03年に設立させていたのである。

後者は、これまでのスポーツ愛好者のチーム型クラブと違って、地域を基盤に総合型地域スポーツクラブを全国に作っていくという事例である。また、これは

文部省から日本体育協会へ委嘱・委託された事業をベースに地域住民を巻き込むコミュニティビジネスの展開が期待され、各地域で取り組まれている活動である。本書では、その他にも開発途上国支援やフェアトレード等の対外的なコミュニティ・ビジネスの事例も分析され、コミュニティ・ビジネスの多様な形態でのまちづくりとの関わりが析出されている。

## II コミュニティビジネス論と 新しい社会経済の在り方論について

本書は「市民参加のまちづくり」というメインタイトルからは想像できないほど、今後の地域社会や社会経済システムの在り方、転換の方法の理論的な問題提起や示唆が出されている。それは、主としてNPOや協同組合等の第3セクターの台頭と呼応するコミュニティ・ビジネス論と新しい社会経済の在り方論として提示されている。

「市民参加」というタイトルに関わる「参加」概念について、北野は、「『参加』概念をとりまく思想と言説の検討」で、プランニング理論の4つの伝統をベースに分析している。1社会改良の立場では、住民の参加は限定的・受動的であり、上からの計画・企画に住民が一つの手法として参加するもの。2政策分析では、住民のエンパワーメントが開発主体にとって持続可能なものなら「参加」は歓迎すべきものになる。3社会学習では、一定の枠組みの下では2と同じになり、主体的な住民のエンパワーメントと関連付けていく場合は上二つとは違う。4社会変革では、「参加」は、住民のエンパワーメントによる社会経済システムの再編成の手段であり、経済成長等の既存思考への対抗への参加につながる。「市民参加」も参加概念の多義性に留意して考えることに注意を促している。

伊佐は既に「戦略編」(05年)の「企業、NPO、CB民間組織による地域づくりの視点」において、コミュニティビジネス・CBの定義について、行政の定義等を丁寧に検討しつつ、次のような「再定義」を示している。それは、「地域住民」が主体となり、「ビジネス的手法」を用いて、「利益の追求」をしつつ「地域コミュニティの問題解決や生活の質の向上・福祉の充実」のために取り組む組織、というものである。そして、企業では社会的貢献や「企業市民」等の動きに見られるようなNPO化が進み、NPOではビジネス的手法による営利化傾向が進み、その過渡的存在或は橋渡し的役割としてCBがあるという位置づけをして

いる。このような第2、第3セクター、場合によっては第1セクターを含めた混合領域のいわゆるハイブリッドな「新しい事業体」の理論的検討は、ヨーロッパで先行する「社会的企業」論と共に、新たな社会経済システムの構築にとって取り組まれるべき不可避の課題である。

西川は、「地産地消とコミュニティ・ビジネス」において、独自のCBの考え方を提示している。「地域を発展させるためには、地域が持つ固有価値を開発するとともに、有効価値(=固有価値×享受能力)を生産できるような社会システムを創りだす仕掛けづくりが必要とされる。」その地域の固有価値を「地域住民や地域外に住む都市住民が享受することができなければ地域の開発は行われない。」その仕掛けが地産池消を推進するCBの展開であるという。ここには、農村地域の内発的発展と環境保全の考え方方が埋め込まれており、新たな社会経済の仕組みづくりの視点からも注目に値する。

松尾は、「市民事業の経済倫理としての商人道」において、市場セクターでも行政・国営セクターでもない「第3セクター」、NPO、協同組合等の地域に根ざした事業（コミュニティ・ビジネス）の発展の在り方を、「日本の商人道」に関わせるユニークな方法で論じている。社会や事業における人間関係のあり方を、自立した個々人が形成する開放体系=アソシエイションと閉鎖的で個々人を埋没させる集団=身内共同体に分けて、アソシエイション的人間関係を目指す市民事業の掲げるミッションや道徳は、「市場の倫理」（身内でなく顧客の信頼を優先するという外的な開放関係を指向する市場原理は一種のミッション理念を有する）であり、それは日本の商人道として近江商人のそれや石田梅岩の商人道のなかにあるものだ、と主張する。そこには市場システムおよびそのステークホルダーに関する興味深い重要な検討課題があるが、日本の商人道論も含め、さらに論議の深化を期待したい。

ますます困難な社会的課題を生み出している少子高齢化、コミュニティの弱体化、地球環境危機等に対応していくために、現実と論理を連結する新たな社会経済の仕組み論、あるいはそれへの転換論が強く求められている。本書は、多様で難しい現状から湧き上がるような活動と理論の掘り起しを実行することにより、そのような課題に応える豊かな知力を我々に与えてくれる。

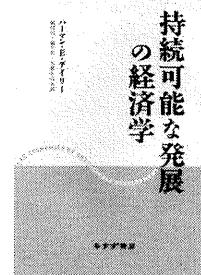
（藤田暁男 金沢大学名誉教授）

## 書評

ハーマン・E・デイリー著 新田功・藏本忍・大森正之共訳

**『持続可能な発展の経済学』**

みすず書房 2005年11月 本体価格 3990円

**I はじめに 本書の著者と特徴**

本書はいわゆる近代経済学の理論に基づきながら、現代の支配的な経済学である新古典派の矛盾点を指摘し、人類が直面する課題を分析、持続可能性の方向を示唆するものである。新自由主義全盛の時代にあって、特に世界銀行やIMFといった機関で働きながら経済のグローバル化に疑問を投げかけることは、困難を伴うことであろうと想像される。

著者ハーマン・デイリーはヴァンダービルト大学で博士号を取得した後、ルイジアナ州立大学等多くの大学で教授等を歴任した。1988年から94年まで世界銀行に勤務し、環境部で研究に従事していた。その間の1992年に提出された『発展と環境』と題した『世界開発報告』について批判的な意見を述べている。彼は世界銀行では少数の環境派であり、世界銀行の多数派とは対立していたという。ワールドウォッチ研究所の理事を務める傍ら、資源・環境・人口問題等に関する100を超える論文を発表、国際的な賞を多数受けている。

環境や開発、格差といった諸課題に取り組むとき、まず混乱をきたすことは「持続可能な発展(sustainable development)」の定義である。彼は本書の冒頭においてそれを明確にするために「環境の扶養力を超えてしまうような成長を伴わない発展」、すなわち発展は質の改善であり、成長は量的拡大を意味するという。デイリーは世界銀行の積極的な面としてその環境基準が加盟諸国の基準よりも高いことをあげているが、同時に世界銀行は一種の教会であり、その神学的経済学はMITを拠点とする経済学者で占められているとも皮肉っている。彼は1994年に世界銀行を去った後学究生活に戻り、MIT出版局とさまざまな軌跡を抱えながらこのような著書の発表にいたった。MIT出版局の編集者の中には必ずしもデイリーの考えに同調しないスタッフもいたらしい。

本書の各部において、はじめに各テーマについて現状を観察することから見える問題を提起し、その実例をあげた上で現在支配的な理論と彼自身の考えを述べている。

**II 本書の構成と概要**

本書は序章とIからVII部に分けられた第1章から第15章で構成されるが、そこでそれぞれの理論および理論の根拠や思想と提示者と運用者、現状分析が実例を伴いながら述べられている。現代の経済を語るとき環境や格差問題および価値観の違い等は避けられない問題である。

I 「経済理論と持続可能な発展」では持続可能のためには「定常状態」への移行が求められるが、それはミクロ経済学においては最適規模が認識されるのに対し、マクロ経済学ではその制約は理論のなかで想定されなくなる。デイリーはマクロ経済が生態系の下位システムであり、マクロ経済にも最適規模があるというビジョンを基礎にして論じている。後の章で詳細に述べているが、地球上のエネルギーの利用に関してジョージエスクレーベンは『エントロピー法則と経済過程』で、生態系が閉鎖系であることを理解させるのに必要な理論であり、その適切なモデルとして砂時計をあげている。通常、生産活動や消費において資源エネルギーの代謝はインプット(投入量)とアウトプット(産出量)として表現されるが、彼はそこにスループット(処理量、本書では通過物)を加えている。どのようにして投入と产出を定常状態へ移行するか、そのためには量的拡大を目指す成長ではなく、質の改善という発展が必要という。一連の代謝においてスループットは低エントロピーの原材料が最終的に高エントロピーの廃棄物に変換される。

II 「政策の運用と持続可能な発展」では第4章でマクロ経済の三つの問題点として、経済という下位システムの現在の大きさ、なれる大きさおよびあるべき大きさをあげる。そして投資を自然資本へシフトすべきであると述べている。第5章で環境的に持続可能な発展のために世界銀行に対して望ましい投資のありかたを①自然資本の消費を所得として計算しない、②労働と所得へは少なく、スループットにはより多く課税する、③短期的には自然資本の生産性を最大化し、長期的にはその供給量の増加に投資を、④自由貿易等のゲ

ローバルな経済統合志向から脱却し、より国民主義的な方向を目指すことを提言している。

IIIでは「国民勘定と持続可能な発展」というテーマのもとに、第6章で持続可能な所得の概念をヒックスの定義を修正した「持続可能な社会的国民純生産」 $SSNNP = NNP - DE - DNC$ (自然資本の減耗償却)を提示している。第7章の「持続可能な発展と国民経済計算」においては前章の提案をふまえ、従来の国民経済計算と評価手続きとの矛盾を修正する変更を提案する。経済発展が抱える矛盾は将来にわたって持続可能でもなければ、現在でも一般化することが不可能であり、技術樂觀論者を痛烈に批判している。

IV「人口と持続可能な発展」の序論で彼は限りある資源フローのなかで、利用可能な資源を能力いっぱいを利用して稼働している世界では、一つの要因(人口)が増えることが他の要因(人工物)が減少することを意味するという。金持はますます金持に、貧乏人はますます子沢山になる。すなわち、貧困を生み出す社会的要因として、マルクスの生産手段を所有しないことと、マルサスの産児調節の手段を所有しないことをあげている。この論議は第8章と第9章で言及しているが、人口問題の論議がこの数十年間進展していないことに落胆したといっている。

人口問題を論じるときしばしば中国とインドがとりあげられるが、デイリーは「開発政策の手段としての人口扶養力」という切り口でエクアドルのアマゾン地域とパラグアイのチャコ地方をとりあげる。人間と他の生物種を対比して一地域における人口扶養力をみると、計算に必要な変数は①生活水準、②分配の不平等度、③技術、④交易の範囲である。この地域を一つの地理的条件と生態系に包摂された一つの世界と見ると、その結果としてカトリックという右派とマルクス主義という左派の教条的な反対にもかかわらず、産児調節はもはや政策として非現実的なものではないという見解に至っている。

V「国際貿易と持続可能な発展」においてデイリーは「自由貿易とグローバル化 vs 環境と共同体」のなかでグローバル化の利益と不利益を論じている。貿易における「比較優位」の理論に疑問をもち始めた時、デイリーはリカードゥの「資本は各国間で移動しない」という限定的な仮定まで遡って考えるに至った。そこから彼はIMFや世界銀行が進める調整政策が第三世界や環境に及ぼすダメージの大きさを認識し、「GATT体制下における国際商業の規制緩和に関する生態学的な経済分析」という論文で指摘した。

VI「持続可能な発展の経済学における二人の先駆者」

ではフレデリック・ソディの経済思想と、経済学持続可能性をエントロピーの概念によって読み解いたジョージエスク＝レーゲンを評価している。

19世紀後半から20世紀前半の先駆的化学者であるソディは科学が、人類にとって恩恵をもたらすのと同程度に災いのもとでもあると気づいた。原子力エネルギーの可能性と危険性を理解すると、世界を最終的に安全に保つためには経済状態(経済思想と経済制度)の変革が課題となると考え、経済学を異なった視線で批判した。彼は経済学者が無視してきた物理的基礎－熱力学の第一法則と第二法則が経済学の出発点でなければならないと主張した。

13章「ニコラス・ジョージエスク＝レーゲンの経済学への貢献」は彼への追悼論文であるが、彼等二人は経済学の新しいアプローチを物理学的、自然科学的視点から切り開き、持続可能な発展への従来の経済学とは異なる地平を示した。

最終部VIIは「倫理、宗教と持続可能な発展」であるが、ここでは聖書(旧約および新約聖書)における規範意識が世界を覆う経済活動をどのように形作っているかが、かなり客観的に観察されている。今日の主導的な経済学はキリスト教世界で形成されてきた。デイリーはキリスト教とその他の宗教は多様な経済システムと共に存してきたが、すべての経済システムが同程度に神の祝福を受けているだろうかと問い合わせ、現代世界における不平等を論じる。そこでは不平等制限原理は定常状態達成の必要条件であり、十分条件ではないとする。ゆえに不平等を制限する、最も単純で、最も明白な制度が最も優れているのはすなわち、所得の上限と下限という制度だと結論する。

### III 本書における グローバル化経済への視座

デイリーが持続可能な発展を考える際に批判すべき経済のあり方の中心は、グローバル化とみていると思われる。すなわち経済のグローバル化が進む中で、持続可能のためには外部的な環境費用と社会費用を国家レベルで内部化することが必要となるが、これは価格を高騰させる。自由貿易、自由な資本移動、自由な移民による経済のグローバル化の要点は、経済的な目的のために国境が事实上消滅するということである。これは持続可能な発展を支援する政策を実施する国的能力を損なう。自由貿易はグローバルに展開する企業とその国に利益をもたらすが、一方で輸送費と遠隔地にある供給先や市場への依存性を高め、職業選択の幅を狭める。経済のグローバル化には地球規模で利益を反証する事例が多くあるにもかかわらず、自由貿易にお

いて熾烈になる価格を引き下げ競争では、実質的な効率性の改善より罰則が無ければ費用を外部化する方法に傾く。そしてコモンズとしてある国や地域の共有財産であるべきモノ、サービスあるいは文化等がプライベートな所有の対象となり、商品化される。

自由貿易を主張する経済理論はリカードを引用し、「比較優位がグローバルな統合を擁護する」と信じているが、彼らはリカードの比較優位による自由貿易論の基礎が、資本は国民共同体の間で移動しないという明示的な仮説を無視しているようである。

#### IV おわりに——本書の示唆する 「持続可能な発展」の可能性ともどかしさ

現代の資本主義のありようについてさまざまな立場の研究者や政治家、あるいは国内・国際的行政の職にある、またはあった人の持続可能性を憂える論議がみられる。たとえば *Understanding Capitalism* のボウルズら、アマルティア・センまたは本書のデイリーらであるが、『セイヴィング・キャピタリズム（資本主義を資本家から守れ）』のラグラム・ラジャンらも資本主義がこのままでは危機に陥ることを危惧している。彼らに共通しているように思えるのは、基本的に市場経済が人類の歴史的に到達した最良の経済システムと考えているように見えることである。また、人口問題に関してアマルティア・センが中国の政策を批判的に見ているのに対し、デイリーの人口問題の捉え方は少し違うように見える。

センやデイリーらの市場経済のグローバル化批判は鋭いが、一方で彼らはあくまで市場主導の資本主義経済に軸足をおいており、社会主義といわれていた国家主導の資本主義経済といった理論は破綻したものとしているようである。しかし、人類が到達した20世紀後

半から21世紀の世界は、グローバル経済がまさに全地球を覆い、環境の危機とともに人類の社会が持続可能であるためにはあらゆる選択肢が求められている。ゴア米元副大統領が説いて回っている「不都合な真実」に正面から緊急に対処するためには、計画経済等過去の失敗をすべて否定するのではなく、市場経済では実現できなかったものも数え上げる謙虚さが求められるのではないだろうか。20世紀初期の国家主導の経済の近代化と資源配分の試みは失敗した。しかし、21世紀におけるコンピュータの処理能力は、資源等の適正配分において方向が明確であれば国家による計画への支援を期待することができるのではないだろうか。ナチュラルな人間性に任せる市場メカニズムが「見えない手」であるなら、競争の行きつく先が自由な競争から独占に向かうのが必然である。一方、市場経済を持続可能なものでありつけさせるために、法による規制——たとえば独占禁止法——いいかえれば、「見える手」（『セイヴィング・キャピタリズム』）がシステムに埋め込まれた安定剤として機能しなければならない。

福祉、自然環境、文化・教育といった市場化・商品化に適さないものを、社会のなかに維持するためにどのようなシステムがいいのかを選ぶことは、そこに生きる人びとに委ねられるべきだろう。修正資本主義であれ国家介入による市場経済、あるいは未来に期待される社会主義社会であれすべて選択肢であり、多様な可能性がモザイクを形成していくのかもしれない。

本書が出版されたのは彼が世界銀行を辞任した後の1996年であり、日本で翻訳・出版されたのが2005年11月であることをみると、21世紀にはいってから特に9・11後の地球上の急激な諸変化はデイリーが恐れた方向への進行がさらに進んでいることを感じさせる。

（服部寿子 所員 ヘルパー）

# 「市民の大学」を創る

— 京都自由大学の試みから —

SHIGEMOTO Naotoshi

重本 直利

## I はじめに

私が教員として勤務する龍谷大学の組織形態は学校法人であり、私が市民活動として参加している京都自由大学の組織形態は特定非営利活動法人である。現在、かつての国立大学は国立大学法人となり、また株式会社法人形態での大学が設立・運営されている。これらいずれも大学は法人経営体として管理・運営されている。こうした段階において、大学がどのように管理・運営されているかあるいは管理・運営されるべきかといった問いは、大学論一般としてだけでなく大学経営論の側面からもあらたに議論されるべきであろう。例えば、大学における学長、理事長は優れた大学経営者でなければならない。では、優れた大学経営者とはどういった存在と機能であるのか。その中身は企業経営者の場合とは大きく異なるものであり、また異ならなければならない。

## II 国家的大学経営から 市民的大学経営へ

歴史を振り返れば、1886年、「帝国大学令」第一条は、大学の目的を「国家の須要に応ずる学術技芸を教授」とした。1世紀余りを経て、1997年、大学審議会への文部省（当時）の諮問は、「国土も狭く、資源も少ない我が国」という使い古された前置きの後、「我が国全体の知的ストックの形

成による国力の維持」、「新規産業創出分野など的人材需要への配慮」を求めた。19世紀後半から21世紀初頭を迎えた現在、「競争的環境」という市場の論理を前面に押し出すという新しさを加えながらも、日本における国家と大学の関係は基本的に変化していない。いやむしろ、旧帝国大学を主軸とした大学構造（枠組）は、COE（センター・オブ・エクセレンス）に端的にみられるように、形を変えて今さらに強化されようとしている<sup>1)</sup>。それは21世紀版国家的大学経営論であるだろう。

上記の諮問を受けて1998年10月に出された大学審議会答申（以下、「答申」）は、現在の日本の大学経営の質を方向づけたが、奇しくもこれと同年同月に出された「ユネスコ・21世紀の高等教育に関する世界宣言」（以下、「宣言」）は21世紀の世界の大学の質を方向づけるべく出された。「宣言」前文は、高等教育の改革によって、「現在、価値の深刻な危機に見舞われている我々の社会が、單なる経済的事情を超えることが出来、道徳性と精神性の深まりを具体化することが出来る」<sup>2)</sup>としている。経済的事情を強調する「答申」と対称的である。さらに、高等教育の利用は「先住民、文化的・言語的少数民族、不利な立場の人々、占領下の人々また障害に苦しむ人々に対して積極的に推進されなければならない」（「宣言」第3条）、「高等教育の活動は、貧困、不寛容、暴力、無知、飢餓、環境汚染、病気を根絶することを目的としなければならない」（同第6条）という山積する諸問題に向き合っているが、「答申」にはこれら

の観点はまったく欠落している。

本稿でとりあげる京都自由大学の試みは、「宣言」に示される内容をふまえた市民的大学経営への取り組みでもある。また、この京都自由大学の試みは、社会権（人権）保障としての大学経営論の提起でもある。とりわけ国際人権A規約（社会権規約）の第13条2項cでは、「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとすること」<sup>3)</sup>と求めている。ここにおいて、端的に、世界一の高学費を前提とした日本の現行の大学経営における人権侵害状況をみることができる。

主要各国の学生納付金（初年度）は表のとおりである。世界の大学においては少なくとも国公立、州立では「受益者負担」という考え方はとられていない。「受益者負担」を根拠とした日本の学費政策の実行は人権侵害行為である。

人権保障としての大学経営論は、その一つの柱が教育・研究のあり方の課題であり、もう一つの柱はそれを支える管理・運営のあり方の課題である。この後者には、とりわけ経済的に一元化（特化）した管理・運営のあり方、市場原理に従った財政的側面の問題群が存在している。それは教育・研究のあり方と連動している。

これらの人権侵害状況の理解を欠落あるいは無視した種々の大学経営論は虚構の論であり、まやかしの論でさえある。また、その論に従う多くの

大学の管理・運営は、「虚構の大学」、「まやかしの大学」を日々創造していると言える。

### III 京都自由大学の設立と運営

京都自由大学の設立趣意書（一部）は次のように述べている。

「……日本の大学は、例外なく、戦後一貫して学費を値上げしてきました。学費の値上げは、給料や物価の上昇よりもはるかに急速で、大幅なものでした。このために日本のすべての大学は国際人権規約に違反している、ということにならざるをえません（なお、日本政府は、この人権規約を批准していますが、この第2項cについては留保しています）。日本の大学が歩んだ道は、国際社会が歩もうとする道と大きく食い違い、学費の点では全く反対の方向へ行ってしまっています。これに対し、私たちは、この京都の地において京都自由大学を開設し、地域にも市民にも開かれた大学づくりを目指します。また、何よりも京都自由大学は、国際人権規約およびそれをふまえたユネスコの高等教育宣言（1998年）、憲法、教育基本法の内容をふまえつつ教育・文化事業を進めています。……」。

自由大学の生い立ちは、まず2004年10月にオープン・カフェ・京都自由大学を企画し、2005年1月より呼びかけ人9名で、講師依頼および受講の呼びかけを行った。同年3月5日に開校式を「ひ

表 大学の学生納付金（初年度）

（単位は千円、端数四捨五入）

日本（2005年）	国 立	818	（うち入学料282）
	私 立	1,306	（うち入学料280）
アメリカ（2002年）	州 立	500	（総合・4年制大学平均、入学料なし）
	私 立	2,089	（総合・4年制大学平均、入学料なし）
イギリス（2003年）	国 立	215	（学費免除者43%，減額者14%。減免額は政府補助金で補填）
フランス（2003年）	国 立	19	（年間登録料。授業料・入学料なし）
ドイツ（2005年）	州 立	18	（学期毎〈年間2学期制〉の学生バス代、学生福祉会経費の合計。授業料・入学料なし）
韓国（2004年）	国 公立	335	（うち入学料24）
	私 立	401	（うち入学料55）

出所：文部科学省『教育指標の国際比較』（2006年度版）より作成。

※なお、ノルディック5ヶ国（スウェーデン、フィンランド、ノルウェー、デンマーク、アイスランド）は授業料・入学料なし。

と・まち交流館京都」で開催した。開校初年度の講座数は80余で、講座の会場は三条御幸町1928ビル1階・京都三条ラジオ・カフェであった。並行して、本事業および関連事業を円滑・安定的に運営するため特定非営利活動法人設立を計画し、設立総会を同年3月6日に開催した。法人認証は同年8月8日であり、登記は8月18日に完了した。その後、2006年12月より場所をエスペラント会館（西洞院通五条上る）に移し、2007年度で3年目を迎える。これまでの講師数は73名である。専門分野は人文、社会、自然科学のすべてにおよび、内容は理論から実践まで多岐にわたり、講師の職業は大学教員、NPO・NGO理事長・代表、諸団体理事・事務局長等、民間研究所所長、シネマ代表、新聞記者、牧師、医師など多彩である。受講生も現役大学生から高齢者まで、職業も多様である。

事業の目的は、京都において開かれた教育・文化空間を創造するとともに人権擁護および平和の推進を行うことをもって、社会文化および地域社会に貢献することとされている。この法人の主な事業は、①京都自由大学を運営し、教育・文化講座、講演会等の教育事業を行う、②地域社会に開かれた教育・文化空間を創造するため、他の教育・文化諸団体・機関との協力・共同の関係を築くための事業を行う、また、国際交流事業（韓国、他）を行う<sup>4)</sup>、③教育・文化講座、講演会等で得られた知的蓄積を広く市民に開放するための知的所有権の管理および出版事業（ブックレットなど書籍の発行）を行うとしている。

開設講座は、毎金曜・土曜に開講され（8月、9月、1月、2月は休み）、カリキュラムは、①総合教養講座（金・土曜日）、②韓国・朝鮮関係講座（主に金曜日開講）、③NGO・NPO関係講座（主に土曜日開講）、④語学講座（本年度は「市民のためのコリア語〈韓国語・朝鮮語〉講座」）の開講（金曜日）、以上の4つの柱で構成されている。主な協力関係団体として、特定非営利活動法人洛西文化ネットワーク（RCN）、特定非営利活動法人コミュニティFM京都、特定非営利活動法人京都社会文化センター（KSCC）が上げられる。連携している自由大学としては、郡山自由大学および岐阜自由大学である。

管理団体のNPO法人は、NPO会員の自主的な活動および管理によって成り立っている。会員

の種類は、正会員（京都自由大学の諸事業の運営・管理に関わる）、協力会員で構成されている。また、京都自由大学の受講生から年間受講契約として「友の会」制度がある。会員証は、NPOと友の会の2種を発行している。京都自由大学の組織の構成は、NPO法人の年次総会の下に運営委員会と理事会がおかれ、前者は①京都自由大学講義、②友の会、③大学事務局（組織、会報、広報）の3つの事業を担い、後者は①教育事業、②出版事業、③国際交流事業、④法人事務局（総務、財務、法務）の4つの事業を担っている。

## IV 大学の現状と京都自由大学

自由大学の存在は、戦前に日本各地での取り組みがあったが、その時代と現在では大学をめぐる状況は大きく変化している。現在では、高等教育の「大衆化」が進み、50%前後の進学率、専門学校を含むと70数%の進学率と言われている。だが、日本の大学進学率は欧米の水準に比べれば低い状況であり、今後も50%前後で停滞・推移するだろうと予測されている。

他方、国家との関係性で言えば、戦前の国家権力の大学への介入（例えば京都帝国大学での滝川事件など）とは様相が異なり、国家（行政）および経済界による教育・研究の実質的内容への介入（再編・構造改革）が進められている。国による設置認可（現在では基準を緩やかなものとしているが）からCOE、GP、「認証評価」、第三者評価の法的義務化まであり、昨年教育基本法が改悪され、現在の教育三法の改定へと続いている。特区申請による株式会社立の大学も登場し（LEC大学など）、その教学および管理運営内容に大きな問題を生んでいる。

各大学内では、国立大学法人の急激なトップダウン化の流れも影響し、国立大学法人、公立大学法人、学校法人（通称は「私立大学」）を問わずトップダウンが強化され、そこでは全構成員自治の完全否定、個々の教員・職員にとっての個別評価、任期制の導入なども絡んでの「恐怖政治化」が進み、一部の大学では「怖くて自由にものが言えない」状況ともなっている。ユネスコ「高等教育の教育職員の地位に関する勧告」のVIの31では、「自己の所属する機関をふくむ高等教育機関の機能を批判する権利と機会をもつ」<sup>5)</sup>とされている

が、この権利と機会が日本の大学においては奪われつつある。

最大の変化は大学の市場経済化（「民営化」＝民間企業経営化）である。日本の大学が世界一の高学費と言われて久しい<sup>6)</sup>。大学の市場経済化は一部の巨大国立大学法人、学校法人では顕著な動きとなっている。学費は、現在、初年度納付金が、国立大学法人の場合全学部83万円、一般に俗に「私立大学」と言われる学校法人の場合（専門学校も含む）は、文系・約120万円、理系・約150万円前後、看護医療系・200万円前後、薬学・200～300万円、獣医・250万円前後、医歯系・1,000万円前後（なお医学部入学全定員の40%弱を私立医学部が占める。6年間の平均学費は3,500万円を超えている）。前述の国際人権A規約第13条2項cの「漸進的無償化」と逆行する事態（条約違反）が続いている<sup>7)</sup>。誰のための何のための大学、学問かと問わざるをえない事態である。

京都自由大学は、その設立趣意書にもあるように、この「漸進的無償化」を大学管理・運営の中心的課題と位置づけている。日本政府（この条項に関する担当省は文部科学省と外務省）と日本の高等教育機関（各法人）の現状は、明らかな国際人権A規約違反（「条約違反」）状態である。京都自由大学の取り組みはこの問題と連動している。これまで長らく主張してきた第13条2項cの「漸進的無償化」の留保撤回だけではない運動としたい。1979年の同条約批准時に日本政府はこの条項を留保したが、留保したのは「漸進的無償化」についてであり、その後の1980年代の学費の高騰化は論外である。

国立大学法人化にあたって、フランスの日本研究者は「日本の大学は死んだ」と言ったようだが、学費問題からみれば少なくとも「日本の大学の人権はすでに死んでいた」と言える。

## V 京都自由大学の試み

京都自由大学では、「何のための京都自由大学か」、「京都自由大学の『オープン・カフェ』の理念とは何か」、「株式会社立に対峙するNPO法人立の意味は何か」、「学校教育と社会教育との新たな関係性とは何か」などの問い合わせを今も続けている。

ここでも歴史を振り返ろう。かつて東京（1951

年3月10日、神田のYMCA）で「自由大学春季開講記念講演会」が開かれた。講演者は上原專祿、その演題は「学問の自由」である。この場では、同時に、中野好夫の「自由人の苦悩」、都留重人の「世界不安の中に立つ日本経済」の報告があった<sup>8)</sup>。上原の講演は後に、「自由な学問への道——市民大衆のための自由大学開講にあたって——」として『上原專祿著作集6』に収められた。

この自由大学開講記念の場で、上原は、「学問の自由というよりは『自由な学問』ということに問題の焦点が合わされなければならない」<sup>9)</sup>と述べ、学問はこれまで人文、社会、自然科学において「文化遺産」として形成されてきたと強調した。この上原の言葉に接し、私は「文化遺産」としての捉え方の大切さを痛感する。それは、今、この「文化遺産」としての学問がずたずたにされようとしているからである。それは京都の町の景観が経済性・効率性の追求の中ですたずたにされているようにである。

また上原は、「大学教育の一つの職分」として「文化遺産としての学術上の知識を伝えてゆく」<sup>10)</sup>ことを上げている。さらに、「学問といふものは、その本来的な姿においては自由でなければならぬ。何よりも過去の伝統に対して自由でなければならぬ」<sup>11)</sup>とも述べている。「自由な学問」は、その対象においても方法においても自由でなければならない。それは政治権力からも経済権力からも自由でなければならない。上原は、「自由な学問」とは、「一般的には研究対象とならなかったようなものを研究の対象とし、従来問題として意識せられておらなかつたものを問題として意識する」<sup>12)</sup>と述べている。

京都自由大学では、問題、対象、方法において「自由」であり、講師も受講生もその能動的・主体的な担い手である。さらに上原は、講演の最後に、この「自由な学問」は、「従来の学問伝統の中で発見したのか」というと、そうではなく、大きく生きた生活の現実の中でそれを発見してきた<sup>13)</sup>と述べる。そして、その「大きく生きた生活の現実」の重要性を以下のように結論づけた。

「社会の全体というものが後を向いている、あるいは非常に沈滞しているといった場合には、仮に非常に秀れた思想家があったとしても、その秀れた思想家は社会との懸絶を意識して、自分自身の中にとじこもってしまい、学問研究などという

本来社会的な一面をもっている仕事については、その意味さえ見出しえなくなるに違いないのであります。そういう点からしますと、自由な学問が盛んになってゆくためには、学問の自由が尊重せられる社会、民衆が知的に能動的であるような社会がつくられてゆく必要がある、といわざるをえないのです<sup>14)</sup>。

「自由な学問」の獲得のためには、学問研究の担い手だけでなく、何よりも社会が・市民が知的で能動的でなければならぬ。上記の上原の言葉を用いれば、現在、日本の「社会の全体」というものが後を向いている、あるいは非常に沈滞している」とすると、そこでは大学人自らが「自分自身の中に閉じこもり、仕事については、その意味さえ見出しえなくなる」というようになっているのではないか。「自由な学問」の担い手としての自由大学の必要性は、上原が記念講演を行った1951年の時よりもますます高まっていると言えるのではないだろうか。

## VI 「市民の大学」を創る

現在、いわゆる民間的な経営手法を大学に取り入れる、教育行政としても民間活力を取り入れるということになってきている。この「民間」という場合は、一般には企業経営を指しているが、通常、「民間」という言葉はかなり広いと言える。企業だけを意味するわけではない。たとえ企業経営についてだけを考えても、通常、民間経営手法は、大企業、上場企業を中心に考えがちだが、それは多種多様なものである。例えば、京都の地域企業では、100年を超す歴史をもった企業が、現在、1500社以上を数えている。ここでは、NECとか日立とかトヨタといった日本を代表すると言われている経営手法とは異なった経営手法を長年培い現在に至っている。室町時代から続く企業もあり、多くは江戸時代、明治維新前後に創業した企業である。明治以降では田中耕一さんのノーベル賞受賞で有名になった島津製作所もある。これらはいずれも独自の経営手法をとて現在に至っている。民間経営手法というものは、企業に限っても決して一通りでは全くない。つまり、京都企業の100年以上の歴史を持つ1500社以上の会社には、1500通り以上の経営手法があると言える。どういった民間経営手法を導入するのかということ

を、文部科学省や国が考えているわけでは全くない。特定の大企業の、ある部分の「つまみ食い」をして、民間経営手法導入と言っているに過ぎない。また、よく取り上げられるトヨタの経営手法はその代表的な手法の一つにしか過ぎない。特定の民間経営手法をあたかも一般化して大学に押し付けることは大きな誤りである。

今、「市民の大学」を創るということは、もう一つの「民営化」(=市民経営化)の試みということである。それは、第一に既存の大学教育の市民のための改善・改革運動であり、第二に既存の社会教育の市民のための改善・改革運動であり、第三に株式会社立大学（市場原理に包摂されつつある国立大学法人、学校法人もこれに急接近中）に対する特定非営利活動法人自由大学の各地域での設立運動である。

市民的大学経営の組織と財務の実際をみてみよう。特定非営利活動法人京都自由大学の役員は、2007年3月1日現在、理事8名、監事2名、学長、副学長2名である。2006年会計年度（2006年3月1日～2007年2月28日）の資産合計224,739円、負債合計483,300円、正味財産はマイナス258,561円であり、損益計算書での収入合計は1,296,433円、支出合計は1,554,994円、当期損益はマイナス258,561円である。他方、比較のため一つの事例として国立大学法人京都大学をみてみよう。理事は7名（全員副学長、なお「最高経営者」の総長は理事として明示されていないが理事長の役割も担っているので実質理事は8名である）、監事2名、副学長11名である。2005年会計年度（2005年4月1日～2006年3月31日）をみると（1億円未満四捨五入）、資産合計3,919億円、負債合計1,277億円、正味財産はプラス2,642億円であり、損益計算書での経常収益合計は1,215億円、経常費用合計は1,171億円、当期損益はプラス43億円である<sup>15)</sup>。

このように比較すれば、同じ法人といって天と地ほどの開きがある。しかし法人の管理・運営としての形式は同格である。このようなスタンスおよび意気込みを大事にしたい。世界最古といわれるイタリアのボローニャ大学は、1088年、「学生組合」が創った大学、典型的な「学生のウニヴェルシタス（大学）」として有名である。当時の「学生と教師の共同組合」の小さな大学は、現在、学生数約10万人、23学部を擁する総合大学となっ

ている。京都自由大学もまた、2005年創設の「市民の大学」として「市民と講師の共同組織」の「自由な学問」を担う小さな大学ではあるが、数百年後の大学像の原型として未来の人々が歴史を振り返ることになるよう「市民の大学」を創造していきたい。

## VII 最後に

最後に、市民的大学経営を今後継続し拡大していくには、例えば出資金を募り、「京都自由大学基金」(仮称)を創設し、自由大学を管理・運営していく。当面、講師は100名程度を確保し、極力低額な授業料を定め、ユネスコ宣言(特に人間発達にとって障害となる山積する諸問題の解決を目指す高等教育の役割を重視する)および国際人権規約(特にA規約の第13条2項cの「漸進的無償化」)を誠実に履行する。この市民の大学づくりが、既存の国立大学法人、学校法人等に影響を与えるように、全国に広がることを願っている。

### 注

- 1) 重本直利「国家的大学経営から市民的大学経営へ—社会権保障としての大学経営論—」、中村共一編著『市民にとっての管理論—公共性の再構築—』八千代出版、2005年、115頁。
- 2) 重本直利訳「ユネスコ・21世紀の高等教育に関する世界宣言—展望と行動」、『高等教育政策検討委員会年次報告(1998年度)』全国国庫助成私立大学教授会連合・同委員会、1999年、27頁。
- 3) 龍谷大学教育開発センター編『21世紀の高等教育、科学、文化、自由に期待されているもの』〔「大学教育開発」参考資料第1集・国際連合関係〕、龍谷大学教育開発センター、2001年、72頁。
- 4) 国際交流事業として、日韓NGO交流セミナーを

2006年11月に京畿道にある京畿社会フォーラムと共に第1回をソウル近郊で開催し、第2回は2007年5月に京都で開催した。いずれも主催団体は京都自由大学と京畿社会フォーラムである。第3回は韓国で開催する予定となっている。第1回日韓NGO交流セミナーの詳しい内容は、『私の記憶』(発行・特定非営利活動法人京都自由大学)、2007年を参照されたい。また、地域に開かれた事業として、京都自由大学・夏休み特別講座「親子で科学映画を楽しもう—宇宙と気象の不思議—」を四条烏丸COCONビルの京都シネマで2007年8月18日～24日に開催。

- 5) 東京高等教育研究所・日本科学者会議編『大学改革論の国際的展開—ユネスコ高等教育勧告宣言集—』青木書店、2002年、120頁。
- 6) 日本の学費問題の深刻さを鋭くかつ包括的・実証的に指摘したのは故田中昌人氏である。田中昌人『日本の高学費をどうするか』新日本出版社、2005年を参照されたい。
- 7) この「条約違反」という視点を提起したのは戸塚悦朗氏である。詳しくは氏の次の論文を参照されたい。戸塚悦朗「高等教育と学費問題—日本による国際人権(社会権)規約13条違反について—」『国際人権法政策研究』第2巻第2号、国際人権法政策研究所、2006年所収。
- 8) 『上原専祿著作集6』評論社、1990年、324頁。
- 9) 同上、150頁。
- 10) 同上、151頁。
- 11) 同上、152～152頁。
- 12) 同上、154頁。
- 13) 同上、156頁。
- 14) 同上、157頁。
- 15) 『京都大学概要2006』(京都大学広報センター編集・発行)より。  
(しげもと なおとし 特定非営利活動法人  
京都自由大学理事・事務局長)

## 『経済科学通信』最近のバックナンバーの御案内

— 112号（2006年12月発行） —

### 特集 切り崩される社会保障

#### 焦点の生活保護

- 主として行政運用、最低生活保障水準についての現状と課題 — ..... 吉永 純  
社会福祉の「準市場化」と「市場個人主義」 ..... 岡崎 祐司  
これからの中等社会保険とベーシック・インカムの可能性 ..... 小沢 修司  
障害者のエンパワーメントの課題と性的コミュニケーションへの自由をめぐって ..... 神谷 章生  
社会保障の市場化に対する從来型批判の克服と諸課題 ..... 大松美樹雄  
グループホームの現場から介護制度の改革を考える  
— 認知症高齢者と家族の願いに応えるために — ..... 平野 次郎

#### [NEWS を読み解く]

- 世界平和フォーラムと北朝鮮の核実験 ..... 藤岡 悅  
教育基本法「改正」の意味するもの ..... 離水 敏正  
北朝鮮「経済改革」は今後20年続く  
— 朝鮮社会科学院経済研究所長に聞く — ..... 大西 広

ほか

— 113号（2007年4月発行） —

### 特集 憲法と経済

- 安倍政権の政治課題と憲法改正問題 ..... 上田 勝美  
「憲法改正」をねらう安倍晋三の思想とスタイル ..... 石田 徹  
「新憲法草案」と東アジアの中の日本 ..... 石川 康宏  
「憲法9条は今が旬」、その6つの理由 ..... 藤岡 悅  
法哲学的視野の中の憲法改定 ..... 中村 浩爾

#### [NEWS を読み解く]

- 6カ国協議と問題解決への道 ..... 山田 文明  
北朝鮮経済に関する最新情報 ..... 大西 広  
アメリカの住宅バブル ..... 大井 達雄  
ガバナンス支援における今後の課題  
— ボスニア・ヘルツェゴビナの事例から — ..... 泉谷 晃

ほか



## 「特集 憲法と経済」 —『経済科学通信』113号を読んで—

### I はじめに

『経済科学通信』113号（2007年4月）は「特集 憲法と経済」を組み、上田勝美「安倍政権の政治課題と憲法改正問題」、石田徹『憲法改正』をねらう安倍晋三の思想とスタイル、石川康宏『新憲法草案』と東アジアの中の日本、藤岡惇『憲法9条は今が旬』、その6つの理由、中村浩爾「法哲学的視野の中の憲法改定」の5つの論稿を掲載している。

今回の「特集」が、最近の憲法情勢とりわけ改憲動向にかかる憲法関連のテーマなので、同誌の編集局は憲法研究者の私に誌面批評を依頼されたものと思われるが、多くの論稿は狭義の憲法学的な考察によるものではないうえに、どの論稿もそれぞれの専門的な知見に基づいて考察されているので、筆者が適切な批評を加えるものはほとんどない。むしろ、興味深く読んだ次第である。したがって、ここで書くことは、いわゆる批評に値するものでは必ずしもないことをお断りしておく。

ただ、編者による特集のテーマ設定の趣旨が、誌面には明記されていないので、どのような観点から批評したらよいか、とまどった。「憲法と経済」というテーマだけをみると、改憲動向の中での憲法と経済のかかわりに焦点を当てた論稿で、特集が組まれているものと予想したが、全体的には必ずしもそうなっていない。石川論文や藤岡論文のような経済学者の論稿や政治学者の石田論文は、憲法と経済の関連性を考慮している部分はみられるが、憲法学者の上田論文や法哲学者の中村論文は、そのような点を文面上はあまり考慮していないように思われる。

それはともかく、「憲法と経済」というテーマ設定の背景にあるのは、藤岡論文の冒頭に書かれている、2006年9月の「基礎研」研究大会で設定されたテーマ「憲法改定は日本経済をどこに導くか」に由来しているものと推察される（藤岡論文と石川論文は当大会での報告に基づいている）が、執筆者全体にその趣旨が周知され、生かされているのか不明である。

そのことが、全体的には、最も重要な論点の一つである、改憲と新自由主義（経済）とのグローバルな関

連性が考察されているにしても、例えば自民党の新憲法草案のどの条項が新自由主義的経済を正当化することになるのかといった具体的な論点の考察を欠落させることになっているよう思われる。この点については、Ⅲで私見を述べることにするが、雑誌としては、テーマ設定の趣旨を明示された方が、執筆者のためにも、読者のためにも親切であろう。

以下、各論稿の特色を指摘したうえで、そこから今後さらに検討されるべきいくつかの課題を提示することにしたい。なお、各論稿は、本年2月中旬ころまでに執筆されたものと思われるが、その後、5月には憲法改正国民投票法が成立し、改憲情勢がより緊迫している。投票運動を大幅に規制する不公正なルールによる国民投票は3年後に施行されるが、それまでに、同法によって設置される憲法審査会では改憲論議などが行われるため、改憲の実質が固められてしまう恐れがある。自民党は、7月末の参議院で改憲を争点とし、自民党の改憲草案を軸にした改憲論議を活発にする出発点にしようとしている。

### II 各論文の特色

①上田論文は、安倍首相の憲法や政治感覚の危うさが、日本国憲法の平和主義の歴史的性格や国民主権の意義の無理解、あるいは個人と国家を対立関係でとらえる近代立憲主義觀の欠落にあると分析している。自民党の新憲法草案については、集団的自衛権や海外派兵、軍事裁判所などを容認する9条改正、「公共の福祉」に代わる「公益および公の秩序」による人権の大幅な制限、憲法改正手続きの緩和などを批判し、自民党の改憲論を総じて国家主義的なものとして批判している。それに対して、絶対平和主義に基づく立憲主義の国家像の樹立を21世紀の課題として提案している。私見も上田論文に賛同するが、従来の自民党改憲案と異なる新憲法草案の新自由主義的な側面の検討も必要と思われる。この点は、次の石田論文が補ってくれている。

②石田論文は、政治学者らしく、安倍首相自身が主張する「保守主義」（「開かれた保守主義」）について、政治思想史上の保守主義の概念にてらして検討すると

曖昧であること、イラク戦争や競争的市場主義（構造改革）の評価をめぐっても、これを評価する新自由主義的親米保守と、それに批判的で共同体的なものを重視する反米保守が対立しており、安倍が両者を求めるに矛盾が生ずると指摘しているのは、興味深い。実際、安倍は小泉内閣の親米的な新自由主義的保守主義（新保守主義）を継承しつつも、伝統的保守の福祉観に基づき格差社会の是正などを意識しているという。

③石川論文も上田論文と同様、自民党新憲法草案の問題点を指摘したうえで、その背景には、財界の要請があることが考察されている。とりわけ東アジア経済共同体における日米同盟の強化のためには、新自由主義的経済を推し進めることと、海外派兵などが必要になっている。しかしそれは、国民の生存権的権利を否定することになり、東アジアとの友好を害することにもなる。また、安倍が歴史や靖国問題などに拘りすぎると、財界やアメリカとの軋轢を生むことになる。このようなことから、憲法どおりの国づくりをすることが、日本経済の健全な発展になると提言している。

④藤岡論文は、右派的改憲論に対抗して、専守防衛論に立つ憲法9条擁護論と一切の戦力を認めない9条擁護論の相互理解を深め、共闇していくにはどうしたらよいかという問題意識で、憲法9条の存続意義を以下の6つの理由をあげて考察している。改憲論は靖国史観に基づいているため日本の経済力・道義力を損なうこと（この指摘は石川論文とも共通）、核時代においては戦争が紛争解決に役立たないこと、軽武装が東アジアの経済発展の源泉であったこと、朝鮮半島の戦争を終結させて北朝鮮の核兵器などを放棄させることができること、日米安保体制の漸進的な変質が可能であること、である。そのうえで、非軍事的な手段による平和創出の提言も行っている。ただ、藤岡論文の日米安保を維持したままでの9条擁護論については、次の中村論文が「おわりに」に指摘している、憲法問題を考えるさいの日米安保棚上げの傾向や、安保条約自体のもたらしている問題を重視する視点との整合性が検討される必要があろう。

⑤中村論文は、すでに解釈改憲が行われている中で、とくに9条改定が行われると、海外派兵など、ますます矛盾が拡大すること、また自治意識が定着していない中の憲法改定はマイナス面が大きいことを指摘する。このような問題意識のもとで、憲法の前提とする

人間像について、ドイツ憲法の「人間の尊厳」よりは日本国憲法の「個人の尊厳」の方を評価する。そのうえで、個人と共同体の協同的な関係、強制的動員に組み込まれない参加のあり方が検討課題とされている。その他、日本国憲法の平和主義が生命権尊重との関係で死刑否定論と親和的なことが指摘されている。この論点は検討に値するが、中村論文の中での位置づけが必ずしも明確ではない。さらなる考察を期待したい。

### III 自民党新憲法草案における 新自由主義経済正当化の憲法的態様

本稿の「はじめに」で指摘した「憲法と経済」というテーマで、今日の改憲論で検討されるべき論点である、自民党新憲法草案における新自由主義経済正当化の憲法的態様について私見を述べておく。

現行憲法では、国民には「公共の福祉」のために権利行使する「責任」があることが規定されているが（12条）、自民党草案では、自由で公正な活力ある社会発展を目指し（前文）、「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚しつつ、常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利行使する責務を負う」と規定されている（12条）。

自民党草案の「国民の責務」の強調には、①国を愛すべきだという保守主義や国家主義の要素、あるいは従来の人権・権利重視論への批判的意味が含まれている（29条2項では財産権の福祉国家的規制でなく有事法制による国家主義的規制も可能）。しかしそれだけでなく、②政府の助けを借りずに自律的に行動し自己責任をとるべきだという新自由主義的な意味が含まれていると考えられる。②については、例えば職業選択に関してつけられている現行憲法22条の「公共の福祉に反しない限り」という制約が、草案22条で撤廃されているのは、経済活動を野放しに保障する新自由主義の現れである。ワイマール憲法以降の現代憲法で「公共の福祉」が規定されたのは、自由放任主義的な資本主義経済活動や私有財産制度に規制を加え、国民の生存権や労働者の権利を保障するためであった（福祉国家）が、このような考えは、現代の新自由主義の立場からは障害物になっているのである（詳細は澤野『平和主義と改憲論議』法律文化社、2007年参照）。

（澤野義一 大阪経済法科大学）

## 基礎経済科学研究所 2007 年度研究大会プログラム

日時：2007 年 9 月 22,23 日 会場：京都大学経済学研究科

### メインテーマ 「人間発達の経済学」の革新

#### 大会第一日目 [9 月 22 日(土)]

10:00-12:30 並行セッション\*

14:00-18:00 共通セッション① 「人間発達の経済学」に期待するもの

司会 大西 広 京都大学教授

報告 許 崇正 南京師範大学教授

「中国における「人間発達の経済学」」

富沢賢治 聖学院大学教授

「「労働の社会化論」から見た人間発達の経済学(仮)」

大谷禎之介 法政大学名誉教授

「アソシエートした諸個人の生成と発展」

#### 大会第二日目 [9 月 23 日(日)]

9:30-12:00 並行セッション\*

13:00-14:00 記念講演

池上 悅 京都大学名誉教授 「人間発達の経済学」の革新」

14:00-17:00 共通セッション② 「人間発達の経済学」の革新」

司会 小沢修司 京都府立大学教授

第一部 各並行セッションからの討論報告

第二部 パネルディスカッション

パネラー 森岡孝二 関西大学教授

大西 広 京都大学教授

中村浩爾 大阪経済法科大学名誉教授

増田和夫 京都経済短期大学講師

藤岡 悅 立命館大学教授

■プレシンポ(9/21, 16:00pm-, 於 経済学部第 101 演習室)

李晏墅 南京師範大学教授「企業管理活動と人間発達」

#### 並行セッション

#### 9 月 22 日(土)午前の部

■主体形成論--どのような人間を形成するか

報告者：中村浩爾・服部寿子・吉田省二

■人間発達と社会主義--どのような社会を形成するか①

報告者：的場信樹・芦田文夫・重田澄男・八尾信光

■資本主義とジェンダー--どのような社会を形成するか②

報告者：青柳和身・石田好江・藤田隆正

■人間発達とベーシック・インカム--どのような社会を形成するか③

報告者：小沢修司・梶原太一・橋本慶一・小林伸考

■グローバリゼーションと人間発達--発達保障論①

報告者：阪本将英・小野満・東愛子・森島渉

■技術と人間発達--人間発達の条件と必然性①

報告者：山西万三・木下英雄・十名直喜

■自由論題「資本主義の分析モデル」

報告者：大畑智史・金江亮・西敦

**9月23日(日)午前の部**

■地域における人間発達--どのような社会を形成するか④

報告者：佐中忠司・梅垣邦胤・池田清

■経済学における人間像--どのような社会を形成するか⑤

報告者：新村聰・尼寺義弘・森本壯亮

■エンパワーメント論の進化--障害者の性、リプロダクティブヘルス、市場化社会(仮)--  
発達保障論②

報告者：川畑智子・菅野淑子・神谷章生

■人間発達を促す社会、教育のあり方を制度面を中心に探る--発達保障論③

報告者：岩崎克司・葉杖健太郎・笠井弘子・黒田晃・田中幸世

■人間発達とケータイ資本主義--人間発達の条件と必然性②

報告者：林弥富・岡宏一・増田和夫

■人間発達と農業・食料--人間発達の条件と必然性③

報告者：江尻彰・森井久美子・大西広

■人間発達と格差・労働環境--人間発達の条件と必然性④

報告者：中根康裕・大辺誠一・高田好章

---

※ 以上は本誌原稿締切時点での予定表です。

最新の予定表は、基礎研 HP (<http://www.kisoken.org/>) を御覧ください。

※ 予稿集も用意しております。事務局 (office@kisoken.org) まで御連絡ください。

## 基礎経済科学研究所規約

第1条 本団体は基礎経済科学研究所（以下、研究所と略す）と称し、研究所事務所を京都市におく。

第2条 研究所は経済科学を自主的集団的に研究し、経済科学の創造的発展と研究能力の発展とをつうじて社会の進歩に貢献することを目的とする。

第3条 研究所の構成員を所員・所友とする。規約を認め、所定の所員費・所友費を納め、その条件に応じて研究所の活動をおこなう人は所員・所友となることができる。

(1) 所員・所友は、社会科学・社会問題に関する研究業績があることを要件に、理事会の審議を経て所員とする。その経験のない者は、「基礎研・自由大学院」に入学し、所友になり、「自由大学院」を修了後所員となる資格を得られることとする。所員は、総会における議決権、役員に選出される権利を持つ。

(2) 所友は、総会での議決権、役員への被選出権をもたない。それ以外は所員と同等のサービスを受けることができる。

第4条 研究所の入所および退所の手続きは次のとおりである。

(1) 入所の承認は、理事会によって承認を得ることとする。

(2) 退所は本人の届出による。なお、所員費を長期にわたって滞納したものは、理事会の審議をへて除籍できる。

(3) 研究所の名誉を著しく傷つける行為をおこなったものは、理事会の3分の2以上の賛成をえて除名できる。この場合、総会の承認をえなければならない。

第5条 研究所は経済科学研究の発展のため、次のような活動をおこなう。

(1) 所員・所友の共同研究および個人研究の促進。

(2) 定期刊行学術雑誌『経済科学通信』による研究成果の発表と普及。

(3) 「自由大学院」の開設および市民講座等の開催。但し規定は別途定める。

(4) 各種出版物の編集・刊行。

(5) 学術研究に必要な資料収集、情報交換および他の研究団体との研究交流。

第6条 研究所は最高決議機関として総会をおき、理事長が招集する。年一回定例総会を開催する。総会は、所員の過半数によって成立し、議決は出席所員の過半数によっておこなわれる。総会は以下の諸項を審議し決定する。

(1) 活動報告の承認と活動方針の決定。

(2) 会計報告の承認と予算の決定。

(3) 理事および会計監査の選出。

(4) 会計監査の報告。

(5) 規約の改正。

(6) その他重要事項

全所員の3分の1以上の要請があった場合、または理事会が必要と認めた場合、臨時総会を開催する。

第7条 理事会は、総会によって選出された理事から構成され、次の総会までの間、研究所の活動全般の執行責任をとる。理事会は理事の互選によって理事長、事務局長および若干名の常任理事を選出する。理事会は年2回以上理事長が招集する。理事会の間の業務は常任理事会を適宜開催し執行することとする。

第8条 研究所は、所員・所友の居住する地域の別に応じて支部をおくことができる。

第9条 研究所の財政は、原則として所員費・所友費によってまかなう。所員費は1ヶ月1口（1,200円）以上とする。所友費は1ヶ月1口（1,000円）以上とする。両者とも前納を原則とするが、減額することができる。研究所がおこなう出版、編集等に伴う収入は、研究所の財政にあてることができる。

第10条 研究所の会計の収支を監査するため、会計監査2名をおく。監査の結果は定例総会において報告しなければならない。会計年度は8月1日から7月31日とする。

第11条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

付則 (1) 本規約は、1980年10月5日より施行する。

(2) 本規約の施行にともない、1973年3月の総会において制定された規約および1975年6月の臨時総会において改正された同規約を廃止する。

(3) 1987年3月22日 一部改正

(4) 2000年9月15日 一部改正

(5) 2004年9月11日 一部改正

# 桜井書店

東京都文京区本郷 1-5-17 三洋ビル <http://www.sakurai-shoten.com/>  
TEL (03) 5803-7353 FAX (03) 5803-7356 価格税別表示

森岡孝二編

四六判上製 2,100円

## 格差社会の構造 グローバル資本主義

「格差社会」と「グローバリゼーション」をキーワードに  
現代経済を読み解く。

序 章 こうして拡大した格差と貧困  
第一章 新しい働きすぎとホワイトカラー・エグゼンプション

森岡孝一  
高田好章

第二章 雇用の外部化と製造業における派遣・請負  
第三章 アメリカのスタッフィング・サービス産業と  
労働市場改革

仲野(菊地)組子

高橋邦太郎

高島嘉巳

大辺誠一

小野 满

森井久美子

第八章 バイオテクノロジーと多国籍種苗企業

菊本義治編

A5判上製 1,900円

経済学の基礎知識・基礎理論(ミクロ経済学／マクロ経済学)  
を日本経済の歩み・現状理解と結合した新しいスタイルの  
入門書。

執筆者——阿部太郎・伊藤国彦・菊本義治・間宮賢一・宮本順介  
本田 豊・安田俊一(五十音順)

## 日本経済がわかる経済学

藤田 勇著

9月下旬刊

A5判上製 1,900円

## 自由・民主主義と社会主義 1917~1991

――社会主義史の第2段階とその第3段階への移行

柴田徳太郎編

A5判上製 4,700円

## 制度と組織 理論・歴史・現状

制度経済学の具体像  
関連および労使関係の歴史分析を中心に、「資本主義の  
共進化」の仮説を提示しつつ、制度経済学の理論と方法  
を具体的に展開する。

執筆者——柴田徳太郎・中川淳平・大森拓磨・坂上亮太・平野  
裕三・石塚史樹・古谷真介(報筆順)

経済理論学会編

四六判並製 2,000円

## 季刊 経済理論 第44巻第2号 (2007年4月)

### 特集○現代資本主義と情報革命

特集にあたって  
「情報化」を視軸に現代資本主義を見る

情報通信革命の進展と資本主義の変容

IT革命とは何か? — ひとつの中間報告

情報化と新しい分業構造

非正規雇用への代替と経済成長

資本蓄積と労働力市場の安定性・不確定性

Kautsky, Lukacs, Althusser and the Retreat from the Economic

in Marxism—with the Return in Uno

技術と環境——問題提起として

ほか

氏川恵次

高橋 勉

間宮賢一

藤田 正樹

半田 敏

小谷 崇

渋井 康弘

高橋 勉

間宮賢一

藤田 実

渋井 康弘

高橋 勉

間宮賢一

藤田 実

渋井 康弘

高橋 勉

間宮賢一

藤田 実

渋井 康弘

高橋 勉

間宮賢一